

目 次

第1号 (3月4日)

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸報告	8
議案第3号	24
議案第4号	25
議案第5号	26
議案第6号	27
議案第7号	30
議案第8号	32
議案第9号	33
議案第10号	39
議案第11号	43
議案第12号	44
議案第13号	45
議案第14号	52
議案第15号	53
議案第16号	54
議案第17号	60
議案第18号	62
議案第19号	63
議案第20号	67

議案第 21 号	67
議案第 22 号	67
議案第 23 号	67
議案第 24 号	67
発議第 1 号	71
発議第 2 号	72
散会	73

第 2 号 (3 月 6 日)

議事日程	75
本日の会議に付した事件	76
出席議員	77
欠席議員	77
事務局職員出席者	77
説明のため出席した者の職氏名	77
開議	78
議案第 16 号	78
議案第 17 号	82
議案第 18 号	83
議案第 19 号	83
散会	84

第 3 号 (3 月 18 日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	86
出席議員	87
欠席議員	87
事務局職員出席者	87
説明のため出席した者の職氏名	87
開議	88
一般質問	88
1番 松本 照行君	88

4番 平田 康雄君	102
6番 安丸眞一郎君	119
10番 白根 美穂君	134
散 会	145

第4号 (3月19日)

議事日程	147
本日の会議に付した事件	148
出席議員	149
欠席議員	149
事務局職員出席者	149
説明のため出席した者の職氏名	149
開 議	150
一般質問	150
3番 中村 竜博君	150
8番 河野 政之君	163
7番 平山 賢治君	168
11番 野瀬 繁隆君	186
散 会	201

第5号 (3月21日)

議事日程	203
本日の会議に付した事件	205
出席議員	207
欠席議員	207
事務局職員出席者	207
説明のため出席した者の職氏名	207
開 議	208
議案第3号	208
議案第4号	208
議案第5号	209
議案第6号	210

議案第 7 号	210
議案第 8 号	211
議案第 9 号	211
議案第 10 号	218
議案第 11 号	219
議案第 12 号	221
議案第 13 号	221
議案第 14 号	224
議案第 15 号	225
議案第 20 号	225
議案第 21 号	225
議案第 22 号	225
議案第 23 号	225
議案第 24 号	225
発議第 1 号	234
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	235
閉 会	235
署 名	236

大刀洗町告示第9号

令和7年第9回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月19日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期日 令和7年3月4日

2 場所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行	古賀 世章
中村 竜博	平田 康雄
實藤 量徳	安丸眞一郎
平山 賢治	河野 政之
大石 純	白根 美穂
野瀬 繁隆	高橋 直也

○応招しなかった議員

令和7年 第9回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）
令和7年3月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年3月4日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第10 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 町道の認定について
- 日程第17 議案第16号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第22 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第26 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第10 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 町道の認定について
- 日程第17 議案第16号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第22 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第26 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議について
-

出席議員 (12名)

1番	松本	照行	2番	古賀	世章
3番	中村	竜博	4番	平田	康雄
5番	實藤	量徳	6番	安丸	眞一郎
7番	平山	賢治	8番	河野	政之
9番	大石	純	10番	白根	美穂
11番	野瀬	繁隆	12番	高橋	直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	案納 明枝
住民課長	矢野 智行	会計課長	山田 恭恵
財政係長	福岡 信義	行政係長	堀内 智史
工務係長	黒岩 雄二	下水道管理係長	古賀 隆司
国保年金係長	白石 敬一		

開会　開議午前9時30分

○議長（高橋　直也）　皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は、12人です。

ただいまから、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋　直也）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、河野政之議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋　直也）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎）　改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

令和7年第9回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を報告いたします。

委員会は、令和7年2月25日火曜日午前9時半から、協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て、協議をいたしました。

会期及び会期日程表を御覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和7年3月4日火曜日から21日金曜日までの18日間と決定しました。次に、会期日程について申し上げます。

本日3月4日は本会議を開催し、日程に従いまして、順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

5日水曜日は休会といたします。

6日木曜日は、本会議を再開し、議案第16号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第

7号)についてから、議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算(第4号)についてまで、4件の各補正について採決することといたしております。

7日金曜日から9日日曜日は休会といたします。

10日月曜日から13日木曜日までの4日間は、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会付託をしていただき、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、5件について委員会審査をしていただきます。

14日金曜日から17日月曜日は休会としますが、17日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

18日火曜日、19日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。18日は通告1番から4番までの4名、翌19日は通告5番から8番までの4名といたします。

20日木曜日は休会といたします。

21日金曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

なお、本議会に健康保険証とマイナ保険証の併用を求める陳情1件の提出がありましたが、配付のみの取扱いとしております。

また、委員会からの発議が2件予定されておりますが、発議2号公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議については、初日採決することとしております。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようにお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長(高橋直也) お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月21日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高橋直也) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長(高橋直也) 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和6年11月末日分の、例月出納検査の結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本でございます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は、1月28日、全委員5名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催し、介護保険制度及び介護保険の認定と利用状況を内容として、福祉課所管事務調査を実施いたしました。

2000年度から導入された介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにと生まれた社会保障制度になっています。

大刀洗町では、介護保険事業全般の業務を行う広域連合に属して、うきは市と一緒に支部を構成し、介護申請や保険料の徴収など、住民と直接関わる窓口業務を行っております。

介護保険料は、所得に応じて25段階の区分に分けられて、低所得者への負担軽減を行っております。

また、介護認定につきましては、本人または家族が町の担当窓口——福祉課でございますけれど——に申請すると、訪問調査が行われ、主治医の意見書等を基に介護認定審査会で審査、判定される仕組みとなっております。認定後にケアプランが作成され、居宅サービスや施設サービスなどの様々なサービスが受けられることになっております。

大刀洗町の利用者は徐々に増え始めており、それに伴い介護給付も増加して、令和5年度で12億円、2050年度においては15億円まで増加するような予想になっており、それに伴い保険料の額も変わってくるとの説明がございました。

委員からは、広域連合本部で行われる支部のグループ分け、また、認定審査会の具体的なやり方、ケアマネージャーの資格などについて質問があったところです。

次に、2月3日及び2月12日に実施いたしました総務文教厚生・建設経済合同委員会について、簡単に報告いたします。

2月3日は、税務課から令和6年12月31日現在での6年度税の収納状況の報告を受けましたが、おおむね前年同期と同じような収納率を確保しているとの報告を受け、委員からは、固定資産税に係る評価替え等についての質問がございました。

2月12日は、各課から、順次、令和7年度主要施策・事業計画についての報告を受けました。最終決定ではないという前置きがあったものの、重要事業の継続、新規の事業概要の説明を受け

たものです。詳細な質疑については、3月10日からの予算特別委員会で行う予定になっております。

次に、2月27日に開催いたしました総務文教厚生委員会は、全委員5名の出席の下、委員会を開催し、学校給食及び体育施設等の空調設備を内容として、菊池小学校と勤労者体育センターの視察を行いました。

視察に先立ち、視察の内容の概要について、協議会室で、子ども課及び生涯学習課から説明を受けたところです。

まず、学校給食につきましては、食物アレルギーと調理室の空調設備を内容としたものでした。

現在、大刀洗町での食物アレルギーの児童生徒は、小学校が30名、それから中学校が7名、対象者となっているとのことです。そのアレルギー食物も、御承知のように、小麦、卵、乳製品、甲殻類などをはじめ、様々な食物に及んでいるとの説明がありました。アレルギーの症状は様々で、呼吸困難など命に関わる症状もあり、絶対に混入させてはいけないため、保護者、教職員、調理員が一体となった管理体制が必要となっています。

一月前に給食献立表を作成、家庭に配付して、当日は児童・生徒ごとのアレルギー対応を担任共々確認するとともに、配膳のトレイの色分け、個人別の名札も準備されており、また、専用の調理場所、調理器具を設け調理されているとの説明を受けたところです。

実際に菊地小学校の給食室、調理室を視察したら、これらのことことが明確にルール化されており、子供たちを守る皆さん方、関係者の配慮に安心したところです。

さらに、調理室の空調設備につきましては、食品の品質、調理員さんの健康維持のため、基準室温25度以下であるところ、実際の現場では設定温度23度で運用されているようございますが、多くの火を使うため室温が下がりにくく、夏場の調理においては30度を超えていることも多くあるとのことでした。こまめな温度調整もさることながら、空調機そのものの性能を向上させる必要があると強く感じたところです。

次に、屋内体育館施設の空調設備につきまして、スポーツ活動中の熱中症対策は、温暖化の中で全国的な課題となってきて、国も対策を進めているところですが、大刀洗町では7施設があり、空調は整備していない状況にあります。

現在、空調設備の整備のための検討に入っているものの、施設の断熱性など、事前に検討すべき様々な課題もあり、具体的な計画までには至っていない。特に、勤労者体育センターは小中学校体育館に比べ容積が格段に大きく、十分な検討が必要との説明がありました。実際に勤労者体育センターを視察すると、空間の広さや天井の断熱性など、様々な要件をクリアすべきということを改めて認識したものです。

委員からは、バトミントンの県大会が行われておりますし、そういった意味では無風な状態が

必要であることや、国・県の補助金の活用などの意見がありました。

いずれにしても、喫緊の課題として、7年度から鋭意議論をするべきであるとの意見を申し上げたところです。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

なお、古賀委員長は、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長でもありますので、調査特別委員会につきましても続けて報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） それでは、改めまして、おはようございます。

まず最初に、建設経済委員会のほうから御報告を申し上げます。

私からは、閉会中の所管事務に関する調査などにつきまして、御報告をいたします。

令和7年1月28日の午後1時半より、協議会室におきまして、建設経済委員会を開催いたしました。出席者は、全委員及び高橋議長と佐田局長でございました。また、執行部からは、農政課の矢永課長及び塩足農業振興係長、そして農業振興担当の佐田さんでございました。

審議事項は2つございまして、一つは、令和6年度に実施中の農業用ため池浚渫事業の進捗についてでございました。

これは、本郷の琵琶ため池と、甲条の十三塚溜池でございますが、進捗はほぼ工期どおりということで、3月末には全て完了するということでございました。計画どおりの御対応を、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいというふうに考えております。

それから2つ目は、令和4年度から本年度にかけまして実施してきております町内7つの農業用ため池、これの浚渫事業効果の検証業務について、詳しく説明を受けたところでございます。

しかしながら、検証には、ため池の洪水調整能力の確認とか、河川の氾濫シミュレーションなどを行う必要がございまして、これにはかなり工数とお金がかかるということで、特に費用の面では、やりようによっては700万から2,000万ぐらいかかるだろうというふうな御説明でございました。

ただ、現時点におきましては、費用の裏づけがないものですから、委員会といたしましては、これだけのお金——これは町の単費になろうかと思うんですが、これだけ金をかけてまでやる必要があるのかというような御意見もございまして、今回、検証作業につきましては、今後の検討課題にしようということにした次第でございます。

次に、2月12日水曜日、先ほど総務文教委員長からも御報告がありましたように、令和7年度の主要施策・事業計画の報告を議題とする合同委員会、これを開催しております。

建設経済委員会の所管事務に関する事項としましては、総務課の消防、防災、安全関係、それから農政課、そして建設課より、主要施策について説明を受けたところであります。

なお、詳細につきましては、今月の予算特別委員会での質疑になろうかというふうに考えております。

さらに、同日の午後からは、令和7年度に計画されております町内の主な工事予定場所の視察を行ったということでございます。

一つが、役場のちょうど北側の富多地区9号線の河川転落防止柵の設置。これは現場に行って説明を受けたんですが、こんなの今まで何でほつとったんだというぐらい、ちょっと安全面で問題があるところでございました。これは早急にやっていただきかんといかんだろうというふうに認識をいたしたところでございます。

それから、その後、床島地区の佐田川橋、今掛け替えがあつとるかと思うんですが、これに伴って下水道の移設工事が予定されるとということです。

そして3番目に、山隈地区の宮巡り4号線と申しますか、この拡張工事等が計画されるとというふうなことで、詳しく説明を受けたというところでございます。

どの事業も極めて重要でございまして、計画どおりにきちんと施工されることを期待するところでございます。

今後も、今話題になっております道の駅や、防災・減災対応、そして環境整備など、所管事務に関わる調査や研究を進めていく所存でございます。

以上、簡単ではございますけれども、建設経済委員会の報告を終わります。

それから、続きまして、議会調査特別委員会、いわゆる百条委員会につきまして、私から再度御報告をさせていただきます。

これにつきましては、先々月の12月議会の最終日に、特定の問題について調査するという決議が提案され、賛成多数で可決されました。現在、これに基づきまして調査を進めております。

以下、今までの経緯や対応、そして、今後の予定などについて御報告を申し上げます。

まず、調査の必要性でございます。なぜ調査をするのかということでございますが、最近の質疑の中で、町の課長による宿泊証明書の自作と、それによる宿泊費の受取りが発覚したために、ほかにも公金の不正支出や文書などがないか、また、懲戒の運用は妥当かどうか、これらを調査するということでございます。

調査内容は、何を調べるのかということでございますが、まず一つは、公金の支出に関する事務、それから2つ目が、職員の懲戒に関する規程及びその運用、そして3つ目が、その他、上記に関する事項でございます。

それから、調査の流れ、誰がどのようにやるのかということでございますが、議会から選出された5名の委員が、関連する文書の提出や証人の出頭を求め、問題点を調査いたします。

百条委員会とは何かということでございますが、既にご覧になられておられるかもしれません

が、議会だよりの今月号、185号の4ページから5ページ目に、緊急報告として掲載をしています。

具体的には、地方自治法第100条に基づいて設置される特別委員会で、これは、国政調査権に準ずる強い権限を持ち、行政の事務について調査を行うものでございます。

それから、現在までの経緯でございますが、議会調査特別委員会を設置後、既に4回の委員会を行っております。

以下、簡単に御説明いたしますと、まず最初に、第1回委員会を、昨年、令和6年12月18日に行っておりまして、まずここでは5名の委員、古賀、白根、實藤、平山、河野、これを選出し、古賀委員を委員長に、そして白根委員を副委員長に互選。そして、年明けから調査などに取りかかったということでございます。

そして、第2回目は、本年の1月9日でございましたけれども、百条委員会の概要、あるいは権限、そして調査方法などを協議して、また勉強しております。そして、次回委員会の調査内容を協議し、町の会計責任者を参考人に招致することに決定をしたというところでございます。

また、町長に対しては、ただいまから述べます支出命令書や関連する支出命令書添付書類の提出を要求するということにしております。1つが、宿泊を伴う旅費に関する書類一式、2つ目が、さくら市場・かててに関する書類一式、そして3つ目が、令和6年12月の随時検査で調査された伝票一覧表と執行部の調査回答一覧表などでございます。

それから、第3回目の委員会を1月27日に開催しております。

このときは、山田会計課長を参考人として聴取し、町行政における公金の支出の流れや必要な添付書類などをただしました。

この質疑の旅費等に関する留意点の中で、宿泊費を請求する際の証拠書類が令和5年に緩和されたことについては、会計課長は留意点が改定されたことを知らなかったと供述されております。

また、宿泊証明書の提出がないため、現在も出金を止めている事案がある旨の供述もあったところでございます。

それから、次回の第4回の委員会につきましては、2名の課長——これは現在の地域振興課長と前の総務課長でございます——を証人喚問することに決定したというところでございます。

そして、町に対しましては、次に述べる資料の提出を求めるということを決定いたしました。1つが、地域振興課が所有する大刀洗マルシェかてて——これはさくら市場ですが——が保有する全ての預金通帳、または、金融機関が発行する取引証明書。2つ目が、全ての帳簿、または帳簿の写し。3つ目が、出品者との契約に関する全ての書類。4つ目が、全ての町への調定と収入伝票でございます。

そして、2月17日、第4回の委員会を行ったところでございます。

まず、村田地域振興課長を承認として喚問し、かてて——これは旧さくら市場——の運営手法、公金の支出及び管理方法についてただしたところでございます。

村田証人は、「運営方法は直営とも任意団体とも言えない。それから、売上げに対して一定の手数料を徴収しており、一部の諸経費の支出に充てている」旨の証言をされております。

続いて、松元前総務課長を証人として喚問し、旅費に関する留意点が改定された経緯についてただしました。

松元証人は、「府議の中で添付書類の緩和についての要望があったので改定した」、「改定の経緯については、記録もやっていないし、決裁もしていない」と。それから、「府議の中で改定を求める人物は、当時の教育委員会の生涯学習課長である」という旨の証言をされております。

それから、次の第5回委員会について協議を行い、5名の現町職員を証人として喚問することを決定しております。

1つは、前地域振興課の職員で現在は税務課の小島千愛さん。それから、地域振興課の嶋田美月さん。以上2名は、大刀洗マルシェかてての運営について。そして、現在総務課の宮原消防防災安全係長、さらに、建設課の刈茅道の駅推進係長、最後に、元生涯学習課課長、現在は建設課課長の佐々木さんでございます。以上3名は旅費の精算についてと、佐々木課長には出張旅費計算等に係る留意点などでございます。

それから、令和7年度の予算について、弁護士業務委託料、それから、会議録作成委託料など必要額を発議すべきことを決定した次第でございます。

今後の予定でございますが、明日3月5日に第5回委員会を予定しております、先ほども申し上げましたが、かててについて2名、そして宿泊費の問題について3名の職員を証人喚問する予定でございます。

最後に、私たちの税金が正しく管理され、支出されているのかが問われております。今後も、住民代表の立場で、公金の流れを厳しく調査してまいります。

以上で、私の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。

185号は、12月2日に広報委員会、その後作業日も挟みながら、12月24日、1月10日、同20日、同27日と4回の編集会議を開催し、2月14日に発行しました。行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき感謝申し上げます。

次号186号の発行につきましては、去る2月28日に広報委員会を開き、企画や日程を協議

したところでございます。4月25日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中22件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動に関する事項、モニターさんとの懇談に関する事項、視察受入れ、その他であります。

また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を現在協議しているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。

①視察受入れは、1、2月に4件受け入れました。長崎県川棚町議会、熊本県菊陽町議会、鹿児島県出水市議会、福岡県遠賀町議会。7年度においても全国の議会の皆さんとお会いできるところを楽しみにしております。

②3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

③全国町村議会議長会が主催する第39回全国議会広報コンクールにおきまして、たちあらい議会だより183号が、応募311紙中第1位を受賞しました。10位以内の入賞は10年連続ですが、最優秀賞は初めての受賞であります。委員会をはじめ、議会や行政、住民の皆さん、印刷業者の皆さんなど、編集、取材、作成、配付に御協力いただいている全ての皆さんに深く感謝申し上げます。

このコンクールは、紙面構成のみならず、議会活動全体の質が厳しく問われているコンクールです。当町議会が20年にわたり取り組んできた議会活性化の試みや、住民の皆さんとの双方向型、循環型の活動が評価されたものと受け止めております。

これを励みに、今後も住民の皆さんとの双方向型の広報活動、議会活動を引き続き提案してまいりたいと決意を新たにしております。どうか今後も御指導、御協力を賜りますよう、広報委員会を代表してお願い申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸真一郎委員長、登壇して報告を願います。

なお、安丸委員長は、議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会についても続けて報告を願います。

○議会運営委員長（安丸真一郎） 議会運営委員会委員長の安丸真一郎です。

閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

令和6年12月26日木曜日午後7時から、12月定例会後の議会モニターさんとの意見交換会を行っております。当日は、議員11名と5名のモニターさんにお出席していただきました。議会運営や一般質問、議会広報などについて意見交換を行ったところです。

特に、12月議会において、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会が設置されたこと

もあり、経緯や調査期間、内容などに関する質問や意見が出されたところであります。

また、議会のネット中継での暫時休憩中の表示の在り方や、一般質問における質問内容に関する御意見、御要望を頂いたところであります。

なお、3月定例会後の意見交換会については、3月27日木曜日午後7時から予定をしております。

次に、令和7年2月6日木曜日から翌7日金曜日の1泊2日の日程で、議会運営や広聴活動などに関する先進地調査として、兵庫県丹波市議会及び京都府綾部市議会への視察研修を行っております。

主な点について御報告したいと思います。

丹波市議会では、議会基本条例に基づく広報広聴活動の充実と議会への市民参加について積極的に取り組まれております。議会が主催する市民との意見交換会はもとより、市民からの申出があれば議員が出向く井戸端スタイルの意見交換会の実施のほか、福知山公立大学の協力の下、平成30年度から始められた未来プロジェクトは、高校生や大学生と議員がグループワーク形式での意見交換を行い、最終的には本会議場で発表、出された意見・要望などについては、市民との意見交換会と同じく、議運で振り分けを行い、各常任会で回答案を作成し、その後、議運で取りまとめを行って、議長名で回答しているとのことでございました。

また、綾部市議会でも同じく、基本条例に基づく広聴活動として、市民と議会のつどい、AYAまちトークを開催し、綾部市の課題解決に向けての広聴活動や、周年事業として、時代を担う高校生議会の開催など、両議会とも市内に公立高校があることから、若い世代との意見交換会が積極的に取り組まれております。

両議会を視察して、報告書や振り返りの委員会では、大刀洗町議会でも若い世代との意見交換会の実施の検討や、報告会などで出された意見・要望の取扱いについて、分野別に整理するなど、今後検討していく必要があるのでは、などの意見が出されたところです。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

令和7年1月7日火曜日午後1時30分から委員会を開催し、政務活動費創設に向けて、県内の他議会の交付条例や政務活動費の使途について調査をすることとしております。

次に、議員報酬については、町村議長会等で推奨しております原価方式を活用して、個々人の活動内容を数値化してみることや、併せて報酬審議会の設置を町のほうに求めていくこととしておるところです。

次に、タブレット端末導入後の操作について、習熟状況についてお互いに確認をしたところであります。

また、1月29日水曜日午後1時30分から、大木町議会からの視察を受け入れております。議会報告会、一般質問の追跡調査、議会モニター制度、議会基本条例、議会のネット配信、議会広報など、大刀洗町議会のこれまでの議会改革や議会活性化の取組について報告をして、意見交換を行ったところです。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より、挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、先ほども平山委員長から御報告がありましたとおり、今年度は、全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて最優秀賞を受賞され、10年連続の入賞と伺ってございます。これまでの議会広報の取組に対し、敬意を表します。

さて、本年度も残すところ僅かとなりましたが、一昨日には、大刀洗町の特産品であるレタスに焦点を当てた、たちあらいレタスフェスタを初開催するなど、予定しております諸事業、諸施策もおおむね順調に進捗してございます。

足元の人口動態では、日本全体で人口減少が進展する中、昨年1月末と本年1月末の人口を比べますと、46名の増。町長就任時の令和2年1月末と比較しますと444名の増となっておりますが、より一層の子育て支援の充実と町民の皆様の健康づくりを推進するため、本議会に新たに1か月児検診や5歳児検診などに必要な予算案を上程してございます。

また、昨年12月に大東建託が発表した町の幸福度ランキング2024では、大刀洗町は九州・沖縄で第3位に選ばれました。町民の皆様に、大刀洗に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけるよう、これからも町民の皆様との対話を大切にした町政を目指してまいります。

今年は、大刀洗町が町制を施行して70年、そして戦後80年の節目の年です。このため、5月31日に町制施行70周年記念式典を開催するとともに、70周年の冠をつけた各種事業を実施してまいります。

併せて、戦後80年が経過し、戦争の体験者が徐々に少なくなってきた現状を踏まえ、今年は、次世代を担う中学生も参加した形で戦没者追悼式を開催するとともに、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝える人権講演会や人権朗読会、映画の上映会や図書館での展示に取り組んでまいります。

次に、新年度予算の概要についてご説明をいたします。

令和7年度の一般会計予算につきましては、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗よかまち創生プロジェクトの各事業や、マニフェストで掲げた政策を推進していくために必要な予算を計上し、総額92億2,300万円余で、前年度当初予算と比較して3億2,800万円余、率にして3.7%の増となってございます。

まず、歳入です。

町税については、前年比4,200万円増の15億9,000万円余、地方交付税については地方財政計画等を踏まえ、前年比8,000万円増の21億5,000万円を見込んでございます。

また、多くの皆様から応援いただいておりますふるさと応援寄附金については、前年度と同程度の5億円を見込んでいるほか、基金から12億1,000万円余を繰り入れることとしてございます。

次に歳出では、義務的経費は人件費が人事院勧告に伴う給与改定や地域手当の支給等に伴い11.4%の増、扶助費は保育園委託料や障がい児者自立支援費等の増加に伴い15.7%の増、公債費は防災行政無線やため池の緊急浚渫推進事業等の償還開始に伴い5.5%の増となってございます。

また、投資的経費のうち、普通建設事業費がため池浚渫工事等の修了に伴い、前年比37.2%減の約7億2,000万円余となっております。

次に、令和7年度に取り組む主な事業につきまして、課ごとにご説明をいたします。

まず、総務課です。

選挙関係では、7月には参議院議員通常選挙が執行予定であり、必要な準備と正確かつ迅速な開票に努めてまいります。

総務関係では、引き続き職員の人材育成と能力開発に努めるとともに、ハラスマントやコンプライアンスなど必要な研修を実施してまいります。

消防防災関係では、11月に小郡市と合同で地域防災訓練を実施するとともに、引き続き、防災士の育成支援など地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練などの活動を通じて、今後とも防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、企画財政課です。

企画関係では、引き続き、今後のライドシェアへの対応の検討や、のりあい定額タクシー「ひばり号」の運行に取り組むとともに、既存の公共交通の維持確保のため甘木鉄道、西鉄バスへの補助や、利用が減少しております西鉄甘木線が今後も存続できるよう事業者と協議を進めるなど、交通弱者対策に取り組んでまいります。

また、本年度も多くのご寄附を頂きましたふるさと応援寄附金については、来年度多くの皆

様にご寄附いただけけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めるとともに、住民の消費生活に関する被害防止のため、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

財政関係では、引き続き健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、デジタル戦略関係では、基幹系情報システムの標準化・共通化を実施をいたします。併せて、転入時に各課の窓口で同じことを書かないで済む、答えないで済む書かない窓口や、何度も同じことを聞かない窓口の推進など、フロントヤード改革に取り組んでまいります。今後とも、住民の皆様の安全安心で便利な生活に向け、デジタルを活用した業務の見直しや改善に努めてまいります。

次に、地域振興課です。

協同推進関係では、引き続き、住民の皆様が町の課題を自分ごととして捉え考えていただけるよう、「自分ごと化会議」住民協議会に取り組むとともに、慶應義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗みらい研究所の活動をはじめ、つながりの学校「PLAT」の開催など、対話の場づくりに取り組むなど、住民の皆様の意見を町政に生かし、住民の皆様との対話を大切にした町政を推進をしてまいります。また、地域コミュニティー活動の活性化に向け、来年度は本郷のふれあいセンターを改修してまいります。

次に、地域振興関係では、プレミアムクーポン券の配布や、プレミアム付商品券の発行などを通じて、物価高に苦しむ住民の暮らしと地域経済の循環を応援するとともに、えだまめ収穫祭等を通じて大刀洗町の知名度向上とPRに努めてまいります。また、移動マルシェ「かてて」などを通して、町民の皆様の生きがいづくりや、やってみたい気持ちを応援をしてまいります。

次に、住民課です。

住民係の関係では、引き続き、戸籍や住民基本台帳など個人情報の管理に万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向け、戸籍法や住民基本台帳法の法改正等に伴い必要な整備を進めてまいります。併せて、本庁舎及び菊池連絡所にコンビニと同様のマルチコピー機を設置し、マイナンバーカードの利用等に不慣れな方に職員が使い方を伴走支援することで、今後のコンビニ交付を推進してまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化を目指して、引き続き、各校区センターに設置した資源回収ステーションでごみのリデュース・リユース・リサイクルの推進と、コミュニティーの活性化を目指した「3R+C」の活動に取り組むとともに、空き家対策の強化に取り組んでまいります。併せて、耐震診断結果を踏まえ、町営納骨堂の建て替えに向けた基本設計に取り組んでまいります。

次に、税務課です。

来年度は、本年度の定額減税に伴い、支給された定額減税調整給付金に不足額が生じた場合の追加交付が予定されてございます。引き続き、適正課税と公正な徴収に努め、税収の確保に努めるとともに、税務行政におきましても住民サービスの向上に向け、オンラインでの申告手続の普及促進など、DXの推進に取り組んでまいります。

次に、会計課です。

引き続き、正確で安全な会計事務に努めてまいります。

次に、福祉課です。

高齢者福祉係の関係では、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援体制整備に取り組むとともに、地域福祉と地域共生社会の実現に向け、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定と重層的支援体制の整備に取り組んでまいります。併せて、社会福祉協議会が入居するぬくもりの館大刀洗の改修工事に取り組んでまいります。

介護予防事業では、健康寿命の延伸に向け、引き続き、校区・分館・男性の体操教室を実施するとともに、高齢者の積極的な社会参加を支援し、認知症予防と健康増進に向け補聴器購入助成事業の周知と音楽サロン事業など、高齢者の通いの場や居場所づくりの充実に取り組んでまいります。

障がい福祉係の関係では、障害のある人もない人も、自立し安心して暮らしていく地域に向け、福祉サービスと相談体制の充実に努めてまいります。併せて、7月の同和問題啓発強調月間に啓発映画を上映するとともに、パネル展示や小学校での人権の花運動など、人権啓発活動を推進をしてまいります。

次に、健康課です。

健康増進事業では、引き続き住民の皆様の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防のため、地域の健康課題の分析や糖尿病などの生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操などの健康相談や健康指導のほか、各種がん検診や20歳から39歳の若年者健診に取り組むとともに、民間企業と連携した保育園での食育・足育事業、公園ウォーク等の健康づくり事業や健康講座などの参加を促す健康ポイント事業など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。併せて、大刀洗診療所の機能維持を目的に改修工事に取り組んでまいります。

母子保健事業では、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠や出産後の経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業を実施するとともに、新たに乳児の発育や発達の状況を確認し病気の早期発見、早期治療につなげるための1か月児健診と、子供の特性を早期に把握し、子供とその家族を必要な支援につなげるための5歳児健診を実施するなど、出産や子育て支援の充実を図ってまいります。

国民健康保険では、引き続き、県とともに安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届出の受付や医療費の給付、保険事業など、丁寧できめ細かな事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き広域連合と連携を図りながら、誰もが安心して医療を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、農政課です。

まず、長年の悲願でございました北部地区ほ場整備事業は令和6年度で事業完了いたしますが、引き続き、地区内の農道舗装などの整備に取り組んでまいります。

農業振興関係では、引き続き、地域計画に基づいた担い手への農地の集積や、新規就農者育成総合対策事業等を通じて、新規就農者の支援の充実を図るとともに、JAなど関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定や農業所得の確保に努めてまいります。併せて、町独自の就農者支援策に取り組んでまいります。

農業委員会では、引き続き農地中間管理事業による農地の集積、集約を推進するとともに、遊休農地の解消に努めてまいります。

次に、建設課です。

町道関係では、区長要望や道路巡視等により、道路の舗装やカーブミラー、側溝、防護柵等の補修工事を実施するとともに、継続3路線、新規2路線、計5路線の道路改良事業を実施するほか、橋梁の点検23橋、補修工事1橋を計画してございます。

水路環境整備では、引き続き床島地区冠水対策事業や、北鶴木地区排水路整備事業に取り組んでまいります。

また、町営住宅や公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

下水道事業では、引き続き佐田川橋の架け替えによる下水道管路の移設をはじめ、下水道施設の維持管理に取り組んでまいります。

道の駅関係では、引き続き、関係機関との連絡調整や先進事例の調査研究を行うとともに、候補地の検討を進めてまいります。

次に、こども課です。

学校教育関係では、引き続き、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和の取れた自立できる子供の育成を目指してまいります。具体的には、教科書の知識・技能のようにテストではかれる学力だけでなく、向上心や協調性などのテストではかれない学力も含めて、骨太の学力を最上位の目標に掲げ、小中学校の9年間を通じて一貫した授業改善を進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、1人1台端末や電子黒板などのICT機器の積極的な活用と、学習者用及び指導者用デジタル教科書の導入、ICT支援員や特別支援教育支援員などの配置など、

子どもたちや先生方への支援に取り組んでまいります。

また、大刀洗小学校と菊池小学校の屋内運動場の照明のLED化工事など、教育施設設備の充実を図るとともに統合型校務支援システムを活用し、出席簿や指導要録への記載等の業務を電子化することで教職員の負担軽減を図り、児童生徒に向き合う時間の創出と教育の質の向上に取り組んでまいります。併せて、昨今の食材費の高騰を踏まえ、学校給食への独自助成を増額することで、給食の質の向上と保護者の負担軽減を図ってまいります。

子育て支援関係では、引き続き、保育料や副食費への町の独自助成を継続するとともに、保育士確保や保育士の処遇改善など、保育環境の充実に取り組んでまいります。

また、こども家庭センターでは、来年度、子ども支援ワーカーを増員し、全ての子供と家庭を総合的に支援する相談体制の強化を図るとともに、こども自立サポートセンターでは、不登校やひきこもりの児童なども含めた子供の居場所づくりを支援するなど、今後とも安心して子供を産み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯学習課です。

人権教育関係では、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、今年が戦後80年の節目の年であることも踏まえ、人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

社会教育関係では、町民の皆様が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿、地域リーダー育成プログラムなどの活動支援を通じて、青少年の健全育成に努めてまいります。また、町立図書館では、引き続き町民の読書活動の推進に向け、施設運営や事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民の皆様が健康で充実した生活が送れるよう、運動公園の照明設備改修をはじめ社会体育施設の維持管理に努めてまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震対策及び保存修理に向け、地元保存団体や関係機関等と協議を行いながら、保存工事に取り組んでまいります。併せて、下高橋官衙遺跡や佐々木家住宅、三原城址などについて、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう、必要な調査や適切な保存・活用に取り組んでまいります。

次に、今議会に提案しております令和6年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と、ふるさと応援寄附金の増加や町制施行70周年記念事業などに必要な経費等を計上してございます。

さて、本議会で審議していただきます主な議案は、大刀洗町行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定など、条例関係が 11 件、規約の変更が 1 件、町道の認定が 1 件、令和 6 年度一般会計補正予算案などの補正予算議案が 4 件、令和 7 年度一般会計予算案など予算議案が 5 件でございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、最後にはご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年の 12 月議会において、地方自治法第 100 条等に基づき、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置をされました。

百条委員会の調査権は、常任委員会の所管事務調査とは異なり、罰則による強制力を付与された国会の国政調査権に相当する非常に強力な議会の権限でございます。このため、百条調査の調査事項の議決に当たっては、一般的、包括的に町政全般に当たって調査をすることはできず、具体的な事件を掲げ、議決する必要があると行政実例では解されてございます。

また、平成 24 年の地方自治法の改正において、百条調査に関し、「選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときによるもの」と改正されており、その際、発出されました総務大臣通知によれば、「普通地方公共団体の議会が当該普通公共団体の事務に関する調査において選挙人等の出頭等を求める能够なのは、公益上の必要性と選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合」であり、「各議会においては、これまで以上に説明責任を果たすことが求められる」とされてございます。

この点、公金の支出に関する事務について、職員の懲戒に関する規程及び運用について、その他上記に関する一切の事項との包括的な調査事項が適当であるのか、また、一連の議会とのやり取りの中で、精神的に追い詰められ病休中の職員に対し証人出頭を求めることが、公金の支出に関連して、管理職員だけでなく一般職員まで証人として出頭を求めることが適切なのか、そして、この調査にさらに 500 万円近い経費をかけることが妥当なのか、改めて議員各位にはお考えいただければと思います。

今回の百条委員会に関連して、現在大刀洗町役場では、職員の間に漠然とした不安と動搖が広がっています。これまで真面目に公務に従事してきた議会答弁の経験もない 20 代の職員も含め、突然、事前の調整もなく百条委員会に証人出頭を要求され、宣誓の上、尋問される。職員の心理的負担は大きなものがございます。

また、公金の支出という包括的な調査事項であれば、次は自分も証人喚問されるのではないかとの疑心暗鬼が広がり、あるいは同僚職員が証人喚問される状況を想像し心を痛める職員もいます。

議員の皆様には、みじんもそのような意図がない発言であっても、発せられた職員にとっては

心に傷を負う場合もございます。また、議会での議論が大刀洗町の行政運営や事務事業の在り方を離れ、個々の職員の人格等に焦点が当てられる場合、ハラスメントにもつながり得ます。言うまでもなく、日々の役場の行政運営は職員がいなければ一歩も前に進んでまいりません。安定的な行政運営のためには、職員が安心して働く職場環境が必要です。

また、仮に今後、議会との衝突を過度におそれるあまり、議会からの意見に対し何も物が言えず、無条件に従うような職員が出てきた場合、二元代表制は機能不全に陥る可能性も生じ得ます。

議会の在り方は、議会がどうあるべきかは、議会にしか決められません。

現在の議会運営、今後の議会運営はどうあるべきか、議員各位には改めて考えていただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも議会からのご指摘も踏まえ、改善すべきところは一つ一つ改善し、住民福祉の向上を目指して真摯に町政運営に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレット資料につきましては、13ページをお開きください。

議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要がございます。これが条例案を提出する理由でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、紙ベースでは2ページになります。タブレット資料では15ページになります。よろしくお願ひいたします。

新旧対照表によりまして説明いたします。

今回、番号利用法第2条第8項が新設された関係で、第2条第8項以降の項のずれが生じた関係で、今回この条例の一部改正を行うものでございます。

旧の文でございますけれども、第2条の第2号の文以降でございますけれども、第2条第8項、第12項、第14項につきましては、それぞれ1項ずつずれまして、第9項、第13項、第15項に修正をするものでございます。

1ページお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとなっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第4号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレット資料につきましては、16ページをお開きください。

議案第4号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。

今回につきましては2つの条例を改正する関係で、第1条と第2条、それぞれの条立てを行つておるものでございます。

飛びまして、紙でいきますと3ページ、タブレットでいきますと19ページをお開きください。

まず、第1条関係の新旧対照表のほうで説明させていただきます。

旧につきましては禁錮という部分がございますけども、従来の懲役刑と禁錮刑が一本化されて拘禁刑に変わるものでございまして、これが令和7年6月から施行するものでございます。それで、「禁錮」の部分を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。

第2条関係でございます。第10条のところでございますけども、「懲役」の部分を「拘禁刑」に改めるものでございます。

紙でいきますと1ページ、タブレットでいきますと17ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日、この条例は令和7年6月1日から施行する。

第2項以下の経過措置等につきましては、割愛させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第5号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレット資料におきましては21ページをお開きください。

議案第5号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。

これにつきましても、第1条、第2条という形で条立ての改正を行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、タブレットでいきますと24ページ、紙でいきますと3ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第1条関係でございます。別表の第2条関係でございますけども、勤務年数につきましては今までが25年以上30年未満、その次に30年以上となっておりましたけども、今回の改正に伴いまして、30年以上35年未満、それともう一つ、35年以上という形の勤務年数を分けておるものでございます。

35年以上につきましては、団長が107万9,000円から、団員につきましては78万9,000円、それぞれの退職報償金を掲載しておるものでございます。

次、ページをお開きください。

第2条関係でございます。先ほどもありましたとおり、「禁錮」の部分につきましては「拘禁刑」に改めるものでございます。

タブレットでいきますと22ページにお戻りください。紙でいきますと1ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条、先ほどの「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分でございますけれども、その部分につきましては、令和7年6月1日から施行する。

その後の経過措置部分につきましては、割愛させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で11時5分より議事を再開いたします。

休憩 午前10時54分

.....

再開 午前11時05分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第7. 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレット資料につきましては26ページをお開きください。

議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。

これにつきましても、第1条としまして上げておりまして、紙でいきますと7ページ、タブレットのほうはちょっと分かりません。すみません。第2条としましては、紙でいきますと7ページのほうに第2条という形で条立てをさせていただいているものでございます。

では、新旧対照表ではタブレットで行きますと38ページ、紙で行きますと12ページをお開きください。

第1条でございます。

まず、第11条の部分でございますけれども、扶養手当の部分につきましては、字句の修正でございます。2項につきましては、配偶者の部分の手当を削除するものでございます。

続きまして、飛びまして次のページをお開きください。

第11条の第5項の部分でございます。新設するものでございますけれども、これにつきましては扶養手当の支給手続を規則に委任するものでございます。

続きまして、第12条の部分につきましては、同じく先ほどの5項の部分を規則に委任するために削除するものでございます。

紙でいきますと14ページでございます。

地域手当の部分でございます。第12条の2でございますけれども、これにつきましては、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に100分の20を超えない範囲でという形になっているものでございまして、20%につきましては、東京都の特別区派遣職員等が関係するものでございます。

また福岡県につきましては、4%、福岡県の中核的な市を除くものにつきましては4%となつてきているものでございまして、本町におきましては令和7年度から2%となりまして、段階的に引き上げていくものでございます。

次ページをお願いいたします。

住居手当の部分につきましては、字句の整理でございます。

続きまして、通勤手当、13条関係でございます。

ページできますと紙で行きますと 16 ページの部分でございますけれども、第2項の第1号と次のページの第3号につきましては、上限額の定めを削除するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

第3項と第4項の部分につきましては、職員派遣や人事交流を想定した新幹線や高速道路利用を新設するものでございます。

紙でいきますと 18 ページになりますけど、第5項でございますけども、支給上限額 15 万円を新設するものでございます。18 条の 3 の部分の管理職員特別勤務手当でございます。

次のページをお開きください。

第2項の部分でございます。旧の部分で行きますと週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までという部分につきましては、午後 10 時から翌日の午前 5 時までと支給対象時間の拡大を行っているものでございます。

続きまして、第3項につきましては、週休日や平日を問わず一定の勤務、規則におきましては 6 時間を超えた部分につきましては 5 割増しをするものでございます。

続きまして第22条関係の部分でございますけども、これにつきましては住居手当の支給のものでございまして、旧の部分でいきますと第12条の 3 の部分でございまして、ここが住居手当の部分が関係するもので、これで定年前再任用短期時間勤務職員につきましては、住居手当を支給するものとなっているものでございます。

次のページをお開きください。

第6項でございますけども、この分につきましては、暫定再任用職員につきましては、住居手当を支給するという旨の改正となっているのでございます。

そして、その下のほうの別表第1（第6条関係）でございますけども、これにつきましては俸給表の改正でございます。旧の部分で見ていただきますと 3 級の部分の 5 号俸で 26 万 5,300 円あったと思いますけども、それが新の部分でいきますと 3 級の 1 号級のところになったとおり、4 級削除するものでございます。4 級の部分につきましては、次のページの 9 号につきましては 29 万 8,800 円あるものですけども、そこが 8 級変わりまして 4 級の 1 号という形に変わってくるものでございます。5 級も同じでございます。6 級の部分につきましては 13 号の部分の 35 万 5,200 円が新でいきますと 6 級の 1 号のところになってきますので、12 号級削除するような形になっているものでございます。

続いてタブレットでいきますと 53 ページをお願いいたします。紙でいきますと 27 ページになります。

続きまして、第2条関係でございます。これにつきましても禁錮の部分に関しましてそれを全て拘禁刑に改めるものでございます。

タブレットでいきますと33ページにお戻りください。紙でいきますと7ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日。第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

第2条の号級の切替えなどから第7条の部分につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第7号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレット資料で申しますと55ページになります。

議案第7号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。

これにつきましても同じく第1条、そして飛びます。次のページに第2条という形で条建ての改正をさせていただきます。

それでは、新旧対照表、タブレットで59ページ、紙でいきますと4ページをお開きください。第1条関係でございます。第8条の3につきましては、国に合わせた改正を行いまして、子の（子供の子）に関する定義を改めたものでございます。第8条の2項でございますけども、旧の部分でございますと「3歳に満たない子」の部分につきましては、「小学校就学前の始期に達す

るまでの子」という形で拡大するものでございます。

次ページをお開きください。

第3項におきましては、国に合わせた改正を行いまして、読替規定となつておるものでございます。

続きまして、紙でいきますと6ページになります。

第15条関係になつてきます。介護休暇の部分となつてきます。これにつきましては、第17条の2の2を新設したことに伴いまして、省略規定を定めるものとなつておるものでございます。

続きまして、新設でございます。第17条の2の部分でございまして、配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等を新設したものでございます。

これにつきましては、任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対しまして、次のページの4行目から「当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならない。」となつております。

第2項につきましては、「当該職員が40歳に達した日に属する年度に、前項に規定する事項を知らせなければならない。」となつております。

17条の3でございますけども、「任命権者は次に掲げる措置を講じなければならない。」と上げております。これにつきましては、研修の実施、相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置をしなければならないというのをうたつているものでございます。

次のページをお開きください。

第2条関係でございます。部分休業の省略の部分の第16の第3項でございます。これにつきましては、令和6年の法改正で地方公務員に関する規定は育児介護休暇法第61条が削除されまして、新たに第61条の2の規定が設けられた関係での改正となつておるものでございます。

タブレットでいきますと57ページにお戻りください。紙でいきますと2ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日。第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するとなつております。

第2項につきましては、経過措置の部分につきましては割愛させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（高橋 直也）　日程第9、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一）　タブレット資料では64ページをお開きください。

議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

では、2ページ飛びまして、タブレットでいきますと66ページをお開きください。紙でいきますと2ページをお開きください。

新旧対照表によるものでございます。中段以降にありますけれども田川郡の2行目には「下田川施設清掃組合」の解散に伴いまして削除するものでございます。

続きまして、次ページを開きください。タブレット67ページかと思います。

議員の選挙区及び定数の部分でございますけども、第5区の部分をお開きください。6行目には「下田川施設清掃組合」を削除するものでございます。

タブレットで65ページにお戻りください。紙では1ページになります。

附則の部分でございます。

附則、この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也）　日程第10、議案第9号大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ）　地域振興課、村田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第9号について御説明いたします。

大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、大刀洗町の菊池校区センターの大規模改修工事に伴い、室名の名称等を変更するため、当該条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

令和6年度の改修工事に伴い、地域の方にも御協議いただき本改正の上程となりました。

3ページ、タブレット71ページをお開きください。

新旧対照表でございます。まず、第2条におきまして、「農業社会」とあります文言を「農業」に変更しております。3行目「農民」とあります文言を「農業従事者」に変更するものです。

次に、第7条でございます。第7条の「別表」とありますものを「別表第1及び別表第2」に変更するものでございます。

次に、第11条でございます。第11条は1項の「伝染症の疾患のおそれがあると認められるもの」という文言を削除するものです。

次ページをお開きください。

別表第1では室名の変更を行っております。まず、「大集会室」を「大ホール」に、「産業修業研修室」を「研修室1」に、「生活改善実習室」を「調理室」に、「産業経営研修室」を「和室」に、「娯楽室」を「研修室2」に、それぞれ変更しております。また、旧にございます備考の3、冷暖房施設使用料につきましては削除し、別表2に別途定めております。

次ページをお開きください。

別表第2を新設しております、こちらには、それぞれの部屋の冷暖房施設使用料のほうを表記しております。備考欄に冷暖房施設使用料は冷暖房設備使用の際のコインタイマーに投入するものとする。上記の金額は、消費税を含むという文言を添えております。

タブレット70ページ、2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。この議案がこの後4件ございます。昨年度上程していただいた折には、30分単位等で使い勝手のいいことが必要だから、議決から外したいんだというような御説明があったと思うんですが、本議案については30分単位等は設定されていないようですが、そのへんの経緯というか、御判断をお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

昨年度も上程をさせていただいた折に協議させていただきまして、その後、協議を経まして各センターのほうに30分単位での利用について再度協議をさせていただきました。全センター合意の下で30分の貸出しというものは行いませんということで合意が取れましたので、実情1時間単位でお貸しできるということになりましたので、今回の上程に至ったものです。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうすると昨年御説明いただいた30分ごとの利用が現場からあるという御説明とは違うことになりますか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 昨年度上程させていただいたときに確認したときは、当時は30分ごとで貸出しをしている事実がございまして、それに合わせて条例の改正をしようとしておりましたが、そこで協議もさせていただきまして、いろいろな御意見もいただきましたので、今年度に入り、再度時間帯を30分で切りますか、それとも1時間で貸出しをしますかという線引きをしたときに、各センターのほうより上がってきました回答が、それでは1時間でやりますということで合意が取れましたので、今回の上程に至っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それでは御説明と結局全然違うようなことが結論として出てしまう。そういう不十分な提案に対して、昨年あなた方は議決から外させてくれとおっしゃったわけだ。行政の今の仕事を委員会等で調査していても、恐ろしく事業における法的根拠や制度設計が全くできていないということが、次々と浮き彫りになっています。

そうすると、もし昨年あれを議決して、この使用料を議決して外した場合に、もしかすると町はもう使用料の規則というのを作らずに使用料を取るんじゃないかな、それぐらい私どもはあなた方のやっていることは信用できません。

先ほど町長さんが最後の御発言でおっしゃいました。殊さら特定の職員を何とか名指しするよ

うなことによって、職員も萎縮しているという御発言があったと思います。まさに、昨年度12月の条例4本の否決、この中で先に議員の名前を名指しして、現状との認識が現状と違うんだと攻撃を始めたのは、先に攻撃を始めたのはどなたですか、町長おっしゃってください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の点についてですけれども、職員のほうから議員を攻撃したというふうには認識してございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） となると我々も全然職員を攻撃する意思はないので、先ほど町長がおっしゃった意味は全く意味をなさないことになります。先ほどの、どうですか。御自身が議会に向かっておっしゃった「殊さら職員を何とか」ということと、私も攻撃するつもりは全くありません。

それから、昨年12月の議会で町長は、「強い思いがあったから言ったんだ」と、それから「そのように受け止められたならばおわびします」とおっしゃった。じゃあ強い思いがあれば何言ってもいいのか。あなたの受け止めが間違っているだけで、そうであればそうじゃないけどおわびします。それで全て我々の調査や発言を免責していただける、そういう御確認でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

先ほど私が申し上げたのは、「議会での議論が大刀洗町の行政運営や事務事業の在り方を離れ、個々の職員の人格等に焦点が当てられる場合ハラスメントにもつながります。」というふうに冒頭の挨拶の中で申し上げたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、そこに戻りますね。昨年度の議事録を拝見しますと、最終日に議会が特別の許可を得て説明員に説明させた内容です。だから周到に用意された、とっさに出た発言じゃなくて、周到に用意された発言であります。

この議決を外すことがなぜ必要なのかというのが、「議決事項であるため変更することが困難であり、議論というところまで行かずに円滑な運営に支障を来すことが今後考えられる。」と、おっしゃっていますね。

それから「運営に関して現場がやりづらいと感じている場合に日々遭遇しております、担当部署はその度にこれは条例にうたっているので、今すぐそれは変えられないんです。」という説明をしておるところですと。「条例にあるからという理由で何事も思考停止するのではなく、本

来どうあるべきかを住民の皆さんとともに考える。だからこの議決から使用料を外してほしいんだ」という、周到に準備しておっしゃっています。

挙げ句の果てに、平山議員の問題提起が現状との違いがあると痛切に感じましたので追加しようとお時間をいただきました、説明が不足していましたことをおわび申し上げます。」非常に卑怯な論立てをなさっています。挙げ句の果てに多数で否決されたんですけど、こここの思考停止というのは何で条例があるから思考停止になるのかを、いま一度御説明いただきたいんですけど。

それと、今回の条例は思考停止とどう関係があるのか、2点御説明いただけませんか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 昨年の12月の条例制定の件でこちらのほうを議論させていただきました。そのときも御説明差し上げたものでございまして、その時々でも地域のほうとしっかり話をしながら、こちらの条例案を上程させていただいたところでございます。

今回もその12月の議会を経まして、そういう結果も鑑みまして、また再度地域のほうとくちり条例の中身も見ていただきまして、今回の条例に上程になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ですから、昨年も地元からの協議を踏まえて議案として提案していただければいいんですと申し上げたつもりです、1日目に。

ところが最終日に、議決があると思考停止になるからといって議決から外してほしいとおっしゃった。その意味をお答えください。そして何で今これが出てきたのか、これ思考停止なんですか、思考停止じゃないですか、施行した結果ですか、お答えください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今回の上程に関しましても地域のほうとしっかりお話をさせていただいておりますので、思考停止はしておりませんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） お答えになってない。なんで条例の議決が必要だから思考停止なのか。つまり議会が邪魔だということですか。

それから、施行停止じゃない、まず違ってくる。思考してこれやったら議案議決があるけどちゃんと思考できているじゃないですか、どうなんですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 思考停止をしているのか、していないのか。また前回の条例とのやり取りとの関連性ということの御質問かと思いますが、今回その上程に当たりましたものが、

現状と違っている部分をきちんと慣らしていくといいますか、そういったことで上程させてもらっておりますので、御指摘は御指摘として受け止めをして進めさせていただいているところというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長にお尋ねしたいんだけども、条例があるから思考停止という御発言を説明委員がなさる。議決事項であるため円滑な運営に支障を来す、こういう御発言は妥当ですか。これは取り消すべきじゃないですか。1回御精査なさいましたか、こういう御発言、この説明を。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

条例があるからということで、思考停止を、条例があるからできませんよということではなくて、そこはそういう条例があったとしても、そこは改正すべきは改正して必要な地域の声に応えて、日々の行政に当たっていく必要があるということで、このたびも上程をさせていただいているというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから正しい姿だと思うんですよ。ですからその点でこの発言がいかに異様なものか、こんなものを公務員の、しかも管理職が、憲法の「け」の字も御承知いただいているような発言をなさる。議会の議決の邪魔だというふうにも発言をなさる。

先ほど町長さん一言おっしゃいましたよね。それで我々もあくまで町長の管理責任、任命責任を問うとるんですよ。いわゆる管理者、管理職にある者が憲法に反するような発言、議会を邪魔扱いするような発言、議決によって思考停止するというような発言、このような発言を放置し、擁護していることが、まさに現在の大刀洗町政の歪みを放置し、加速していることになっているのでありませんか。

我々も、真面目な職員さんが誠実に働いて、誠実に働いて住民のため、福祉向上のために機能していただく役場に戻っていただきたいという思いから様々な調査をやっています。その障壁となっているのは、まさに町長がこうした不正常なものや憲法に合致しないものをかばい立てたり、偽造するものに対して再調査をしなかったり、まさに町長の不作為が現在の不正常を生んで、さらについには百条を立ち上げるような事態にまで発展してきた。その辺の運営責任はどうお考えですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山賢治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議員から今いろいろ御指摘があった点なんですが、職員の発言の個々の部分、部分でそういう発言があったかと思いますけれども、それが議員が言われるように議会を軽視しているとか、そういう意図を持って言った発言ではないんだろうというふうに、私自身は考えてございます。

部分、部分だけ取り上げられると、そういうふうに思われるかもしれませんけれども、そういうことではなく、当然、その二元代表制の中で議会の役割あるいは行政の役割というのは認識した上で、その十分なというか、上手な答弁であったかというと、そこはまたいろいろあるんだと思いますけれども、そういう発言があったのではないかと思います。

これはずっと申し上げているんですけども、なかなか職員が答弁等をするときに、職員が伝えたいことと結果として議員の皆様方に伝わったことの差がかなりあるんだろうというふうに認識してございます。

そこは、当然二元代表制の下で、もしそういう二元代表制の趣旨について、もし考えが違いがあるのであれば、そこは職員に対して指導してまいりますが、言葉一つ一つだけで、そこだけが職員が伝えたかったことではないんだということを御理解いただければと存じます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げますが、これは答弁の中で突然出た発言ではないんです。議会に再説明の申出があつて議会運営委員会でお情けとして特別に発言を許した。そこで周到に用意された準備されて発言された内容なんです。これが一公務員の管理職がおっしゃることなのか。それに対して町長が個々の何とかずっと一貫してそういう問題意識もお持ちでない。それで一連のものなんです。これは個々に生じているものなんです。ちゃんとバラバラに生じているものではなく一連で生じているんですよ。

結局、ずっと十数年間制度設計や法律や憲法その他諸法規に基づく行政が運営ができていない。公金の管理もしっかりとできていない。それから記録もできていない。ないないづくりではないですか。

そうしたものの延長線上に必然としても、もう最終兵器じゃないんですけど、最終兵器としても議会の議決があると思考停止なんだという発言までが飛び出してくる。もう本当に深刻な問題だろうと思います。そこを反省も、とがめもせずに、個々の部分でございますということを続けてきた結果、我々は一定の調査権を持って、この不正常を調査しなければならないという結論に達しています。

もちろんそれは、おっしゃるようにパワハラや不必要な意識がないようにしなければいけませんが、そういう不正常や不見識、違法そういうものを一切、この大刀洗町行政から排除して、誠実に法律に基づいた職員さんがきちんと仕事をして、評価できるような行政組織に改善したい、

その立場から現在の調査を続けているところでありますので、とりわけ最終日の発言については、問題だらけです。

それから、その昨年出た条例自体はもう突っ込みどころ満載です。これを一つの最悪のモデルケースとして、そこから反省なさったらいかがでしょうか。改めてどうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

昨年の議会等の議会からの御指摘も踏まえて、今回、改めて条例案を提案をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。6番、安丸真一郎議員。

○議員（6番 安丸真一郎） 6番の安丸です。議案書5ページの新旧対象表の中で、ほかのセンターも一緒ですけど、大集会場の利用時間は1時間単位ということでの設定が基本ですけども、別表2表で新設されています大ホールの冷暖房の使用時間が、以前は1時間単位でしたけども、菊池校区センターについては20分単位、ほかのも関連あります。ちょっと大堰の憩いの園だけ若干違うかと思いますので、それはそのときにまた質疑をさせていただきますが、この変更された経緯といいますか、そういったところを再度確認をしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今回の条例改正の中で、別表2に定めております校区が3校区ございまして、大堰は別表には定めてないところなんですけれども、ほかの校区が現在コインタイマーで20分たつと切れるというタイマーの設定になっておりましたので、実情に合わせて20分、100円とし別表2で定めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

○議員（6番 安丸真一郎） はい。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようでしたら、これで1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第10号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、議案第10号について御説明いたします。

大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、大刀洗町南部コミュニティーセンターの大規模改修工事に伴い、室名の名称等を変更するため、当該条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

こちらも令和6年度の改修工事に伴い地域の方にも御協議をいただき、本改正の上程となりました。

3ページ、タブレットで77ページの新旧対照表をご覧ください。

6条でございます。コミュニティーセンターの使用料は「別表2」とありますものを「別表第1及び別表第2」にと変えるものでございます。

続きまして、第10条1項の「伝染症の疾患のおそれのある認められる者」を削除するものです。

次ページを開きください。

別表1では室名を変更しております。まず、相談室とありますものを和室（東）に、趣味娯楽室とありますものを和室（西）に、料理教室とありますものを調理室に、それぞれ変更するものです。

備考につきまして3を削除し、別表2に別途定めておるものでございます。別表2に関しまして調理室につきましてはコインタイマーにて1時間100円で運用しておりましたので、こちら100円に使用料のほうの変更も行っております。

2ページ、タブレットで76ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと確認ですけど、どこやったっけ、4ページ目の新旧対照表というんですか、別表第2、大集会室の冷暖房使用料がなんか20分100円というふうになつてているんですけど、これ20分ってどこから来た数字ですか。これまず教えてください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 以前は冷暖房使用料は1時間300円としておりましたが、こちらもほかの施設と同様で、実際はコインタイマーが20分刻みというコインタイマーを入れてお

りますので、20分で100円で切れるという運用で行っておりましたので、運用に合わせて条例の別表2のほうを改正しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） なんか今の質問は、よう分からんやったんですけどね、なんでわざわざ20分タイマーなんかつけたんですか。部屋は1時間幾らで貸すんでしょう。エアコンというか冷房だけが20分で1回ずつ100円ずつ入れないかわけですか。なんでそういうやりにくいことをしたのか、その辺もうちょっと分かるように教えてくれませんか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 冷暖房設備のコインタイマーの性能上20分100円のものを導入しておりますので、こういう表記になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 私の質問に答えていただけませんか。別に性能のいいものをつけろとかそういう話じゃなくて、何で20分にしたかという理由なんですよ。1時間じゃ駄目なんですかと。なしては30分じゃ駄目なんですか。そこらへんもうちょっと分かりやすく、いいかげんな回答じゃいかんですよ、きちんと答えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お答えいたします。

コインタイマー自体の性能上20分100円で、1時間で300円ということになっておりまして、このような表記にしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 課長、質問が、何で1時間のタイマーじゃなくて20分タイマーをつけたのかという質問みたいだったので、なぜ今の20分タイマーになったのか、なぜ1時間じゃなくて20分タイマーになったのかというのを聞かれていると思います議員は。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 一番大きな部屋になりますが、時間自体が20分刻みのほうで利用しやすいようにして設定しているというふうに考えております。

以前から20分100円というところで運用していましたので、運用に合わせて変更しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 申し訳ないんですけどね、あなた、南部コミュニティーの大広間でコインを入れてエアコンを使ったことあるんですか。ちょっとね、ええころかげんな答えと思い

ますよ。私は300円入れて1時間使っとるんですけど、100円、200円入れてもエアコンが作動しないんですよ。だからそういうところを確認しよるわけですよ。わざわざそのために20分ごとにお金を入れないかんとかですね、もうちょっと現状を踏まえたところで説明してください。

元に戻してくださいよ。だって部屋は1時間単位で貸すんでしょう。何で20分ごとにお金を入れてエアコンを使わないかんのか。実際、こう行かれてチェックしたことあるんですか。そこまで含めたところで答えてください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 設定は20分で切れるものと認識しております、1時間使われる場合、最初に300円入れれば60分そのまま継続で使われるものだと認識しておりますが、古賀議員がおっしゃられるように300円入れないとそもそも冷暖房が機能しないという今の御意見でございましたので、そちらのほうは再度確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 現場で確認されたことがあるかという質問に対してもいかがでしょう。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 100円入れたら作動が始まるものというふうに認識しておりますが、私自身がその100円を入れて実際に作動するものかという動作確認まではしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀委員長。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりましたけど、一度現物現場じゃないけど、現場に行って確認だけはお願いします。あなたが行くかどうかは別にしても、担当に行っていただいて、そういうところをきちんとやってください。

実は私もうちの職員に言いましたけど、まだ確認していないから分かんないと言うんですよ。だから、そういうやつを、もう1回つけてしもうたらもう4月からうちも動かしますもんですかね、センターを。やる前にきちんとやりたいと思いましたんで、よろしくお願いをします。

それからもう1点は、冷暖房使用料ですけど、料理教室は以前は200円やったわけですね、1時間、エアコン代が。今度100円になつたけど、プライスダウンちゅうんですか、割引したんですか、そこをちょっと確認したいんですが、お願いします。

○議長（高橋 直也） 村田課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 南部コミュニティーセンターの調理室の空調に関しましては、条例のほうには1時間200円ということでうたわれておりましたが、コインタイマー自体が1時

間100円で実際運用しておりましたので、今回100円に変更しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀委員長。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。だから、そういうふうやつたら、やっぱりそういうふうに言っていただかないと、うちのメンバーも分からんわけですね。だからこういう、何ですか、条例はもちろん変えないかんでしょうけれども、その前に一言。

今ちょっとセンター長がやっとできたばかりで、センター長もよう知らんとこもあるでしょうから、ちゃんとそういうのはキャッチボールをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑は終わります。

日程第12. 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第11号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、議案第11号について説明させていただきます。

大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、施設利用料の変更等に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

タブレットで82ページ、議案で2ページをお開きください。新旧対照表でございます。

まず、10条の1項、伝染性の疾患又は精神に異常があると認められる者を削除いたします。

続きまして、別表、6条関係の分でございまして、こちらの調理室に「200円」とございまするものを「100円」に変更しております。こちらも南部コミュニティーセンターと同様、冷暖房使用について全て1時間単位の設定であるため、実際、コインタイマーのほうは100円で運用されておりましたので、そちらのほうを100円と変更しているものでございます。

なお、先ほど御説明しましたとおり、こちらのほうは全て、交流ホールのほうも300円のほ

うで運用させてもらっていますので、別表を分ける必要がないことから、別表は1つにさせてもらっておるところでございます。

1ページへお戻りください。タブレットで81ページでございます。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません、ちょっと確認ですけど、今大堰交流センターですか。すみません。結構でございます。申し訳ありません。ちょっと勘違いしました。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 質疑なしのようですので、1日目の質疑はなしと認めます。

日程第13. 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第12号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、議案第12号について説明させていただきます。

大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

施設使用料の変更に伴い、該当条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

タブレットで87ページ、紙で3ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

6条、ふれあいセンターの利用料は別表2とあるものを、別表第1及び別表第2に変更するものです。

続きまして、第10条にあります、1項、感染症の疾患のおそれがあると認められる者を削除するものです。

次のページをお開きください。

別表から別表第1、別表第2とし、別表第1では、備考の3を削除しております。

続いて、別表第2を新設しております、別表第2では、冷暖房使用料を別途定めておるもの

でございます。実情に合わせ大集会室を20分、調理実習室も、実情に合わせ1時間100円と変更するものでございます。

2ページ、タブレットで86ページへお戻りください。附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、1日目の質疑はなしと認めます。

日程第14. 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第13号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第13号、タブレットページでは90ページになるかと思います。

議案第13号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営を確保するため、国民健康保険財政の收支状況を考慮し、国民健康保険税の税率及び税額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表を用いて御説明させていただきます。

紙の議案書の3ページ、タブレットページでは93ページになるかと思います。

新旧対照表、右側が旧、改正前でございまして、左側が新、改正後になります。

まず、第3条第1項の改正でございますけれども、基礎課税額——基礎課税額というのが医療費分でございます。基礎課税額の所得割を「100分の8.5」から「100分の9.0」に改めます。

第5条の改正は、基礎課税額の均等割を被保険者1人につき「2万5,000円」を「2万8,000円」に改めます。

第5条の2につきましては、次のページ4ページ、タブレットページでは94ページをご覧く

ださい。

基礎課税額の世帯別平等割を「2万5,000円」から「2万8,000円」に改め、特定世帯につきましては「1万2,500円」を「1万4,000円」に、特定継続世帯については「1万8,750円」を「2万1,000円」に改めるものでございます。

第6条の改正でございます。こちらは、後期高齢者支援均等課税額の所得割を「100分の2.2」から「100分の2.9」に改めます。

第7条の2の改正は、後期高齢者支援均等課税額の均等割を被保険者1人につき「7,000円」を「9,500円」に改めます。

第7条の3の改正は、後期高齢者支援均等課税額の平等割を「7,000円」から「9,000円」に改め、特定世帯につきましては「3,500円」を「4,500円」に、特定継続世帯については「5,250円」を「6,750円」に改めるものでございます。

第8条の改正は、介護納付金に係る所得割を次のページ5ページ、タブレットページでは95ページをご覧ください。

こちらは、「100分の1.8」を「100分の2.2」に改めるものでございます。

第9条の改正は、介護納付金に係る均等割を被保険者1人につき「1万4,000円」を「1万7,000円」に改めます。

続きまして、23条、議案書5ページ、タブレットページでは95ページになるかと思います。

23条の改正でございますが、こちらは、国民健康保険税の減額に関する規定を改正するもので、第1項第1号では7割軽減について、議案書7ページ、タブレットページでは97ページの第2号では5割軽減を、議案書8ページ、タブレットページでは98ページの第3号では2割軽減について減額額を改正し、議案書9ページ、タブレットでは99ページの第2項については、未就学児の均等割の軽減額について改正をするものでございます。

それではまず、6ページ、タブレットページ96ページをご覧ください。

まず、第1号、7割軽減の減額でございます。

アの基礎課税額の均等割について、被保険者1人につき「1万7,500円」を「1万9,600円」に改め、イの平等割については「1万7,500円」を「1万9,600円」に改め、特定世帯については「8,750円」を「9,800円」に、特定継続世帯については「1万3,125円」を「1万4,700円」に改めます。

後期高齢者支援金につきましては、ウの均等割額を被保険者1人につき「4,900円」を「6,650円」に改め、エの平等割については「4,900円」を「6,300円」に改め、特定世帯については「2,450円」を「3,150円」に、特定継続世帯については「3,675円」を「4,725円」に改めます。

介護納付金につきましては、次のページ、議案書7ページ、タブレットページ97ページをご覧ください。

一番上のオの均等割を、介護納付金課税被保険者1人につき「9,800円」を「1万1,900円」に改めます。

次に、第2号でございます。5割軽減の減額でございます。

こちらにつきましては、まず、アの基礎課税額の均等割について、被保険者1人につき「1万2,500円」を「1万4,000円」に改め、イの平等割については「1万2,500円」を「1万4,000円」に改め、特定世帯につきましては「6,250円」を「7,000円」に、特定継続世帯については「9,375円」を「1万500円」に改めます。

後期高齢者支援金につきましては、ウの均等割を被保険者1人につき「3,500円」を「4,750円」に改め、エの平等割については、次のページ8ページをご覧ください。タブレットページ98ページになります。

「3,500円」を「4,500円」に改め、特定世帯については「1,750円」を「2,250円」に、特定継続世帯については「2,625円」を「3,375円」に改めます。

介護納付金につきましては、オの均等割を介護納付金課税被保険者1人につき「7,000円」を「7,500円」に改めます。

次に、第3号、2割軽減の減額についてでございます。

まず、アの基礎課税額の均等割について、被保険者1人につき「5,000円」を「5,600円」に改め、イの平等割については「5,000円」を「5,600円」に改め、特定世帯については「2,500円」を「2,800円」に、特定継続世帯については「3,750円」を「4,200円」に改めます。

後期高齢者支援金につきましては、ウの均等割を被保険者1人につき「1,400円」を「1,900円」に改め、次ページ9ページ、タブレットページでは99ページになりますけれども、エの平等割について「1,400円」を「1,800円」に改め、特定世帯については「700円」を「900円」に、特定継続世帯については「1,050円」を「1,350円」に改めます。

介護納付金につきましては、オの均等割を介護納付金課税被保険者1人につき「2,800円」を「3,400円」に改めます。

次に、第2項でございます。未就学児の均等割の減額についてでございます。

第1号が基礎課税額の均等割について、軽減額を未就学児1人につき、アでございますけれども、7割軽減世帯では「3,750円」を「4,200円」に、イの5割軽減世帯では「6,250円」を「7,000円」に、ウの2割軽減世帯では「1万円」を「1万1,200円」に、エの軽減が

ない世帯については「1万2,500円」を「1万4,000円」に改めます。

次のページ、議案書10ページ、タブレットページで100ページをご覧ください。

第2号になります。こちらの第2号ですが、後期高齢者支援分の均等割について、軽減額を未就学児1人につき、アの7割軽減世帯では「1,050円」を「1,425円」に、イの5割軽減世帯では「1,750円」を「2,375円」に、ウの2割軽減世帯では「2,800円」を「3,800円」に、エの軽減がない世帯については「3,500円」を「4,750円」に改めます。

議案書2ページにお戻りください。タブレットページでは92ページになります。

附則でございます。

第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行するとして、施行期日を定めております。

第2項、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとして適用区分を定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問いたします。

結局のところ、例えばモデル世帯とかあると思うんですよね、所得幾らで、何人と。そこら辺で、今後、この改正によってどのような影響が生じるのかという、数字としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

夫婦2人と子供1人の世帯で世帯の所得が150万程度で、年間約4万円程度の増額となります。で、夫婦と子供2人世帯で、世帯所得が300万円の場合によりますと、年間で7万4,000円程度の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御承知のように物価高騰で大変な折、今、町長も今度クーポン券をお配りになるということで、住民の生活支援、家計支援ということが一番大事だと思うんですが、この折に減税ではなく大増税を実施なさるところの政治姿勢について、この経過についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘があつたとおり、今、非常に経済情勢が厳しい状況にござります。国保を取り巻く環境というのが年々厳しくなつてございまして、一つは、被保険者数が減少いたしてございます。

団塊の世代が75歳以上になるということもござりますし、今、65を過ぎても働いていらっしゃる方もいらっしゃいまして、被保険者数が減少する一方で、医療費が増嵩してございます。

コロナ禍に入りまして、一時期は受診控え等があつた影響かもしれません、医療費も一旦下がつたんですけども、コロナ禍が収まるにつれて、今、医療費のほうが増嵩しているところでございます。

このため、これまで、そういうコロナ禍の非常に厳しい経済状況を踏まえて、本当は県のほうからはもっと税率を上げるべきではないかというふうな指導が入ります——県が示している率は違いますけれども、これまで繰越金等を活用して、何とか引き上げずに国保の運営をしてきたところでございます。

ただ、これが、これ後ほど補正予算等で御審議いただきますけれども、とうとう繰越金が全てなくなつてしまつたと。また、法定外繰入れも、今回の補正で多額の繰入れを余儀なくされているというふうな現状がございます。

それで、議員御指摘のように、今、この時期に国保税を上げないといけないというのは、本当に大変苦渋の決断ではございます。

ただ、それは言つても、将来的に各都道府県下で保険税率の一本化というのが予定されてございまして、恐らく一本化されると、大刀洗町の税率はがつと上がることになります。そういうことも踏まえて、今、法定外繰入れをこれ以上続けて、いきなり上がるというのが非常に難しい面があるというのが1点。

それから、それに加えまして、赤字になれば県からのいろんな補助金というか、そういうのも減額される。あるいは、2年連続で赤字になると、県から強い指導が入るというところもございます。そういうのを含めての改正でございます。

当初、原課のほう、健康課のほうから上がつた分については、県が示した大刀洗町における場合は、このくらいの税率ですよというのを基に条例案、予算案をつくつてまいつたんですけども、議員御指摘のように、今の厳しい経済情勢の中で、やっぱりぎりぎりどこまでだつたらぎりぎり赤字にならなくて済むのかという、ぎりぎりのところの当初の案よりは引き下げた形で、今回改正をお願いしているところでございます。

議員の御指摘はようく心情的には理解できるところではございますが、どうしても国保の制度上のいろんな課題の中で、私どもとしては、今考え得る限りの条例改正案を御提案をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 将来一本化とか大幅な値上げというのは、このままいけばそれはそのとおりなんですが、これはやっぱり政治の運動の中で一本化を阻止したり、大幅値上げを防ぐ、そのために国庫から相当額の保険者として責任を果たすような額を出すような運動を町村会、それから市長会、県知事会なさっていると思います。

だから、そういうものをきちんと国と県にしっかり財政責任を果たさせるのを早期に実現することと、それまでの間に、やはりこれ以上の増税、とりわけ低・中所得者に対する大幅増税がないよう手を打つことが、政治的に必要ではないかと思います。

そこで、少し御説明もあったんですが、ここに法定外からの繰入れを行うことによる罰則があるとすれば、どのような額なのか。そして、それが禁止されているものかいないものか、その辺を再度御確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

県からのペナルティーといったしましては、保険者努力支援交付金のほうが、大体100万ほど減額される可能性があります。

すみません。もう1点は、2年連続赤字が続きますと、県のほうから赤字解消計画の作成のほうが求められて、強く指導が参ってくるというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一つは、法定外繰入れは禁止されていないと。法定外繰入れを行った場合のペナルティーが年間100万円程度だとお聞きしてよろしいですかね。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 金額ははっきりとは分かりませんけど、大体100万程度というところで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうであれば、都度、町長がおっしゃっている健全財政であると。それから、毎年応援寄附金を50億いただいて、5億以上基金を積み増ししている。基金がずっと増加傾向にある。財調も一定ある。けど増税しますよと、4,000万円。これはやっぱり町民の方には到底受け入れられない。

5億積み増ししながら4,000万増税する。しかも中所得世帯に直撃していく。

その構成員というのは地元の自営業者、中小自営業者であったり、農業者であったり、無職者、失業者、高齢者であります。極めて基盤の弱い皆様方が強制加入する保険でありますから、ここ

にセーフティネット、社会保障としての一般財源を繰り入れて、当面の間の負担を抑えていくという政治判断は当然なされるべきものだと思いますが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃることはよく分かるんですよ。なので、政治判断として引上げ幅を最小限に抑えるということをお願いをしているところでございます。

ただ一方で、どうしても医療保険というか社会保険制度でありますので、法定外繰入れが多額になりますと、それは国保加入者以外の方の税金なりのところから、国保加入者の方の保険料を引き下げるために使われるということになりますので、やっぱりそこは税の公平性の観点から、一定の考え方の整理が必要ではないかと考えてございます。

なので、ただ議員御指摘のように、国保の制度上のいろんな課題というのはおっしゃるとおりでございまして、そういう中で、じゃ、根本的には恐らく国からの国庫補助等をもう少し増額するなりをしないと、なかなか難しいんだろうと思いますけれども、現行の制度上では、なかなかこれ以上のものが見いだせなかつたというのが現状でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 恐らく国保の値上げは15年ぶりになると思います。15年前も県下で9番目ぐらいの高い国保税だったんです。もともと高いからこの間値上げしなくて済んできたという、非常に高い負担を強いてきたことによって、この間値上げしなかつたということであるから、今まで使ってきた繰越しというのも高い保険料に基づくものなんですね。

だから、どういう形であれ、被保険者の方に重い負担がかかってきた税金だと思います。

それと、やはり先ほどおっしゃったように、国保加入者の方の所得は多分伸びていないんだろうと思うんですよ。これが一つの問題ではないでしょうか。町内の自営業者、農業者の方、これらの方々の所得が伸びれば、所得割で税収は伸びるはずだが、それが伸びていない。そういうところにも経済の問題点がある。

もう一つは、先ほど町長がおっしゃった、これが一部の保険であるかのような発言ですが、これは決して一部の保険ではないし、任意の保険ではありません。そうしたほかの健康保険へ入れない方が、すべからく強制で加入しなければいけない保険であります。そういう点では、相互扶助ではなく社会保障だろうということで、毎年申し上げているところであります。

法定外繰入れが禁止されていない以上、現在の健全財政、豊かな基金を活用して、これ以上の値上げがないようにすることがどうしても必要だと思います。答弁は同じことになると思いますので、また最終日等にも申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） それでは、ほかに質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第14号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。建設課、古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 建設課の古賀です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第14号について御説明いたします。タブレットでは101ページとなります。議案第14号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

今回の条例改正につきましては、地方自治法第243条の2の7が新設されることにより、条例における引用する法律の条項のずれが発生しており、これに伴い改正するものでございます。

新旧対照表にて御説明いたします。紙でいくと2ページをご覧ください。タブレットでは103ページになります。

左側が新、右側が改正前となっております。表の中ほどのほうの下線のある部分で、「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改正するものでございます。

1ページにお戻りください。附則でございます。タブレットでは102ページとなります。

附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この法律の改正の施行日のほうが、公布の日より2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、今附則で施行を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第15号 町道の認定について

○議長（高橋 直也）　日程第16、議案第15号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。建設課、黒岩工務係長。

○工務係長（黒岩 雄二）　建設課の黒岩でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第15号の町道路線の認定につきまして、提案理由と内容を説明いたします。

それでは、タブレットページの104ページをお願いいたします。

議案第15号町道の認定について、道路法第8条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由及び内容としましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づく私道の寄附手続の完了に伴い、町道路線の認定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

今回提案する町道は1路線でございまして、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため町に帰属させ、町道路線の認定を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

別紙に記載しております路線が、町道路線の概要になります。番号が373号で、路線名は北鵜木23号線です。起終点は、起点が鵜木字栗崎1440番209地先で、終点は鵜木字栗崎1440番214地先です。道路の延長は64.8メーターで、幅員が6メーターから16メーターの路線でございます。

次のページをご覧ください。位置図になります。

こちらの場所は、町道西大刀洗北鵜木線沿いで、南側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。位置的には北鵜木公民館と高速道路の間に位置する場所でございます。

次のページをご覧ください。平面図になります。

図面の黄色い部分が町道路線の認定を提案する北鵜木23号線で、道路の幅員が6メーターから16メーターで、路線の延長が64.8メーターの道路です。開発区域は、令和7年1月22日に完了検査を実施しております、道路が町道の基準に適しておりました。

以上の経緯で、新規に373号の北鵜木23号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で12時45分より議事を再開いたします。続けてや

りますので。

休憩 午後 0 時 35 分

再開 午後 0 時 45 分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第 17. 議案第 16 号 令和 6 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（高橋 直也） 次に、日程第 17、議案第 16 号令和 6 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 企画財政課の松元です。一般会計補正予算（第 7 号）の「第 2 表 繰越明許費補正」に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、内容の説明をさせていただきます。タブレットページで 1 ページ目をお願いいたします。

議案第 16 号令和 6 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 7 号）。

令和 6 年度大刀洗町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 288 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 6,300 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明拠費補正」による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出、大刀洗町長、中山哲志。

歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の 10 ページ、タブレットページで 19 ページをご覧ください。

歳入歳出とともに、減額につきましては、実績や見込みにより不用額を減額しておりますので、説明は省略させていただきます。増額の主なものについて説明させていただきます。

紙で 10 ページ、11 ページ。タブレットで 19 ページ、その次の 20 ページにつきましては、主なもの減額とさせていただいております。

次のページ、12 ページ、13 ページ。タブレットで 21 ページでございます。

2 款 1 項 5 目財産管理費でございます。24 節の積立金に 5,237 万 5,000 円を増額いた

しております。

主なものといたしましては、ふるさと応援基金の積立金を5,129万8,000円とさせていただいております。

次の13ページ、タブレットで22ページは、減額をさせていただいております。

次の14ページ、タブレットページで23ページでございます。

2款1項18目ふるさと応援寄附金事業の11役務費、12委託料と増額をさせていただいております。主なものといたしましては、ふるさと応援寄附金の事務委託料として4,950万円となっております。

次のページ、紙で15ページ、タブレットページで24ページでございます。

2款1項21目地域公共交通対策費でございます。18節の負担金補助及び交付金。こちらのほうは、燃料費高騰分の甘木鉄道事業の継続支援金の物価高騰といたしまして19万2,000円を計上いたしております。

次に、2款1項23目町制70周年事業費でございます。こちらのほうは、149万9,000円を計上させていただいております。

主なものといたしましては、7節の報償費として式典の記念品等に50万9,000円、また12の委託料として記念動画作成委託料等につきまして56万円を計上させていただいております。

次のページでございます。紙で16ページ、タブレットで25ページでございます。（「課長、タブレットのページとは違うんじゃないかな。進めてください」と呼ぶ者あり）16ページ、タブレットで25ページで、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の11の役務費のコンビニ交付手数料の分でございます。20万円を計上させていただいております。こちらのほうは、コンビニで証明書等を交付される方が増えた分を計上させていただいております。

次のページ、17ページで、タブレットで26ページにつきましては、減額させていただいております。

次のページ、その次のページまで同じく減額という形をさせていただいております。

次に、紙で20ページ、タブレットページで29ページをご覧ください。

3款1項11目国民健康保険費でございます。27節の繰出金といたしまして3,562万4,000円となっております。主なものといたしましては、減額しているものもございますけれども、一般会計の繰出金といたしまして、4,300万円計上いたしております。

次のページについては、減額をさせていただいております。

次、紙のページで22ページ、タブレットページで31ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。19節の扶助費でございます。こちらのほうは、

保育単価の変更等受入人数に応じまして、各保育園への委託料のほうを増額させていただいております。合計で7,147万3,000円となっております。

次のページは減額となっております。

続きまして、ちょっと飛びますが、紙のページで25ページ、タブレットのページで34ページをお願いいたします。

4款1項12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費19節扶助費でございます。こちらのほうは、予防接種健康被害救済給付金といたしまして、711万円計上いたしております。

歳入でも御説明しますが、こちらのほうは全額国庫負担金となっております。

次のページでございます。紙で26ページ、タブレットで35ページでございます。

5款1項4目農業振興費18節の負担金補助及び交付金でございます。補助金については、実情に合わせて減額しているものでございますが、一番下のところに、みい農協大豆調製施設改修工事事業費負担金で373万1,000円を計上させていただいております。こちらのほうは国庫補助を活用しました事業となっております。

次のページ、27ページ、タブレットで36ページでございます。

5款1項9目農業農村整備費の18節負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうが1,111万9,000円を計上させていただいております。主なものといたしましては、県営両筑二期事業の負担金でございます。こちらのほうは、国の補正のほうで令和7年度分が前倒しで補助がついた分という形になっております。1,107万7,000円となっております。

続きまして、次のページを飛びまして、紙で29ページ、タブレットで38ページとなります。

7款3項2目公共下水道費の24節の積立金でございます。下水道施設整備基金の積立金といたしまして、452万2,000円を計上いたしております。

次からは、主なものの減額という形をさせていただいておりますので、ページが飛びまして34ページ、タブレットで43ページをご覧ください。

9款3項1目一般管理費でございます。こちらのほうは、17節備品購入費といたしまして、机、椅子と特別支援教室の備品の購入費で69万9,000円、上に戻りますけれども、14節の工事請負費で、教室の間仕切り工事等に41万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、残りにつきましては、実情に合わせた減額となっております。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。歳入のほうが、説明書の3ページとなります。タブレットで12ページをご覧ください。

歳入の主なものでございます。6款1項1目法人事業税交付金といたしまして、法人事業税の交付金が650万円と、その下でございます。12款1項2目農林水産業費分担金1節の農業費分担金、こちらのほうは歳出を組んでおります県営の両筑平野二期事業の分の、両筑土地改良区

の分担金分として110万8,000円となっております。

その下、12款2項1目、2目と、後期高齢の介護保険のほうの派遣職員と、介護保険の広域連合のほうの派遣職員のほうの入件費のほうを計上いたしております。

続きまして、4ページ、タブレットで13ページをご覧ください。

14款1項1目3節児童福祉費負担金でございます。子どものための教育・保育給付費国庫負担金、こちらのほうは各保育園の委託費の補助でございます。3,957万8,000円。

その下の2目の衛生費国庫負担金につきましては、歳出で組んでおりました全額分の新型コロナウイルス予防接種の健康被害の給付費として711万円を計上いたしております。

あとは、減額をさせていただいているものと、6ページ、タブレットで15ページでございます。

15款1項1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金でございます。こちらのほうも、県のほうの各保育園の委託費の分でございます。負担金として1,628万5,000円を計上いたしております。

その下でございます。15款2項2目民生費県補助金5節児童福祉費補助金でございます。こちらのほうを300万円計上しております。主なものといたしましては、放課後児童健全育成事業補助金として86万6,000円、こちらのほうは、学童保育所の分となっております。

次のページ7ページ、タブレットで16ページにまたがる分でございますが、次の分が、子どものための教育・保育給付費補助金につきましては、認定こども園分という形が70万1,000円。児童育成支援拠点事業費補助金、こちらのほうは、こども自立サポートセンタードリーム分として96万8,000円を計上いたしております。

次のページ、紙で8ページ、タブレットで17ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、2節ふるさと応援寄附金でございます。ふるさと応援寄附金を1億円、企業版ふるさと納税寄附金のほうを200万円計上いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金1節財政調整基金の繰入金でございます。こちらのほうは、減額を2億5,844万8,000円減額いたしておりますが、これで令和6年度の繰入れはなしという形になっております。

次に、9ページで、タブレットで18ページでございます。

19款1項1目繰越金1節繰越金で、前年度繰越金といたしまして、1億1,618万5,000円を計上いたしております。

次に、20款3項1目雑入1節の雑入でございますが、2,302万8,000円を計上いたしておりまして、主なものといたしましては、介護保険の広域連合からの分配金で、重層的支援等に充てているものの分が主なものとなっております。

あと、21款1項3目農林業債といたしまして、1節の農業債として、550万円を県営の両筑平野二期事業のほうの分を、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債として計上いたしております。

次に、予算書のほうの5ページの「第2表 繰越明許費補正」をご覧ください。

こちらのほうにつきましては、本日配付しました紙のほうをご覧ください。「第2表 繰越明許費補正」でございます。

1、追加といたしまして、2款1項の総務管理費、事業名として、ホームページ再構築事業といたしまして1,040万円を上げております。こちらのほうは地域振興課分でございます。

同じ款項目で財産管理事業といたしまして1,103万2,000円、こちらのほうは企画財政課分でございます。公用車の購入と修繕費等が主なものとなっております。

同じ款項目の事業名といたしまして、町制70周年事業149万9,000円、こちらは総務課となっております。

2款2項徴税費でございます。事業名は清算人申立費用といたしまして50万円、こちらのほうは税務課でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、事業名として、コンビニ交付における標準化・共通化に係るシステム改修委託料といたしまして506万円、こちらは住民課となっております。

3款2項児童福祉費、事業名といたしまして、保育所等物価高騰対策費補助金といたしまして65万4,000円、こちらのほうはこども課。

5款1項農業費、事業名が、みい農協大豆調製施設改修工事事業費負担金を373万1,000円が農政課です。

次に、7款2項道路橋梁費の道路維持事業として1,666万円から、道路改良事業費の7,445万円、道路メンテナンス事業の1,754万円、7款3項の生活環境整備費水路環境整備事業の1億3,643万円までが建設課となっております。

9款2項の小学校費、学習用コンピューター等の購入費が287万円、同じく大堰小学校のフライヤー購入費112万2,000円がこども課となっております。

9款5項社会教育費、ドリームセンター照明改修事業1,025万5,000円と今村天主堂耐震補強及び保存修理補助金393万8,000円、生涯学習課となります。

合計の2億9,614万1,000円となっております。

次のページ6ページ、タブレットで8ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」。1、追加。防災・減債・国土強靭化緊急対策事業債、限度額550万円、起債の方法は証書借入れ。

利率は5%以内。ただし、金利の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構

にて利率の見直しを行った後においては、見直しの後の利率。

償還方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮もしくは繰上償還または低利に借り替えすることができる。

2、変更。変更につきましては、変更点のみ説明させていただきます。限度額の変更となっております。上水道一般会計出資債が90万円を限度額を100万円、学校教育施設等整備事業費債を850万円を280万円に変更いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番、安丸です。議案書26ページの5款1項4目の関係でお尋ねをしたいと思います。

みい農協の大豆調製施設改修工事の関係で、大豆のカントリーエレベーター関係が改修されるというふうには聞いておりますが、具体的に、みい農協管内の構成市町での分担化というふうに理解するのですが、具体的に言えば小郡市とか大刀洗、それから久留米市の北野町。

全体的な工事改修に関わる総額というか工事金額で、負担割合がどういうふうな負担割合になっているのか、その点について、その負担割合から373万1,000円が出てきているかというふうに思っておりますので、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 安丸議員の質問にお答えいたします。

こちらは議員がおっしゃられるとおり、JAみい管内のカントリーの改修工事でございまして、大豆乾燥施設で、通称八坂カントリーの改修工事になります。

こちらは施設が老朽化しているということで、改修工事を行うことになっておりますが、事業主体はJAみいで、工事の事業費が約9億円弱、税別で8億1,206万6,000円でございます。税込みが記載がないので分からぬんですけど。

それで負担割合が、国が5.5%、県が5%で市町村が5%ということでございまして、構成市町村の小郡市、大刀洗町、久留米市北野でその5%分負担することになりますが、市町村の負担割合としましては、重量割で大刀洗町がその分の3.2%を負担することとなりまして、その金額が373万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 全体的な負担割合等分かりました。この今、重量割での負担ということで3.2%、これ実績的には前年度の重量割の実績、そこらあたりは具体的な基準といいます

か、32%になったところが分かれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 負担割合でございますけれども、令和5年度の大豆乾燥調製の検査重量となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第18. 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（高橋 直也） 日程第18、議案第17号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、タブレットのページ47ページをお開きください。議案第17号になります。

議案第17号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,556万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書をご覧ください。歳出から御説明いたします。

議案書の予算説明書の5ページ、タブレットページで56ページになります。

まず歳出でございます。1款1項1目一般管理費、補正額12万9,000円、これは人件費に係る分でございます。

1款2項1目賦課徴収費25万円の減額。これは会計年度任用職員の報酬を減額するものでございます。

1款4項1目趣旨普及費10万円の減額。10節の需用費10万円を減額しております。これはパンフレット代等が実績から見込みまして10万円の減額でございます。

2款1項5目審査支払手数料24万円の減額。こちらは11節の役務費、レセプト審査手数料

のほうを実績から見込みまして24万円減額しております。

2款4項1目出産育児一時金150万円の減額です。18節の負担金補助及び交付金で、出産育児一時金のほうを実績の見込みより150万円減額しております。

次のページをご覧ください。議案書6ページ、タブレットページ57ページになります。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3款3項1目介護納付金分、こちら3つにつきましては、財源の組み替えでございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費15万円の減額でございます。こちらは12節の委託料のほうを実績から見込みまして15万円減額しております。

5款2項2目保健事業費21万8,000円の増額でございます。こちらは、22節償還金利子及び割引料といたしまして、令和5年度の国民健康保険保険者努力支援交付金の額が、過年度分の交付金の額が確定したため、21万8,000円の増額しております。

次のページ、議案書7ページ、タブレットでは58ページになります。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金でございます。補正額50万円の減額。こちらは22節の償還金利子及び割引料といたしまして、実績から見込みまして50万円を減額しておるところでございます。

3目償還金、補正額930万円。22節償還金利子及び割引料といたしまして、930万円の減額です。こちらは、令和5年度分、令和4年度分の交付金の額が確定しましたので、その返還金といたしまして、930万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明に入ります。

議案書3ページ、タブレットページでは54ページになります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。補正額1,500万円の減額でございます。内訳といたしまして、1節の医療給付費分現年課税分といたしまして1,000万円の減、2節の後期高齢者支援金分現年課税分といたしまして200万円の減、3節の介護納付金分現年課税分といたしまして300万円の減としております。

次に、3款1項2目出産育児一時金臨時補助金でございますけれども、7万5,000円を減額しております。これは、事業のほうが令和5年度で終了していたということが判明しましたので、7万5,000円の減としております。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。303万3,000円の減でございます。これは、令和6年度の額の見込みから、2節の特別交付金のほうを303万3,000円減額するものでございまして、内訳といたしましては、保険者努力支援分といたしまして192万2,000円の増、特別調整交付金分といたしまして85万5,000円の減、県からの繰入金といたしまして410万円の減でございます。

6款1項1目一般会計繰入金でございます。補正額3,562万4,000円の増でございます。まず、1節保険基盤安定繰入金233万1,000円の減、これは、額の確定によるものでございます。

2節の職員給与費等繰入金で22万1,000円の減、3節出産育児一時金等繰入金で100万円の減となります。

次のページをご覧ください。議案書4ページ、タブレットページで55ページでございます。

4節の財政安定化支援事業繰入金でございます。382万4,000円の減でございますが、こちらも安定化支援事業繰入金のほうの額が確定しましたので、減額をしております。

7節その他一般会計繰入金でございます。4,300万円の増でございます。このうち4,000万円が歳入不足、収支の赤字の補填分として4,000万円を一般会計から法定外繰入として、繰り入れる分として計上させてもらっております。

7款1項1目繰越金、補正額1,060万9,000円の減でございます。これは前年度繰越金のほうが当初見込みよりも少なかったというところで、減額をしておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので1日目の質疑を終わります。

日程第19. 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第19、議案第18号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは議案第18号、タブレットページで59ページになります。

議案第18号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,233万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書を用いて説明させていただきます。タブレットページの63ページからになりますが、まず、歳出のほうから説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページ、タブレットページで67ページになります。

歳出から御説明いたします。1款1項1目一般管理費、補正額265万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人件費に係る分でございます。育児休業の職員の入件費を減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,487万4,000円。これは、18節の負担金補助及び交付金、これは、広域連合への納付金の額が確定したため、1,487万4,000円を増額するものでございます。

歳出は以上になります。

次に歳入でございます。議案書の3ページ、タブレットページで66ページになります。

1款1項1目特別徴収保険料でございます。補正額304万4,000円の減額でございます。これは、1節の現年度分の保険料の減額でございます。

次に、2目普通徴収保険料です。補正額1,086万3,000円の増でございます。こちらは、1節の現年分といたしまして1,045万2,000円、滞納繰越分として41万1,000円を増額計上しております。

3款1項1目事務費繰入金265万8,000円の減額でございます。これは、人件費分の事務費繰入金といたしましての減額でございます。

4款1項1目繰越金、補正額741万1,000円。これは、1節の繰越金741万1,000円を前年度繰越金として計上しております。

5款1項1目延滞金、補正額4,000円。1節の延滞金で4,000円でございます。これは、保険料の納付の延滞金といたしまして、4,000円を計上しておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

----- · ----- · -----

日程第20. 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 直也） 日程第20、議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。建設課、古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 建設課の古賀です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。タブレットでは68ページとなります。

議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。第1条、令和6年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。第2条、令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

既決予定、補正予算、計の順で読み上げます。

（1）年間有収水量、144万5,603立方メートル、6万9,079立方メートルの減、137万6,524立方メートル。

（2）主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業1億3,587万9,000円、5,058万7,000円の減、8,529万2,000円。②流域下水道建設負担金2,565万1,000円、2,048万5,000円の減、516万6,000円。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入、第1款下水道事業収益、6億7,383万7,000円、2,579万2,000円の減、6億4,804万5,000円。

第1項、営業収益、2億6,803万9,000円、173万2,000円の減、2億6,630万7,000円。

第2項営業外収益4億579万6,000円、2,739万2,000円の減、3億7,840万4,000円。

第3項特別利益2,000円、333万2,000円、333万4,000円。

次のページをお願いします。

支出。第2款下水道事業費用6億9,916万3,000円、2,578万1,000円の減、6億7,338万2,000円。

第1項営業費用6億2,067万4,000円、2,578万1,000円の減、5億9,489万3,000円。

資本的収入及び支出の補正。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入。第3款資本的収入3億7,996万8,000円、7,107万2,000円の減、3億889万6,000円。

第1項企業債4,440万円、2,230万円の減、2,210万円。

第2項補助金2億5,389万3,000円、5,036万2,000円の減、2億353万1,000円。

第3項負担金8,127万1,000円、159万4,000円の増、8,286万5,000円。

第4項分担金40万4,000円、4,000円の減、40万円。

支出。第4款資本的支出5億1,848万1,000円、7,107万2,000円の減、4億4,740万9,000円。

第1項建設改良費1億6,153万円、7,107万2,000円の減、9,045万8,000円。

次のページをお願いします。

企業債の補正。第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更。変更となる限度額のみ読み上げさせていただきます。

下水道事業債（流域下水道）2,470万円を430万円に変更します。

下水道事業債、公共下水道事業、限度額1,970万円を1,780万円に変更します。

次のページ、2をお願いします。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。課目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

（1）職員給与費3,066万1,000円、217万5,000円の減、2,848万6,000円。

他会計からの補助金。第7条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億8,899万5,000円を2億1,306万6,000円に改める。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回の補正につきましては、業務の予定量の補正、年間有収水量、主要な建設事業の予定額等が確定したことによる補正でございます。

併せて、予算第3条に定めました収益的収入及び支出、補正予算第4条に定めました資本的収入及び支出の補正を行うものでございます。

予算に関する説明書で御説明いたします。

紙では7ページ、タブレットでは79ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算の事項別明細書になります。

収益的収入及び支出の収入。1款下水道事業収益として補正予定額2,579万2,000円の

減。主なものとしまして、1款1項1目の下水道使用料173万3,000円の減は、現年度の実績が当初予算算定期に想定した上昇見込みよりも低下したためでございます。

次に、1款2項2目の他会計補助金2,739万2,000円の減は、流域下水道維持管理負担金等の支出の減額により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

1款3項2目の過年度損益修正益333万2,000円の増は、流域下水道事業の決算に伴う還付金でございます。

次の8ページをご覧ください。タブレットでは80ページになります。

支出。2款下水道事業費用として、補正予定額2,578万1,000円の減。主なものとしまして、2款1項1目の管渠費262万3,000円の減は、計画停電等の対応で計上していた分の委託料等を減額したものでございます。

次に、2款1項2目の処理場費45万4,000円の増は、電気料金単価の上昇に伴う水処理センターの電気料の不足分を計上したものでございます。

次の9ページをご覧ください。タブレットでは81ページになります。

2款1項4目総がかり費30万9,000円の減。主なものとしまして、人件費に関する調整でございます。

下の方の31節、賞与引当金繰入額61万4,000円の増は、今年度の昇給や給与改定に伴って現年度の12月から3月分に関する来年度支給する賞与の引当金繰入額の費用を増額するものでございます。

次の10ページをご覧ください。タブレットでは82ページとなります。

34節の貸倒引当金繰入額232万1,000円の増は、現年度末で予測される不納欠損額を現年度の費用として計上するものでございます。現年度の実績により再度計算した結果で補正するものでございます。

次に、2款1項5目流域下水道維持管理負担金2,340万2,000円の減で、現年度の水量の実績に基づいて算定した結果、減額するものでございます。

次の11ページをご覧ください。タブレットでは83ページになります。

資本的収入及び支出の収入として、3款資本的収入、補正予定額7,107万2,000円の減。主なものとしまして、3款1項1目建設改良企業債2,230万円の減、流域下水道建設負担金等の企業債借り入れの対象額が確定したものによるものでございます。

次に、3款2項1目国庫補助金182万5,000円の減、交付金対象事業の額の確定によるものでございます。

3款2項3目他会計補助金4,853万7,000円の減、4款の資本的支出の減額補正に伴い減額するものでございます。

次に、3款3項2目受益者負担金159万4,000円の増、開発等により下水道事業の受益地が増加したためございます。

次の12ページをご覧ください。タブレットでは84ページとなります。

支出。4款資本的支出、補正予定額7,107万2,000円の減。主なものとしまして、4款1項1目管渠建設改良費5,058万7,000円の減、佐田川橋下水道管路1期工事で、管渠の埋設を一部県事業に合わせて延期したためございます。

次に、4款1項3目流域下水道建設負担金2,048万5,000円の減。流域下水道が受ける交付金の関係で一部事業延長があったため、事業費が減額となり負担金が減額となったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第21. 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について

日程第22. 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第23. 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算につ

て

日程第24. 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第25. 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第21、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてから、

日程第25、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまでの以上5件につきましては、関連がありますので、これを一括議題といたします。

なお、議案第23号につきましては、タブレットに掲載をされていないということですので、紙の方で御確認をください。

土地取得特別会計予算のほうになります。

それでは、各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めたいと思います。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算から、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算まで、議案書を朗読し、一括提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットの1ページでございます。

議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算。令和7年度大刀洗町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億2,333万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済に関する予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和7年3月4日提出。大刀洗町町長、中山哲志。

続きまして、議案第21号でございます。こちらのほう、特別会計のほうのタブレット1ページ目でございます。

議案第21号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。令和7年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,909万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、タブレットでは27ページになります。

議案第22号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。

令和7年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,912万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長中山哲志。

次は、紙のほうをご覧ください。

議案第23号令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算。

令和7年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ483万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長中山哲志。

続きまして、タブレットで41ページでございます。

議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算。

総則。第1条、令和7年度大刀洗町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、年間有収水量145万816立方メートル。

2号、主な建設改良事業、1、下水道施設整備事業8,705万6,000円。2、流域下水道建設負担金2,978万8,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次に定めるところによる。

収入。第1款下水道事業収益6億6,161万円、第1項営業収益2億6,727万7,000円、第2項営業外収益3億9,433万1,000円。第3項、特別利益2,000円。

支出。第2項下水道事業費用6億7,911万9,000円、第1項営業費用6億1,788万4,000円、第2項営業外費用6,053万5,000円、第3項特別損失60万円、第4項予備費10万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次に定めるところによる。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,258万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,258万1,000円で補填するものとする。

収入。第3項資本的収入3億4,212万9,000円。第1項企業債4,130万円、第3項補助金2億1,983万3,000円、第4項負担金8,089万2,000円、第5項分担金10万4,000円。

支出。第4款資本的支出4億6,471万円。第1項建設改良費1億3,040万円、第2項借入金償還金3億3,431万円。

次のページをお願いいたします。

企業債。第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的。下水道事業債。流域下水道、限度額2,900万円。下水道事業債。公共下水道事業、1,230万円。合計4,130万円。

起債の方法は証書借入、利率は5%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率。

償還の方法。政府資金または地方公共団体金融機関資金については、その貸付条件による。その他資金については貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により末置期間または償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用。

議会の議決を得なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

第1号、職員給与費3,119万7,000円。

他会計からの補助金。第9条、下水道事業会計補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億5,277万6,000円である。

令和7年3月4日提出。大刀洗町長中山哲志。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございますか。（発言する者あり）申し訳ありません。

お諮りします。日程第21、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第25、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまでの以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにし

たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月10日午前9時半より、協議会室で開催いたします。

日程第26. 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第26、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。安丸眞一郎委員長。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会委員会委員長の安丸眞一郎です。発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を行います。

タブレットでは452ページからと思います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要があるためこの条例案を提出するものです。

改正する主な内容について説明いたします。議案書を2枚めくっていただき、1ページ以降の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

条文中、下線の部分を改めるのですが、第2条から6ページの第48条までは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うもので、項目番号及び文言の変更となります。

また、6ページの第53条から第55条については、刑法の一部改正により、これまでの懲役刑と禁固刑が拘禁刑に一本化される刑罰となるため、条文中の懲役の部分を禁固刑に改めるものです。

議案書2枚目、タブレットでは453ページになろうかと思います。戻っていただきまして、附則について申し上げたいと思います。

施行期日は、令和7年4月1日から施行するものです。ただし、第53条から第55条までの改正規定については、令和7年6月1日から施行するものです。経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものです。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第27. 発議第2号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議について

○議長（高橋 直也） 日程第27、発議第2号公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。古賀世章委員長。

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員長の古賀でございます。

タブレットでは460ページと461ページであります。

公金の支出及び職員の懲戒規程に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

次のページをご覧ください。

令和7年度における公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会の調査に要する経費は、490万円以内とする。

以上、決議する。

令和7年3月4日。福岡県三井郡郡大刀洗町議会。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査経費に関する決議について採決をいたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

議事の進行上、お昼の時間まで時間がかかってしまったことをおわび申し上げます。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時02分

令和7年 第9回 大刀洗町議会定例会議録(第2日)

令和7年3月6日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和7年3月6日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第16号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算(第4号)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第16号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について
-

出席議員 (12名)

1番	松本	照行	2番	古賀	世章
3番	中村	竜博	4番	平田	康雄
5番	實藤	量徳	6番	安丸	眞一郎
7番	平山	賢治	8番	河野	政之
9番	大石	純	10番	白根	美穂
11番	野瀬	繁隆	12番	高橋	直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	案納 明枝
住民課長	矢野 智行	会計課長	山田 恭恵
財政係長	福岡 信義	工務係長	黒岩 雄二
下水道管理係長	古賀 隆司		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

議事に入ります前に申し上げます。

議会に与えられた権限の一つに、町政が正しく運営されているかどうか町の事務を調査できる検査権があります。

大刀洗町議会においても、この調査権を規定する地方自治法第100条に基づき、議会が議決によって調査に委任した特別委員会、いわゆる百条委員会が設置されました。

公金の支出に関する事務、職員の懲戒に関する規程及び運用という調査事項につきましても、議会で議論し、議会の議決によって決定いたしました。その調査手続は、各種法令にのっとり、慎重に調査が行われています。

なお、百条委員会は、調査を進める上で、事実を正確に把握する必要があるため、通常の委員会とは異なり、直接に事務を担当している職員に証人として出頭を求めることがあります。執行部におかれましては、議会の調査権について御理解をいただき、百条委員会の調査に御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

日程第1. 議案第16号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 直也） 日程第1、議案第16号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） おはようございます。紙ベースでは15ページですかね。そして、タブレットは24ページになると思います。

2款1項22目DX事業推進費というのがございますが、昨日説明では、ちょっとこれ省かれとったものですから、これ4,800万円減額してあるんですよね。当初予算では、この委託料が1億ちょっと超えたぐらいの金額が組まれておって、約半分ぐらいしか執行されないということございますけど、当初の目的は、窓口、いわゆる転出転入ですかね、そういう手続するのにスムーズにいくようにということで、2つのシステムを導入するような計画になっていたと思う

んですが、減額された経緯とか内容をちょっともう一回教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

こちらのほうのフロントヤード改革システム導入の業務委託料でございますが、こちらのほうで補助金を申請する際には、10の事業のほうで申請をいたしておりました。大きなものがスマート窓口システムというのを導入するということで行っていたかと思います。それ以降に10の中の基幹系システムだったり、移動受付の支援システムだったりを入れるということが主なものだったんですけども、プロポーザルで、まず金額が1,700万円ほど落ちたということと、その10の事業の中の2つなんですけども、基幹の業務システムの連携の構築は別に発注する予定でしたが、こちらのほうもスマート窓口のシステムの中に含まれるようになったというのと、もう一つ、移動受付の支援システムの構築業務もあったんですけども、その部分に関してもプロポーザルで行いましたスマート窓口システムの中でしていただくということになりました、その2つの事業自体でも2,500万円ほど残が残っております。

あと、もう一点ありますのは、うちのほうがもともとのシステム自体は、このスマート窓口を入れている業者とは違うものを入れておりますので、そことの連携をしていただくのが必要になってまいりますが、今標準化を行っておりますので、標準化のほうで手がいっぱい、ちょっとそっちの連携業務は今年度はできないということになりました、その部分については落とすという形になりましたので、大枠として4,800万円ほど減額という形になったところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1つは、落札先みたいな感じと、もう一つは標準化システムの中に組み込まれる部分があるということと、プロポーザルでやって、それでもうまた1,700万円ぐらい落札があります。

何が聞きたいかといったら、当初予定していたのは窓口ですね、転入、転出のときの支援システムとスマート何とかというシステムだったんですよね。その機能はですね、落としても十分支障ないのかどうかというのをちょっと聞きたかったんです。何かの都合で先延ばしにしましたよとか言うんじやなくて、いや、これは当初の目的、事業目的はちゃんと果たせましたよというところのかどうか、そこをきっちり教えていただければと。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 実際、スマート窓口のほうで、10事業の中、他の部分もあるんですけども、プロポーザルの中で私たちが求めていた分については、できるような形になったというところでございます。

ただ1点、先ほど申しましたように、今既に入れているうちの方のシステムとの連携だけはできなかつたという結果となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今入れている連携システムができなかつたというのは、もう一方のほうで標準化のシステムを進められていますよね。だから、そういう関連があつてできなかつたというのか、だから、当初こつちで予定していた1億何がしかの委託料を使わずに、事業の内容としては予定どおり進んでいるんですよということでおろしいんですかね。

○議長（高橋 直也） 松元課長。

○企画財政課長（松元 治美） 予定どおり、当初予定していたフロントヤード改革でスマート窓口をはじめとする窓口移動受付支援とかですね、そういうものについては予定どおり今回の補助事業を使って導入しております。

ただ、うちのほうのシステムとの連携が標準化以降でしかちょっと。本当でしたら、その前に対応していただいて、連携させてずっと使っていきたいという思いはあったんですけども、標準化で手がいっぱいだから、そこの委託は受けれない、委託先がもう既に入っているシステム会社しかございませんので、そこができないということになりましたので、その部分だけができなかつたということでございます。

ただ、連携できなくても、そのシステム自体は使えますので、4月以降は、移動に来られた方は住民課の窓口なりで、もう既に使っていただくような形にはしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 住民サービスの向上というのが一つの大きな目的ではあると思うんですよね。それと同時に、そういうシステム改革をすることによって、人員といいますか、窓口業務の業務量が削減されるというか、職員さんたちのですね、そういうメリットがあると思うんですよ。だから、そういうことに対して、例えばこれが全部、そういうシステム改革が終わり、フロントヤードのほうが終われば、例えば、余った人員と言ったら怒られますね。そういう中で人材がほかにも活用できるというふうなことだろうと思うんですよ。そういうところは、作業部会とかつくつてあると思うんだけど、どういう効果、非常にサービス向上は図られると思うんですけど、内部的にといいますかね、そういう職員の配置とか、そういうところの見込みとか計画とか、そういうのはお持ちなんですかね。

○議長（高橋 直也） 松元課長。

○企画財政課長（松元 治美） 具体的に職員数がどうのっていう部分はまだないですけれども、

一旦このスマート窓口を入れたことで、住民サービスへの向上という形ができるかと思っております。書かない窓口という形で言っていたかと思いますが、そういったことで何度も同じ御自分の名前だったり住所だったりを書かないで、それを連携させてこのシステムを使って、今後は住民サービスを行っていきたいと思っておりますので、そういったところの向上はできていくかと思います。

ただ、標準化が終わり、それが連携できれば、今度はまた、このスマート窓口に入力なり住民の方にしていただいて、職員がしたものがそのまま今私たちが使っているシステムへ移行されますので、そういうところまで行けば、職員の手を煩わせる作業が1回分減るだったり等で事務効率はできていくと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） フロントヤードの部分について、これ以外にまだシステムの改革というか導入というか、そういう部分というのはまだ残っているんですかね。新年度予算のことは聞けばいいんですけど、大きな流れとして、フロントヤード改革をいつまでぐらいに終わらせながら、当然併せてバックヤードの改革もやっていくんだということだろうと思うんですけど、そこら辺のプログラムみたいなものがあれば、ちょっと教えとていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 松元課長。

○企画財政課長（松元 治美） 令和7年度の予算に関連してくるかと思いますけれども、証明自体をコンビニ等でも気軽に取っていただけるような形で、うちのほうと予定しているのであれば、うちの役場自身の窓口にマルチコピー機なりを置いて、そこで自分のマイナンバーカードを使わえて証明書を取っていただく。そしたら次からは、お近くのコンビニ等で取っていただけるような形になっていくかと思いますので、そういったのを役場窓口及び菊池連絡所の方に一旦置かせていただいて、運用していこうかと思っております。

もう一点は、来年度から一応パソコンは随時更新していくんですけども、今まででは買い上げてきておりましたが、リースに変えてみて、今度はバックヤードのほうですね、今まで使っていたのではなくて、もうちょっと外に出ていっても使えるようなパソコンにしていくのか等も検討していくような形を予定をしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、もう一点だけお願いしたいと思います。

標準化システム、これはたしか期限が切られていたというか、そういうふうで、かなりタイトなスケジュールになつとつたような気がするんですけども、そこら辺の進捗状況が分かれば、

ちょっと教えてください。

○議長（高橋 直也） 松元課長。

○企画財政課長（松元 治美） 主なものにつきましては、令和7年の9月末を目標に標準化に切り替える予定としております。ただ、戸籍システムだったり、違うシステムを使っている広域連合のシステムだったりにつきましては、令和7年度末までには行いたいと思っております。
以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第17号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第2、議案第17号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

てを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第18号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第18号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第19号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前9時49分

令和7年 第9回 大刀洗町議会定例会会議録(第3日)
令和7年3月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番	松本	照行	2番	古賀	世章
3番	中村	竜博	4番	平田	康雄
5番	實藤	量徳	6番	安丸	眞一郎
7番	平山	賢治	8番	河野	政之
9番	大石	純	10番	白根	美穂
11番	野瀬	繁隆	12番	高橋	直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	案納 明枝
住民課長	矢野 智行	会計課長	山田 恭恵
財政係長	福岡 信義	工務係長	黒岩 雄二
下水道管理係長	古賀 隆司		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は、12人です。

ただいまから、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから、一般質問を行います。

通告を受けております1番、松本照行議員、発言席からお願いいたします。なお、松本議員より資料の配付の申出がありましたので許可をします。しばらくお待ちください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） 配付が終わりましたので、1番、松本照行議員、お願いいたします。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. 農地の在り方について
2. 町道の維持管理及び環境美化について

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議事番号1番、松本照行でございます。議長の許可を頂きましたので、通告に従い、順次質問をしてまいります。

質問は、大項目として、農地の在り方について及び町道の維持管理について、小項目ごとに質問いたします。

まず最初に、大項目1の農地の在り方について質問していきます。

私は、今年度の住民会議大刀洗への農業の未来を傍聴するに当たって、農業の現実、また取組について、町の農業が抱える多くの問題や課題を知ることができました。農業従事者の高齢化、後継者不足、物価高騰により収益性の低下など、将来の農業が不安定な状況になってきていることが挙げられました。そのことを踏まえ、私は大刀洗町の農業の現状、特に農地の在り方について質問してまいります。

そこで質問ですけれど、第1に農業の現状についてです。

まず、1点目は、耕地面積の推移及び遊休農地面積の推移。

2点目は、農家戸数の推移及び基幹的農業従事者数の推移についてお尋ねいたします。

答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員の御質問の農地の在り方について答弁をいたします。

農地の現状についての御質問でございます。

まず、耕地面積の推移及び遊休農地面積の推移についてでございますが、農林水産省の調査によれば、直近5年間では、田が、令和元年度の1,120ヘクタールに対し、令和5年度は1,110ヘクタールであり、5年間で10ヘクタールの減少。畑は、令和元年度110ヘクタールに対し、令和5年度90ヘクタールと、5年間で20ヘクタールの減少で、耕地全体では5年間で30ヘクタールの減少となってございます。

また、遊休農地につきましては、令和元年度15.1ヘクタールに対し、令和5年度が13ヘクタールとなってございまして、2.1ヘクタール減少してございます。

次に、農家戸数の推移及び基幹的農業従事者の推移についてでございますが、農林業センサスによれば、農家戸数は、平成17年調査時の1,052戸に対し、平成22年調査時が914戸、平成27年調査時が778戸、直近の令和2年調査時が553戸と、この15年間に449戸、直近の5年間で225戸の減少となってございます。

また、基幹的農業従事者は、平成17年調査時が1,064人に対し、平成22年調査時が1,020人、平成27年調査時が874人、直近の令和2年調査時が647人と、この15年間で417人、直近5年間で227人の減少となってございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） まず、第1の項目の当面について頂いた資料によると、令和5年の耕作面積は、元年に比べて、おっしゃったように30ヘクタール減っています。これは、東京ドームに換算すると大体6個分減っているという状況でございます。また、農家戸数は、農業センサスで今おっしゃったようにかなり減っているんですけど、実に47%、約半分に近い農家戸数の減少となってございます。さらに、従事者の年齢、これは、平成2年度で60代以上の方、実に72%という、先ほど申しました高齢化、後継者不足、このようなものが如実に現れた数値だと考えております。

確かに、近隣でも遊休農地が目に見えて多くなっているように感じています。高齢化、後継者不足などの理由で、もうこれ以上農業はやっていけないということがあるようです。そうなると、どうでしょう。農地中間管理機構の斡旋などの方法はございますけれど、農地は作り手がいなくなり、遊休化してしまうことになります。

そのことと関連すると思いますけれど、最近地域の方から農地が非常に売買されていると、そういうところが目立ってきているということを聞いておりますけれど、今後、農地一体どうなるのかというお声をお聞きしております。

そこで、2点目に移ります。

町内全域における令和4年度からかなりの農地売買があつてているようです。

そこで質問ですけれど、1点目は、農業委員会で審議された農地法に基づく事案件数と面積の推移。

2点目は、農業委員会で審議される事案の具体的な着眼点について、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農業委員会の審議についての御質問でございます。

この質問につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 農政課の矢永でございます。御質問にお答えいたします。

農業委員会の審議についての質問でございます。

まず、直近5年間の3条、4条、5条の申請件数及び面積についてお答えいたします。

令和2年度が、3条申請件数が18件、面積が3万7,937平米、4条申請が3件で、面積が2,700平米、5条申請が36件で2万8,042平米。令和3年度が、3条申請が24件、申請面積が4万8,514平米、4条申請が8件、面積が3,371件、5条申請件数が38件、面積が4万7,542平米でございます。令和4年度、3条申請件数が53件、面積が14万4,016平米、4条申請件数が6件、面積が3,065平米、5条申請件数が41件、面積が4万765平米です。令和5年度が、3条申請件数が42件、面積が9万6,055平米、4条申請件数が16件、面積が5万3,622平米、5条申請件数が28件で、面積が2万7,438平米でございます。令和6年度に関しては2月までの件数でございますが、3条が41件、面積が6万760平米、4条申請件数が6件、面積が4,623平米、5条申請件数が27件、面積が2万454平米でございます。

次に、審議される事案の着眼点についてでございますが、農業委員会では、農地法第4条、5条の転用許可の申請については、申請地が周辺の土地の農業場の利用に支障がないかということを着眼点といたして、農地法第3条許可申請については、申請者はその世帯が農業経営に必要な農作業に常時従事できるかを重視し、審議を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁いただきました。

それで、農地が農地として売買された法第3条の件数が、令和3年度の24件から、令和4年度は53件、面積にしても10万平米、また件数としては約2倍、そのように申請がどんどん増

えてきている。さらには5年度、6年度についても高い水準で、こういう転用なり権利の譲渡なり、そういういた件数が増えてきている。そういう推移でございます。

農家の方々にとっても、先祖から作りつながってきた農地を手放すことは非常に心苦しいことと思ってあると思っておりますけれど、やむを得ない面も理解できます。しかしながら、売買によって農業が継続されるならば、むしろ望ましいことというふうに思っております。当然、農地法や農地の売買転用がなされる場合は、農業委員会への諮問、都道府県知事の指示、市町村長の許可が必要となっております。

農業委員会の審議そのものは、実際数値で見ると、思った以上の件数が、先ほど言いましたようにございますけれど、その多くが権利の譲渡、転用、また審議の着眼点と申し上げましたら、農地の周り、隣地との関係と周辺との関わりと、それと、特に私が思っておりますのは排水処理、要は農地が農地でなくなったときの排水処理、これがどうなるのか、そこ辺りが非常に心配な面もありますし、そういういたところ、このことについては、ある程度農業委員会でも十分審議されているように、議事録を見ますと、そういうふうになっておりますので、特にそういういたところを気をつけていただきたいと思います。

また、法3条の権利譲渡について購入した人が、その農地でどのようなものをどのような形で農地として継続していくかなどの審議対象となっております。

そこで、3点目の質問ですけれど、第1点は、農地が農地として権利譲渡なされた場合、その後、実際に農地として作物が作られているのか、放置されていないかどうかの確認とかしているのかどうか。

2点目は、もし放置されている場合、指導などが行われているのか、また、指導されていれば、その指導内容はどのようなものかお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農地の権利移譲後の農地利用についての御質問でございます。

この質問につきましても、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） お答えいたします。

まず、実際に農地の利用があつてあるかの確認でございますが、農地法第3条には、農地の全てを効率的に利用することができると認められない場合や、所有者などの権利を取得しようとすると、またその世帯員等が農地の所得後に農作業に従事すると認められない場合は、許可をすることができないと定められており、権利移譲後に農業委員と農地最適化推進員で定期的に現地確認を行っていただいております。

次に、放置されていた場合の指導及び指導内容についてですが、適正に管理されていない場合

は、農業委員会名で所有者等に文書を送付し、草刈り等の対応をしていただいております。

また、農地が第3条の許可要件を満たしていない場合の指導につきましては、農地法第3条第2項に、勧告や許可取消処分といった措置が農地法上規定されています。この点、大刀洗町では、これまでのところそのような事例はございませんが、今後、不適切な事案が発生した場合には、適切に対応できるよう、許可後の農地の利用状況の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、お答えがありましたけれど、定期的に確認している。または指導を適正なものかどうか、それは勧告とかいろいろな文書なりでされていることだと思います。

私が申し上げたいのは、遊休地に一旦なってしまうと、草の繁茂または害虫、隣接地への作物の被害、そういったものも生じてきます。通常、農地を1年間ほったらかすと、大体3年ぐらい復旧するちゅうか、元に戻るのに時間がかかるということが言われております。そのような意味からも、今お答えいただいたように、遊休地として3条で権利移譲があっても、やっぱり放置されてはいけない。放置していることは、行政側というか農業委員会できちっと把握し指導していく必要があると思います。

住民の方から指摘のあった区域、私が受けた区域、特にどことは申し上げませんけれど、かなりの面積で売買され、草刈りは行われておりますけれど、数年前から何も作っていない遊休地になっているように感じております。このことについて、先ほどもいろんな指導があるということをございますけれど、大刀洗町の農地の利用の利用最適化の推進に関する指針にもきちと触れられております。やはり遊休地の発生、解消の狙いをきちと農地利用、これから集積や集約化について、今後とも指針に基づいたきちんとした対応をしていただきたいと思っておるところです。

そこで、次は農地転用について質問してまいりたいと思います。

数年前、私は農地を第3条で購入したある人から、この土地は将来大化けするというような言葉を聞いて愕然としました。一旦農地で購入したものある一定期間が過ぎたら、端的に言えば宅地等に転用するということを言われたものです。今後の農地は一体どうなるのか、たとえ隣接して宅地があっても、そのような理由で農振除外などといったものを行いながら、農用地のなしくずし的な転用は決して認めてはならないんじゃないかというふうに感じております。

そこで、4項目の質問です。

大刀洗町の農業振興地域、農振地、農用地の面積はどうなっているのか。

さらに第2点は、農業振興地域での令和5年度の農地転用の事例があるのか、あれば具体的な件数と面積はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農業振興地域についての御質問でございます。

まず、農業振興地域の面積についてでございますが、令和5年12月末現在の調査では、農業振興地域内農用地区域が1,198.1ヘクタールで、内訳は農地が1,190.7ヘクタール。農業用施設用地が6.7ヘクタール、その他0.7ヘクタールとなっており、令和元年12月末現在と比較しますと、農用地区内農地が2.7ヘクタールの減少する一方、農業用施設用地が0.5ヘクタール増加してございます。

次に、農業振興地域内の令和5年度の転用の事例についてでございますが、令和5年度につきましては3件、1,116平米を資材置場等として除外したほか、2件1,569平米を農地から農業用施設用地に用途を変更してございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただきましたように、農業施設用地の振興地域内でそういった用途、施設用地の変更というのは、大体法律の中で除外項目として認められているところであったということで理解しております。

当然、そういった中でも、私がこれから申し上げたいのは、農振除外というのが、農地の転用の前段で行われる農振除外、隣がもう農業用地というか、農振地域の隅だからとか、何かいろんな理由がありながら、農地がいつの間にか宅地化したり、そのほかの用地になっていったりすると、そういうケースがあります。実際、農振除外には6要件と言われていますけれど、そういうのがありますので、そう簡単にはいかないものとは思っておりますけれど、農業委員会の審議において、農振除外それに続く農地転用のケースは、具体的に農地が減少するので、農業委員会の趣旨からも厳密な審査・審議が行われて決定されているものと考えておりますけれど、しかし、法第3条による権利の移譲の時点においては、先の事例で言いましたけれど、将来とかいう話でございますけれど、農地を将来に向かった転用等については、その時点では農業委員会では全く分からぬと思います。それは難しいことだろうと思います。そういうふうに理解しております。

そこで、私が次に申し上げるのに、資料をお配りしましたけれど、これでちょっと質問させていただきたいと思います。

今お配りしている資料、これは大刀洗町の農業振興地域整備計画土地利用計画図と頭に書いてございますけれど、このいわゆる黄色い部分が農振地、農業振興地域ということで伺ったところです。

農業用施設などの例外許可項目以外は、この区域では転用が禁止されています。そこで、土地利用計画図でA、B、Cの区分がお分かりいただけます。Aの大堰本郷地区、真ん中にあるBの本郷大刀洗地区、それからCが見ていただければ分かるんですけど、おおむね圃場整

備が終わって整然とした見事な優良農地が出来上がっております。

やはり、こういうことを、この農地というのは本当にそういった意味ではきっと農業が今後ともされているというふうに私自身考えておりますけれど、ただこれから申し上げますけど、Cの大刀洗菊池地区では、この図面を策定された平成12年度以降、最近は御承知のように高樋のところに調整池ができたり、その山隈の一部には圃場整備ができる、それが大分動いておるんですけど、さらにこれ見ていただくと、昔ここは畠かんと言いますけど、畠地のかんがい事業、そういう事業で、小さいけれど、農業用水を配るために、ある程度区画されているというふうに整備がされておりますけれど、しかし、このC地区は高低差が大きくて十分な面積はどのくらいが理想かどうか分かりませんけれど、0.5ヘクタールなのか1ヘクタールが理想何か分かりませんけど、それでも近代的な大型規模農業を目指す上で、十分な区画はなっていない、そういうふうに感じております。

そこで、質問ですけれど、このC地区の農用地についても再度基盤整備というか圃場整備を必要と考えますけれど、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町道松崎山隈線北側付近の農地の再基盤整備についての御質問でございます。

当地区におきましては、町のほうに資料は残っておりませんので、詳細については把握できておりませんけれども、戦後の昭和20年代から30年代にかけ、国内の食料増産を目的とした土地改良事業が行われてございます。これまでのところ、町に対し農家や地元のほうから圃場整備に関する要望は上がってきてございませんので、町としましては、現時点では、当地区における圃場の再整備事業の計画はございません。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、町長おっしゃったんですけど、地元からの要望があるとかないとか、それは当然重要な要件だと思います。しかし、今後10年、20年、そういったときに見たときに、この地区の農業がどうなるのか、そういうものをもっと考えてほしい。要望があればする、要望がなければしないじゃなくて、やっぱり大刀洗の主幹産業である農業をどうしていくのか、そういうことは、本当に真剣に考えていただきたいというふうに考えております。

そして、この圃場整備には、当然、予算もかかり、応益負担の問題もあります。それから、農業用水の様々な問題があると思いますけれど、先ほど繰り返しますけれど、将来に向かった農用地としての位置づけをやはり実現していくことが本当に必要ではないかというふうに思っております。

さて、この図面ですけれど、Cにある菊池工区では、いわゆる都市計画用途地域内にある農地

がどんどん宅地化してきております。いわゆる都市計画用途地域内にある農地がどんどん住宅が増えてきているという現実があります。農地法上認められた宅地への農地転用、これは、そういった都市計画内の農用地については、申請があれば変えていいというふうな法律がございますので、このまま進むと、住宅地に近接して複雑に特に入り込んでいる農振地、この図面で工区の部分ですけれど、ここにどんどん農振除外の申請など、今後将来火種になるようなことが出てくるんではないかと危惧しておるところです。

私自身、宅地化は課題はあると思う、そういう意味ではありますけれど、大刀洗町の人口対策、さらには商工業の誘致などを考慮した場合、私は宅地化への転用を完全に否定するものではありません。やはりそこは、農地の整備、農振地区の見直しなどを経て、バランスのある大刀洗町の土地政策が必要であると考えております。

そこで、質問ですけれど、将来を見据えた農業振興地域の見直しについて検討すべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農業振興地域の見直しについての御質問でございます。

現在の農業振興地域整備計画は、平成12年に全体見直しを実施したものであり、その後は大きな見直しを実施してございません。

この点、農業振興地域整備計画の見直しに際しては、同時に国土利用計画や都市計画の見直しも含め、町全体の土地利用の在り方を検討していく必要があると考えてございまして、本年度末に北部地区圃場整備事業が完了することや、近年、農家戸数や基幹的農業従事者数が減少し、町北部の宅地開発も進むなど、町の土地利用や農業情勢に変化が生じている一方で、現在も両筑平野農業用水二期事業が事業中であることに加え、近年の気象変動に伴う大雨災害や、国、県による河川整備や調節池の整備計画等も総合的に勘案して、今後、計画の見直し時期を含め、農地の在り方について調査・研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁にもありましたけれども、既に平成12年から考えると25年を過ぎようとしております。やはり今現在のスピードというか、いろんな時代の流れが物すごくこれだけ激しくなっている点で、やはり農地が農地のまま置いとつて本当にいいのかとか、そういったことを今おっしゃったように、総合的に検討する、これは誰でもいつでも言う言葉なんですけれど、やはり具体的にここをポイントを絞りながら、大刀洗町にとって何が必要なのか、何をこれからきちっとしていくべきなのか、そういったところをぜひ考えていただき、農業に関しては大型機械化農業スマート、農業の推進のために、やはり集約化された農地や、そういったものの見直し時期に来ているというふうに重ねて申し上げたいと思います。

次に、最初に述べた住民会議において議論された大刀洗町の農業の未来の原点には、やはり農地あっての農業、これは誰でもお分かりいただけると思うし、今後の農業政策において農地は基本である、明らかであります。むやみやたらの開発は基幹産業、農業そのものをゆがめるものとなっていくというふうに思っております。

そういう意味では、そんなに悠長なことは言われないと思います。本当にあちこちが売買されながら、それも農業者という形でなくて、開発行為に近いようなことを考えますと、やはりここを一つの線をきっちり引く、こちらは住宅地にしましょう、ここは商工業を誘致する土地にしましょうとか、そういうものをやはりなるべく早急にしていただきたいと思います。

最後に、町長は、今後の農業施策、取りあえず農地施策にどのように取り組もうとしてあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の農地施策についての御質問でございます。

農業は大刀洗町の基幹産業でございますが、農業者の減少や高齢化が進んでございまして、今後、新たな担い手への農地の集積、集約を進めていくためにも、農地の面整備や水路整備、農道の拡幅など、耕作しやすい省力化につながる土地改良施策は必要と考えてございます。

いずれにしましても、農業は大刀洗町の基幹産業であり、水田や畑などの農地は食料供給の基盤となるものでございまして、今後とも農業者の皆様や地元の皆様はもちろん、国、県、JA等の関係機関とも連携しながら、優良な農地が将来的にも維持できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 私はこの質問を通して、これから訪れるであろう農業振興地域の占用とか、その他農用地に関わる様々な課題、そういう中で、今おっしゃったように周りとしては、やはり就業人口が少なくなっていくとか、様々な要因もあると思っております。ただ、農地について言わせていただければ、やはりそういった圃場整備とか、そういうものをすることによって、ある程度そういうところが区分けできると、先ほど申しましたけれども、そういうふうに考えており、そういう必要な条例や仕組みをやはり整えていって、農地を毅然と守っていっていただくことを強く要望して、次の項目に移りたいと思います。

それでは、次の大項目2、町道の維持管理について、質問してまいります。

大項目2についての町道の維持管理については、町が管理している道路、町道は町のいたるところに網羅して、国道、県道と並び町民の生活はもとより農業、産業の基盤となっております。一方、その維持管理については、町は道路パトロールなどにより、普段から危険箇所の早期発見、補修など努められていると考えております。

そこで、小項目の第1の質問です。管理している町道の延長はどのくらいになるのか。

2点目は、定期的な道路パトロールがなされているのか。また、その頻度はどうなっているのか。

3点目は、道路のパトロールは具体的にどういうものを見たり、どういうものを注意するといふか、着眼点として回ってあるのか。

その3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の町道の維持管理及び環境美化について答弁をいたします。

町道の維持管理の現状についての質問でございます。

まず、町道の延長についてでございますが、大刀洗町には651路線、総延長229.1キロメートルの町道がございます。

次に、道路パトロールについてでございますが、基本的には、例年お盆前とお正月前に道路パトロールを実施するとともに、大雨や台風の後には主要道路を確認してまわるほか、業務に合わせて隨時巡回をしてございます。また、町の建設協同組合や郵便局、区長の皆様などにも、道路の異常箇所を発見した際には連絡いただくよう依頼しており、地域の皆様にも道路管理に御協力を頂いているところでございます。

次に、道路パトロールの着眼点についてでございますが、道路の路面の舗装や側溝、橋梁などの道路施設のほか、道路標識やカーブミラー、区画線等の交通安全施設を管理項目として、交通事故を未然に防ぐことを目的に、車両等の通行の支障や視距が確保できているかといった視点で実施をしてございます。

具体的には、舗装下がりや段差、舗装の穴やひび、側溝や橋梁の欠損、ガードレールや防護柵の欠損、反射板などの視線誘導標や道路標識の破損、雑木等による視距の阻害、カーブミラーの向きや支柱の腐食、主要路線の区画線の消失等がないか確認しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 町道の延長約230キロメートル弱ですかね。長いのか短いのか、よその地域と比べてどうなのかという判断はなかなか難しいんですけど、大刀洗町のように比較的面積は小さいと思いますけど、その中でもやはりこれだけの町道があるということ、それについて続いて言うパトロールの問題、これもやっぱり盆と正月、何とか常套句みたいな盆と正月とかじやなくて、やはり年に少なくとも4回ぐらいは回っていただけだと思います。そうしないと細かな道路の舗装の剥離、こういったものはもう瞬時にできて、すぐ穴ぼこが大きくなるとか、そういうケースが非常に多くございますので、できるだけ頻繁にやっていただきたいという

こと。

それから通常のケースで先ほど、たくさん交通安全施設とかいろんなことを着眼点という意味では言っていただいたんですけど、やはり様々に目を凝らしながら見ていただく、そのためにはそれなりのパトロール人員というか、対応する方々が少ないものもあるのかもしれませんけれど、小まめにやっていただく。特に今回、埼玉県の八潮市の大きな陥没、ああいったものも小さなうちから小さな異常を見つけながら、やはり防ぐこともある程度可能ではないかというふうに思っておりますので、その辺りもきちとパトロールによってしていただきたいと思っております。

そこで、今回、特に私が道路の環境美化や整備について質問をこれからするものですけれど、まず雑草とか刈っても刈ってもまた生えてくる、極めて大変あまり生産性のない、あるとは言えないけれど、そういう作業と思います。しかし環境美化というのは、先ほどの質問で触れたんですけど、害虫の浮上、雑草の繁茂防止、やはりセイタカアワダチソウとか一旦生えたらなかなか取るには難しい。ヨモギもそうですけれども、しつこくてなかなか取れないということがあります。しかしながら、何らかの形で行うべき不可欠な作業と言えます。

そこで、小項目 2 点目の質問は、農道や町道、様々な道路形態の中で、特に路肩などの除草は本来誰がすべきなのか。

2 点目は、町が管理する道路の除草は具体的にどうされているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町道の除草の考え方についての御質問でございます。

まずは、道路路肩の除草は本来誰がすべきなのかについてでございますが、道路敷地であれば道路管理者が、民地であれば所有者が管理すべきであり、本来は町道の道路路肩の除草は町が実施をすべきところでございますが、大刀洗町では従前から人的、予算的制約などから、従来から地域の皆様にも御協力いただいてきたところでございます。

次に、道路除草の実態についてでございますが、集落内道路につきましては、地域の皆様に除草作業を行っていただくとともに、小石原川や大刀洗川等の堤防道路につきましても 10 の行政区で除草作業を行っていただいてございます。

また、集落外の道路につきましては、近接農地の皆様に御協力を頂きながら、夏場に草等が繁茂し、特に見通しが悪い箇所等につきましては、車両等の通行に支障を来さないよう危険回避の観点から、シルバーパートナーセンターへの業務委託や建設課職員による除草作業を実施してきたところでございます。

なお、来年度につきましては、この町道の除草作業委託料を増額して当初予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） ただいま答弁のあったように、町道の除草は管理者の責任下で行うべきと思うし、そのことは当然だと思っております。しかし、そのやり方については、今おっしゃったんですけど、いろんな地域のほうでそれにお手伝いというかそういうことをして美化に図ってある。その一つも5月の環境美化作業、10月のノーポイ運動、そういう地域に協力を求めることがあってもそれはいいと思いますし、農地隣接については、農地の方が所有者が自主的に清掃される、除草される。

また、委託工事としても外注されるなど特に予算が増えたということは喜ばしいことだと思いますけれど、様々なケースがあって、ただやはり少なくとも夏は草ぼうぼうになって、そういうところがあれば、きっちとした臨時的にもやっていく、それがパトロールで見ながら、ここはやっぱり除草しないと見苦しいというようなところがあれば、ぜひお願ひしたいと思います。

そこで、3点目になるんですけど、ここからは具体的なごみのポイ捨て、具体的な場所で質問させていただきます。

第1は、町道273号松崎山隈線、数年にわたり歩道の雑草が放置されています。除草作業がなぜ行われないのか。

第2は、町道73号下牟田北鶴木グリーンゴルフセンター北側の竹やぶ反対側ののり面、大量のごみのポイ捨て、不法投棄があって、長期にそのままの状態であるということで、こういうものについての対策はどうされているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 著しく環境が損なわれている具体的な場所についての御質問でございます。この質問につきましては、担当課から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 黒岩工務係長。

○工務係長（黒岩 雄二） まず、1点目の町道273号松崎山隈線の歩道等の除草についてでございますが、人的、予算的制約から、路線全域の除草は行っておりませんが、路線の一部では隣接のうちの皆様に御協力を頂いている部分もあり、交差点等の見通しが悪い箇所や通行に支障を来す箇所は優先して除草を行っております。

次年度においては、外部委託による予算を増額要求しており、御指摘の路線を含め雑草等により特に通行に支障を来している箇所の対応を進めてまいりたいと思っております。

2点目でございます。町道73号下牟田北鶴木線への雑草等のはみ出しやポイ捨てについてでございます。

道路巡視及び区長や利用者などから相談等について状況は確認しております。これまで、原因者への通知にて除草依頼にて対応していただいておりましたが、今回は対応が確認できなかった

ため、1月22日に自宅訪問にて直接依頼をしております。また7月7日に再度電話にて指導を行っているところでございます。その後も区長によりごみのポイ捨てなどの相談を受けておりますので、現地を再度確認して通行に支障があると判断したため、原因者へ連絡し、建設課と住民課にて2月27日に除草とごみ拾いを実施しておるところでございます。

引き続き、注視し、原因者への指導を行い、通行の支障となる場合は早急に安全の確保をするなど、維持管理に進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） この質問をするに当たって、今、先ほどおっしゃったように、地域の方が、やっぱりあまりにもひどすぎるというお声を再三受けておりまして、今日ちょっと私自身もよく利用する路線ですので、この路線ほどごみが散らかっているところないんじゃないかなというぐらい、本当にどうにかならないのかということがありました。

答弁については、第1の部分については、以前除草されていたという、そうですね、四、五年前まではされていたというふうに記憶しているんですけど、何か話を聞いたら、受託できるような適正な積算というんですか、委託額がなかなか折り合わないと、除草に当たっては、なかなか業者の方が満足するというか、いやいやでもできる範囲じゃないと、もっと下がっているので誰も受け手がなかったということも、本当かどうか分かりませんけど、そういうことも聞いております。適正に積算になって積算でやっぱりやっていただきたいということがあります。

ところで、こういう雑草の繁茂によって、例えば自転車が通ってペダルに引っかかってけがするとか、シダとかでけがするとかいった場合、そういうものについてのもし保険とかそれは町が恐らく責任を取らなきゃいけないになるんだろうと思うんですけど、やはりそういった保険があるとかそういったことも、これは質問しようと思っていましたけど、一応保険などの手立てがあれば、ぜひ検討していただきたいと、これは一方で町というよりか、やっぱり保険とかそういったものを使いながら、そういうけがされた方、瑕疵が町にあるとすれば、それに対してきちっとした対応を取っていただければと思います。

まあ、これは別なんんですけど、国道、県道は意外ときれいになっているんです。私自身そう思っております。

それから次、第2については、町も確認して、ごみは先ほど申されたように、町の職員さんが掃除されたと、本当にその後2月27日ですか、そのときに御苦労さんでしたきれいになつておきました。

ただ、今日の質問にこうしているわけじゃないですよね、2月の27日に、私が通告した後にされているんですね、ちょっと質問しにくくなつたんですけど、まあ、あえてすれば、通常の状態ではもう車が離合できないほどやっぱりごみとかその草それから竹林のところ、大きくは

み出しているというのが現状です。

以前、地域の方が小さな鳥居、今もありますけれど、建ててあって、当初は捨てないんでしょ
うね、でも今はもう何かまた捨てられているということあります。実際私今日見つけたら、もう
始まっています。もう実際に前ほどたくさんじゃないんですけど、ポイ捨てがもうされてきて
いるという現状があります。

そこで、ちょっと質問なんですけれど、こういう不法投棄なくす方法として、例えばこのよう
な場所には監視カメラを置くとか、そういったことが有効だと思いますけれど、監視カメラについ
ての設置とか、そういうふうなことについて検討ができるものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩工務係長。

○工務係長（黒岩 雄二） それでは、そういったところのポイ捨てに対して監視カメラ等の設置
ということでございますが、今のところ町としては部分的な監視カメラということは考えており
ませんので、今後も巡視して早めな確認をして、地権者等の相談のほうに邁進してまいりたいと
思います。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の監視カメラの件については、やはり庁舎とか、ほかの議員も監
視カメラについては質問されております。ましてやこういうところにという感じで恐らくそのよ
うな考え方で答えられるだろうということは分かっておりましたけれど、このこと自体は、もう
今はこういうごみとか、そういうのを置き始めたらどんどんどんどん急激に降りてくるというの
は、やはりそれ現実じゃないかなと思います。

ただ、先ほど言ったように、職員さんたちが出てこれを片づけるとか、そういったことじゃな
くて、例えば監視カメラつけて、いなくてもやっぱりちゃんと見てますよということで、そ
ういうのがなくなればというふうに思っております。

最後になりますけれど、先に申し上げました町道の273号線、御承知のように大刀洗町の西
部地区工業団地として運送業、倉庫業などが立地しております。昼夜を問わず大型のトラックの
通行が頻繁にあっております。県外ナンバーも非常に多いです。関東以北のナンバーもやっぱり
時たま見ています。

私が申し上げたいのは、よそから来た運転士さんがこここの歩道とか、ここ何でこんなに散らか
っているのかという、こういう大きな団地ちゅうか、そういういろいろトラックが出入りする中
で、何でこんなに茂っているのかと感じられる人も多いと思います。

やはり町長は、昨年来、今年もおっしゃいましたけれど、幸福度ナンバーワンとかいうくだり
をよくお使いになります。他県から来られた方が、その見た目そういうのは大事だと思いますの
で、そういう意味でも今後、単なるごみ処理や雑草処分でなく、環境美化の面からしっかり取

り組んでほしいと思いますが、最後に、こういった道路、大刀洗町の道路環境美化について、どのようなお考えを持ってあるのか、最後にこの質問をさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

議員、おっしゃったとおりだろうと思っております。ただ、どうしても町だけで全ての道路を環境美化も含めてきれいに維持管理するというのは大変難しい状況がございますので、これは今後とも地域の皆様にも御協力を頂きながら、町も一緒にになって、そういう美化に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） ぜひ、そういったことで、道路のみならず、いろんな場所のポイ捨てとか、そういうのがない町ということで、私たちもほかの市町村というか、ほかの方々にきれいな町だと言われたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋 直也） これで、松本照行議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、平田康雄議員、発言席からお願ひいたします。平田康雄議員。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 学校給食費などの無償化について
2. 第2次大刀洗町男女共同参画計画の見直しについて

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、学校給食費などの無償化と第2次大刀洗町男女共同参画計画の見直しの2件について質問します。

まず最初に、学校給食費などの無償化について質問します。傍聴席、どうでしょうか。聞こえますか。それでは、質問させていただきます。

令和5年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針を受け、文部科学省により、全国ベースでの学校給食に関する実態調査が行われました。調査結果は、昨年の6月12日に公表されました。この実態調査によると、全ての小中学校の児童生徒を対象として無償化を実施して

いるのは、全国1,794自治体のうち、3割に当たる547自治体だったそうであります。そのうち9割の自治体が子育て支援を目的としており、多くの自治体は自己財源で取り組まれているとのことであります。

このような中、昨年の12月13日付、西日本新聞に「福岡市給食完全無償化」という記事が掲載されました。近年、学校給食の無償化に向けた国の対応を求める声が高まる中、福岡市は税収増を追い風と捉え、早ければ来年度からの学校給食費の完全無償化を目指しているとの内容でした。本年度に福岡市立の小学校や中学校などに通う子供は約12万人、給食費の無償化に必要な経費は約58億円になるとのことであります。

なお、2月14日の日に発表された福岡市の来年度の一般会計当初予算案には、2学期から学校給食の無償化を開始するための予算が計上されているとのことであります。

それでは質問します。まず、給食費の現状や町の対応などについてであります。

本町における給食の調理は、全て学校法人中村学園に委託されています。決算資料によると、昨年度の委託料は、小学校が約4,300万円、中学校が約2,200万円で、合計6,500万円となっています。

一方、給食資材が高騰する中、保護者の負担額を据え置くために、昨年度から町の補助金を中小学生とも子供1人当たり月額1,000円に増額されましたので、現在の保護者負担額は、小学生が月額で3,600円、中学生が4,200円となっています。また、本年度も給食資材の高騰が続いているので、来年度はさらに補助金を増額することであります。

そこで質問でございます。

まず、保護者負担金や調理委託料についてであります。最近の諸物価の高騰に対応するため、昨年度から給食費補助金を子供1人当たり1,000円に増額されましたが、その後も給食資材の価格は大幅な上昇傾向にあります。そのような中で、保護者負担金や調理委託料は本年度も据え置かれているようですが、問題はないのでしょうか。

次に、給食資材の高騰に対する町の対応についてであります。最近、米や野菜など、給食資材が異常に高騰しているが、町としてはどのような対応をされていますか。

以上2点について、町の考え方をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の学校給食費などの無償化について答弁いたします。

まず、御質問のありました給食費の現状や町の対応についての御質問です。

本町では、保護者の経済的負担軽減を図るために、平成24年度から給食費への補助を実施しているところです。近年、食材などの高騰が続き、令和4年度、そして令和5年度に給食費の値

上げが必要となりましたが、保護者負担は据置きとし、給食費への補助額を拡充して対応しているところです。

また、給食の調理業務については、平成27年度から学校法人中村学園に調理等を委託しており、安全・安心でおいしい給食を提供していただいているところです。昨年実施しました令和7年度からの給食調理業務の事業者選定では、引き続き中村学園に委託することになりましたけれども、人件費等の上昇等により、年間で2,000万円程度、委託料が増加するというふうな予定になっているところです。

次に、給食資材高騰に対する町の対応についてですが、これは議員御質問にありましたように、米や野菜等の価格が高騰しておりますが、学校給食会からの購入や令和5年度に給食費を引き上げたことにより、本年度につきましては特に問題はありませんでした。しかし、今後さらに米、そして牛乳など、食材の価格高騰が予測されておりまして、令和7年度は給食費を値上げせざるを得ない状況でございます。当町としましては、保護者負担額は据え置いたまま、この価格高騰による給食費値上げ分は、町の補助額を増額して対応したいと考えているところです。

以上、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をします。保護者の負担額を据え置くために、昨年度から補助金の額を1,000円に増額されて、来年度はさらに増額されるということですけれども、将来的にも学校給食資材の高騰に合わせまして補助金を増額されるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

町としましては、なるべく保護者負担を増額しないようには考えておりますが、最近の給食費の高騰は非常に大きくなっておりますので、その時点での町の財政状況等を踏まえまして、将来的には保護者負担の増額を含めて検討せざるを得ないのでないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本町におきましては、学校給食資材を学校給食会が購入しているということですけれども、最近のように、米や野菜など、特定の給食資材が大幅にアップした場合、メニューでの給食を実施するための資材の確保は難しくなってくるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

本町におきましては、毎月、献立委員会のほうを開催しまして、2か月先のメニューを決めて

いるところでございます。特に、特定の給食食材の価格が大幅にアップした場合でも問題なく提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 献立委員会というのは毎月されているわけですね。2か月先のを決めれば、ある程度は調整が取れるということですね。分かりました。

それでは、次の質間に移ります。次は、学校給食費の無償化についてであります。

ネット情報によりますと、本県においては、築上町や芦屋町、あるいは大任町などが、多くの自治体が無償化に取り組まれているようあります。財源としては、防衛省からの補助金やボートレース事業の収益金、道の駅からの寄附金など、本町ではなかなか取り組めない事例が多いわけですけれども、福岡市のように増加した税収を活用して取り組もうとしている自治体とか、中間市のように地方交付税の臨時枠によって実施している自治体もあるようです。また、全国的には、ふるさと納税による寄附金を活用している自治体も結構あるというふうに伺っております。

学校給食費の無償化については、昨年6月議会での一般質問がありましたけれども、それに対し、教育長は、給食費の無償化のためには7,500万円必要であって、国、県、近隣自治体の動向を注視して検討すべきであるというふうに答えられています。

そこで質問ですけれども、まず、学校給食費の無償化に向けた調査・検討についてであります。一般質問後、既に9か月が経過しております。その間、町では給食費の無償化について何らかの調査・検討をされたと、ではないかというふうに思っております。もし調査や検討をされたのであれば、その内容をお聞かせください。

次に、給食費の無償化の取組についてですけれども、県内では、多くの自治体が様々な財源を基に給食費の無償化に取り組まれています。また、福岡市のように、無償化に取り組もうとしている自治体もあります。本町では、最近、税収が増加傾向にありますし、多額のふるさと応援基金も確保されていますので、国や県、近隣自治体の動向を注視するだけではなくて、思い切って無償化に取り組むことはできませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員御質問の学校給食費の無償化について答弁いたします。

まず、無償化に向けた調査・検討についての御質問です。これについては、前回の議会のときにもお答えしておりましたけれども、文部科学省が実施した令和5年9月1日時点での給食費無償化に関する調査が報告されているのは、先ほど議員からも御質問がありましたように、約3割、547自治体において給食を実施する全ての小中学校の児童生徒を対象に無償化を実施しているようでございます。また、新聞報道にもありましたように、県内市町村では、芦屋町や築上町な

どが給食費無償化に取り組まれており、福岡市でも来年度から給食費無償化が予定されているところです。

町独自の調査等は実施はしておりませんけれども、先ほどの国が実施しました調査等に基づきまして、また、県からの報告等もあります。一方で、福岡県では、子育て政策について、自治体間の財政力によって格差が生まれることは望ましくないと、国が全国一律で取り組むべきところと考えてを示しているところです。本町としましても、近隣市町村の状況を調査しているところですけれども、まだ無償化を実施しているところはないところでございます。

次に、ふるさと応援基金なども活用した学校給食費等の無償化、独自に実施してはどうかという御質問ですが、ふるさと納税は毎年多くの方に応援していただいているところですけれども、今後もこのような状況が続していくかは非常に不透明でございます。また、税収も同様に増収が続くか想定できません。給食費を無償化した場合、多額の予算が必要となりますので、不安定な財源を基に無償化を実施するのは困難ではないかなというふうに考えているところです。当町といたしましては、国会での現在議論等もございますので、今後も国の動向を注視するとともに、国・県への要望をしていくなど、引き続き検討は進めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに、無償化のためには多額の経費が継続的にかかるという面では、非常に難しい面があるというふうに思っております。しかしながら、全国でいいますと、30%の自治体がもう既に無償化に取り組まれておりますし、無償化に取り組む自治体というのは、この6年間で76自治体から7倍に当たり547自治体に増えていると。そういうことから考えましても、全国的に無償化の動きは全国的に広がっていると、状況にあるんじゃないかなというふうに考えております。また、県内でも独自の資金によって取り組まれている自治体がありますし、無償化に向けた検討を進められている自治体も増加傾向にあるというふうに私は思っております。

そこで質問ですけれども、無償化に取り組むと経費が1年間に7,500万円上がるというふうに教育長は答えられておりましたが、この金額には現在支給している補助金も含まれているんじゃないかなというふうに思っております。実際、保護者負担額を無償化するにはどの程度の追加予算が必要となるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃったように、給食費総額は7,500万円でございまして、そのうち町

の補助金が1,500万円でございますので、保護者負担としては約6,000万円というものになります。来年度につきましては、物価高騰による増額分もありますので、その増額分を含めた保護者負担額を無償化するには約7,200万円程度の予算が必要となり、給食費総額では約9,000万円の予算が必要となってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 9,000万円ですか。結構大きな金額になりますね。確かに、給食を無償化した場合、かなりな予算が必要になりますし、一度無償化に取り組めば継続して実施しなければならないと、そういうふうに一般的には思われがちですけれども、しかしながら、例えば、単年度とか、あるいは3年計画で取り組むとか、予算に余裕がある場合は継続実施するという方法があるんじゃないかというふうに思っております。

直方市では、子育て世帯支援活動事業の一環として、令和4年度から本年度までの3年間に、1学期と2学期だけ無償化に取り組まれたと。本年度は予算の確保ができたので、3学期も無償化するというふうなことがネット情報にありました。

そこで質問ですけれども、本町においても、取りあえず単年度取り組んでみるとか、例えば3年計画で取り組むとか、あるいは1学期だけやってみるとか、期限を切って無償化に取り組むと、そういうことはできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

給食費の無償化につきましては、1年間とか3年間とか期限を切っての実施につきましては、子供たちに不公平感を与えるようなことにつながるかと思っておりますので、取り組むのは難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） そういう考え方もあるわけですね。でも、現在、国において、給食の無償化、あんまり動きがないような感じもするけど、一方では少しあは動きがあるのかなというふうに思っております。先月20日の新聞情報によりますと、26年度から小学校の給食無償化を実現し、中学校にも拡大するということが自民・公明・維新の3党により合意されたというニュースがありました。したがって、国の動きを注視しながら、予算の範囲内で実施したらどうかなど思います。

先ほど、子供たちに不公平感を与えると、それでもう難しいというふうなことが、意見がありましたけれども、現在、本町における基金総額は62億円あるわけですし、ふるさと応援基金も23億円あります。したがって、現在の基金によって、当分の間、継続できるんじゃないかと思

います。そこで、取りあえず、現在の基金を基に試行的な実施、これは検討できないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほどおっしゃったように、ふるさと応援基金につきましては23億円ほどあるという状況でございます。しかしながら、このふるさと応援寄附金については、多くの事業で活用がされている基金でございまして、国が給食費の無償化について取り組む時期につきましてはまだ確定しているものではございませんので、先ほど教育長のほうが答弁いたしましたように、ふるさと応援寄附金を使っての給食費の無償化につきましては難しい状況ではないかと思っております。本町としましては、引き続き、国、県、近隣市町村の動向を注視しつつ、無償化について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに、まだ国のが確定したわけではないけれども、そういう動きがあるので、そういう動きがあるということは、近年、近々動き出すのかなという気がしております。まして、例えば1学期だけとか、試行的にするのはいいのかなというふうに私は思っております。それでは、次の質問に行きます。次の質問は、保育園の副食費の無償化についてであります。

昨年度から学校給食費の補助金が子供1人当たり1,000円に増額されたことに伴いまして、副食費も幼児1人当たり500円から1,000円に増額されております。現在、学校給食費の無償化については、国、県、近隣市町村の動向を注視しつつ検討するということですけれども、当然、この副食費についても、子供支援の観点から無償化に向けた検討をすべきじゃないでしょうか。また、学校給食費の補助金が来年度から小学校は1,600円、中学校は2,000円に増額されるというふうに予算では組まれているようですけれども、なぜ副食費の補助金は増額されないのか、私は非常に疑問に思っております。

そこで質問ですけれども、学校給食費の無償化について、国、県、近隣市町村の動向を注視しつつ検討するということですから、副食費についても、子育て支援の観点から無償化に向けた検討を進めるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の保育園の副食費の無償化についての答弁をさせていただきます。

保育園の副食費につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、令和元年10月から月額500円の補助を開始しています。また、令和5年10月には、食材価格の高騰に伴い、副食費の値上げが行われていましたが、町の補助額を月額1,000円に増額して保護

者の軽減を図っているところです。

大刀洗町では、子育て支援として、副食費への補助のほか、保育料を国の基準額よりも低く設定し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っていますので、今のところ、副食費の無償化等の予定についてはありません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。海の星保育園にお尋ねしたんですけども、副食費の補助の対象となるのは3歳児から5歳児までで、幼児1人当たり月額4,700円だそうでありまして、大体小学校と同じぐらいかなと思っております。本町には6つの保育園がありますので、副食費の費用も保育園によって異なるのかもしれませんけれども、どうでしょう、総額ではどの程度になるんでしょうか。これはおおむねで結構でございます。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

副食費の全体につきましては、約2,000万円程度ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本町における昨年度の3歳児から5歳児までの月ごとの平均児童数を計算しますと、391名となっております。本町では、副食費の補助として幼児1人当たり1,000円を助成されていますので、年間の助成額としては470万円程度になるのじゃないかというふうに思います。ということは、無償化に取り組む場合は1,500万円程度の追加費用が必要になるのかなというふうに思います。

副食費の無償化は考えていないということですけれども、やはり子育て支援を積極的に推し進めるためにも、給食費の無償化に併せて副食費の無償化についても、どうですか、検討ぐらいはしてもいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど教育長のほうが答弁いたしましたように、本町では、子育て支援策としまして、副食費への補助が月1,000円、そのほか、保育料につきましては国の基準よりも低く設定しております、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているところでございますので、今のところ、副食費の無償化については検討する考えはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 検討する考えはないって、少しほとぎすをお願いしたいと思います。

海の星保育園では、最近の物価高騰によって、副食費はおおむね15%から20%程度アップしているとのことであります。また、副食費の資材を近隣市町店から購入されているということで、物価の変動を直接受けるということです。非常に困っておられるようでございます。

物価の高騰の影響を受けるのは、やっぱり学校も保育園も同じじゃないかというふうに私は思います。来年度から学校給食費の補助金を増額されるということですから、副食費についても学校給食費と同様に増額をすべきじゃないかというふうに思います。仮に小学生と同じく1,600円にした場合、600円上げた場合、280万円程度の増額となります。どうでしょうか。検討できませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、現在のところ、副食費の補助についての増額の考えはございませんが、今後、物価高騰により副食費が値上げが必要になった場合につきましては、補助金の増額について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 最後になりましたけれども、学校給食費については、県や周辺市町村に無償化の動きはないということですけれども、全国的に見ると、先ほど言いましたように、無償化に取り組む自治体とか検討する自治体というのは多くなっているようでございます。県内でも、無償化に取り組まれている市町村に加えて、来年度から取り組むための予算を計上している自治体とか、無償化に取り組むための方針を定めた自治体というのがございます。また、自民・公明・維新の3党による合意もあるようですが、今後、国においても無償化の検討が進むんじゃないかなというふうに私は思っております。本町としても、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

なお、副食費につきましては無償化の検討がされていないようですし、補助金を増額する動きもないようですので質問したわけでございます。町としては副食費の無償化は考えていないということですが、子育て支援をさらに推し進めるためにも、ぜひ検討していただきたいと思います。また、補助金を小学生並みに増額していただく、場合によっては検討するということですので、非常に期待しているところでございます。これで1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問は、第2次大刀洗町男女共同参画計画の見直しなどについてであります。令和3年度からの10年間を計画期間とする第2次大刀洗町男女共同参画計画が策定されまして、来年度は中間年次となります。計画では、「認めあい 支えあい 共に輝く たちあらい」を基本

理念として、男女共同参画社会の実現を目指したまちづくりを進めるため、4つの基本目標が定められておりまして、目標ごとに主要課題と施策が示されています。また、取組の進捗状況を把握するために成果指標が設定されまして、年度ごとに評価が行われることになっております。

そこで、基本目標の達成状況や成果指標の評価の状況、あるいは、計画のポイントとなる施策の推進状況などについてお尋ねしたいと思います。また、計画の中間見直しの必要性や今後の推進方策、あるいは、計画達成のための事業の推進状況などについても質問してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質問いたします。

まず、第2次大刀洗町男女共同参画計画の達成状況などについてであります。計画では、第2章の基本目標と成果指標の中で、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき4つの基本目標が定められていますけれども、達成状況はいかがでしょうか。

次に、成果指標の評価についてであります。成果指標は、基本目標の取組状況を把握するため、年度ごとに評価することになっています。これまでの評価の状況について、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の第2次大刀洗町男女共同参画計画の見直しについて答弁をいたします。

第2次計画の達成状況についての御質問でございます。基本目標の達成状況と成果指標の評価についてでございますが、第2次大刀洗町男女共同参画計画では、4つの基本目標と14の成果指標を定めてございますが、例えば、男女共同参画を支える環境づくりでは、役場管理職における女性登用率50%の目標を達成している一方で、審議会等への女性登用率は40%の目標に対し28.5%と、徐々に改善している指標がある一方で、課題を残している指標もございまして、引き続き、女性の参画推進に取り組んでいく必要があると考えてございます。

なお、14の指標の中には、家庭生活において男女平等を感じる人の割合、地域活動・社会活動において男女平等を感じる人の割合、学校教育において男女平等を感じる人の割合等の指標につきましては、中間年の来年度にアンケート調査を実施予定でございまして、現時点では把握がでけてございません。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。基本目標では、男女共同参画社会の実現のためには、男女の性別にとらわれることなく、あらゆる分野で参加できる環境を整備することが大切であると定められています。

そこで、一つの事例として、女性農業委員の登用について質問いたします。平成30年9月の

農業委員の改選において、11名の委員のうち、女性は1名だったので、30%以上になるよう努力すべきじゃないかというふうに意見を申しましたところ、当時の産業課長から、3年後の改選時には30%に達成できる努力をするというふうな回答がありました。ところが、3年後の令和3年度の改選においても女性農業委員は1名でしたので、女性農業委員の登用に対する町の対応状況を尋ねたところ、各行政区に対し、女性の農業委員を推薦いただくよう要請したけれども、結果は1名であったとのことでした。その後、6年度にも改選がありましたが、やはり1名でした。なぜ女性の登用ができないんでしょうか。登用できない理由があるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 平田議員の質問にお答えいたします。

女性農業委員の登用がなぜできないのかという御質問でございますが、農業委員会事務局としましては、各行政区長の集まりや女性農業者の研修会等で推薦・応募をしていただけるようお願いするなど、できる範囲の努力はしてまいりましたが、今回も残念ながら登用人数を増やすことはできませんでした。

今後については、女性農業者のリーダーシップに対する意識が高まるような意識改革が進むことがこれから重要ではないかと考えております。町としましては、引き続き、女性農業委員の登用を増やすための努力を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひ努力していただきますようお願いしておきます。

次に、成果指標についてであります。達成できない指標としては、女性の区長の登用があります。区長の女性登用数は、現在、現状数字はゼロでしたし、目標数字は8名というふうになっております。それで、目標値設定の根拠を見ますと、各校区2名ずつの登用を目標としているということですけれども、いまだに登用数はゼロのままのようでございます。目標値を達成するためには、何らかの施策というのを設けられているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

成果指標についての施策を設けているかという御質問でございます。成果指標において、女性区長の登用は校区に2名という目標を掲げておりまして、これは、審議会等においてそのような審議がなされ、目標が決まった経緯がございます。校区に2名という高い目標ではございますが、区長の選出は地域主体となるため、これを達成するため、担当課としても啓発を進めておりますが、具体的な施策等は特に設けてはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、次の質問に移ります。次の質問は、計画のポイントとなる施策の推進状況についてであります。

令和2年9月議会において、第2次計画のポイントについて質問いたしました。女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活の参画に向けた施策、この2点がポイントであるというふうな回答がありました。

そこで質問ですけれども、女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活の参画に向けた施策について、この推進状況はいかがでしようか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 計画のポイントとなる施策の進捗状況についての御質問でございます。

まず、女性の職業生活における活躍推進についてでございますが、第2次大刀洗町男女共同参画計画では、4つの基本目標のうち、基本目標2の「男女共同参画を支える環境づくり」において、「就業の場において、すべての人がいきいきと働き続けることができるよう男女共同参画の認識を深め、環境を整備する取り組みを進めます」としまして、就業の場における男女共同参画の推進、女性の活躍の推進の主要課題に対し、事業所等への男女共同参画推進の啓発、農業・商工業団体における女性の登用の推進、女性農業者の地位向上のための支援、女性の就業支援、学習機会の充実の施策を進めることとしまして、3つの成果指標を定めてございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、役場の管理職における女性登用率は50%の目標を達成している一方で、事業所の管理職における女性登用率は30%の目標に対し9.8%、農業経営主に占める女性の割合は7%の目標に対し3%と課題を残してございまして、引き続き、女性の参画推進に取り組んでいく必要があると考えてございます。

次に、男性の家庭生活への参画に向けた施策についてでございますが、4つの基本目標のうち、基本目標1の「男女共同参画のための意識づくり」におきまして、「さまざまな機会を通して、広報・啓発活動を行うとともに、家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画の意識づくりを進めます」としまして、家庭・地域における学習啓発の主要課題に対しまして、家庭・地域における男女共同参画の啓発の施策を進めることとしてございますが、家庭生活において男女平等と感じる人の割合の指標につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、中間年の来年度にアンケート調査を実施予定であり、現時点では把握はできてございません。

また、基本目標4の「みんなが共に安心できる暮らしづくり」におきまして、子育て・介護に対する支援の主要課題に対し、仕事と家庭の両立への環境整備の施策を進めることとしまして、男性の育児休業取得率の成果指標を定めてございますが、役場においては、計画策定後、これまでに4名の男性職員が育児休暇を取得してございまして、取得率は28.5%となってございま

す。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

第2次計画において、女性消防団員の登用数は、計画時の5名から13名、8名増員する計画となっています。また、大刀洗校区や菊池校区の消防団の詰所が新築されまして、新たに女性更衣室などが設置されました。現状では女性団員は1人も増えていないようでございます。

先月配布されました広報たちあらい2月号に、非常勤の特別職の地方公務員として消防団員の募集案内がありました。18歳以上の人というのが資格要件になっていますけれども、これは女性を優先的に採用することはできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） この件につきましては、議員が御紹介いただきましたとおり、2月号の広報の12ページに、「たちあらいインフォメーション」というコーナーに大刀洗町消防団員募集というものを掲載させていただきました。この中に、先ほどありましたとおり、町内に居住または勤務する年齢18歳以上の方という形で掲載させていただいておりまして、特に男女の別は設けておりません。

ただし、QRコードからホームページのほうに移行していただきますと、町のホームページのほうには、その中で詳しく挙げておりますけれども、その下のほうにですけれども、女性団員も募集していますというコーナーもつくってあります。その中で、女性団員が行っていただく活動なども掲載しておりますので、特段、男女の別の募集をしているわけではございませんで、ホームページのほうにも積極的に女性団員のほうの募集も掲載しております。

もし女性団員を希望したいというものは、こちらのほうに申込み等がございましたならば、地元の分団長のほうに周知しまして、そちらのほうで協議していただきまして、その中で採用されるかどうかは地元の分団での協議となっていましたけれども、積極的に引き続き女性団員の募集につきましてはやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私は、団員は各分団から出されるのかなと思ったけれども、公募されるということで、非常にいいことだと思っております。

次に、男性の育児休業取得について質問します。計画では、男性の育児休業取得率は30%を目標とされています。令和4年3月議会において質問したときは、過去5年間で対象者11名のうち、休暇を取得した男性はゼロということでしたけれども、町長は、職員に対し、育児休業制度の周知を図り、休暇を取得しやすい環境の整備に努めると、そういった回答をされました。そ

ういうことでございますから、私は、その後はほぼ100%の取得になるんだろうというふうに思っていたところでしたけれども、計画策定時から4年間で育児休業を取得された男性は4名ということで、取得率が28.5%ということですから、まだまだ男性の育児休業取得率は低いというふうに思います。今後は、男性の育児休業取得率100%を目標に、何らかの対策が必要じゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど議員がおっしゃったとおり、令和3年度から6年度で育児休業取得率につきましては28.57%という形になりますけれども、現在のところ、目標の30%には届いていない状況でございます。

この目標年度の取得率30%を超えるよう、引き続き対象となる男性職員に対して、育児休業制度の周知の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひ、しっかりと周知していただきたいと思います。

実は、3月8日に公表されました都道府県版のジェンダー・ギャップ指数というのがございまして、それによると男性の育児休業取得率のトップというのが福井県だそうです。66.2%になっているようです。

この福井県では、休暇の取得を促すために、子供が生まれる場合、男性職員が育児休暇と他の休暇を合わせて1か月以上の休暇を取得できるという育児参加プランを作成することでございます。また男性育児休業の取得率が一番伸びたのは愛媛県で、昨年の15.8%から44.5%へ急増したことあります。愛媛県では、仕事の心配せずに休めるように、職員が育児休業を取得した場合、その仕事を担った別の職員にボーナスを加算するということあります。

一方、明治安田生命保険のアンケート調査によると、育児休業に職場で気まずいと感じた男性は41.5%、非常に多いわけでございます。やはり問題を解決するためには、人員の補充とか同僚議員の応援手当の支給あるいは育児休業取得を義務化すると、そういう制度が必要であるという回答があったそうでございます。

以前、町長は、職員が育児休業取得した場合は、他の職員が代って業務分担できるよう課内の調整を図ることでしたけれども、いまだに育児休業取得率が低いということは、まだまだ育児休業取得しにくい環境にあるというふうに考えられます。ぜひ、福井県とか愛媛県のように他の職員に気兼ねなく安心して休業が取れるような制度、これを設けていただきたいと思います。

次の質問は、計画の中間見直しについてであります。

この件につきましては、先週の予算説明会において地域振興課長から見直しを行う旨の説明がありました、既に通告していますので、通告に基づき質問させていただきます。

町では第2次男女共同参画計画の達成のため、計画の第1章に定められている4つの基本目標は成果指標の達成に向け、努力されてきたというふうに思います。

来年度は、10年計画の中間年次となりますので、基本目標の達成状況や成果指標の評価状況などを明確にした上で、今後の計画の推進・発信に沿って中間見直しを行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中間見直しについての御質問でございます。

まず、基本目標の達成状況や成果指標の評価について出ございますが、来年度は第2次大刀洗町男女共同参画計画の5年目の折り返しに当たりますので、アンケート調査を実施し、基本目標の達成状況や成果指標の評価に取り組んでまいります。

次に、今後の計画の推進方針についてでございますが、来年度実施予定のアンケート調査や、基本目標の達成状況や成果指標の評価を踏まえ、家庭、地域の就業の場、学校などの社会のあらゆる分野で男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら共に責任を担う社会を目指しまして、必要な見直しを含め今後の対応などについて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田庸雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） アンケートを行うということですけども、どのような内容について調査されますか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

アンケートの調査内容についてでございます。内容につきましては、基本的には令和2年度に実施した町民アンケートの内容とし、5年間の比較を見るものではございますが、来週開催の男女共同参画の審議会などでも御意見をいただきながら、追加項目なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田庸雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 中間見直しを行う場合、課題としてはどういうことが考えられますか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 見直しの場合の課題という御質問でございます。

役場内の女性登用率は高いものの、地域役員、特に区長や農業委員、消防団などの女性登用率がまだまだ低い状況にございます。まずはこういった課題について取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それで、課題を解決するために今後どのように対応されるお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 課題に対する対応に関する御質問でございます。

こちら地域役員、特に行政区長さんの女性登用については、先ほど来述べましたとおり、地域選出となるため大変難しい部分がございます。しかしながら、近隣自治体においては既に女性区長の方もおられまして、当町でもこの件に関しましては積極的に女性役員を推進する必要があるというふうに考えております。

今後、住民アンケート等の実施を得て、再度計画と照らし合わせながら課題解決に向けた対応を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、計画推進のための予算措置などについてであります。町では平成21年12月に大刀洗町男女推進条例が定められています。条例第4条では町の責務として、第2項に「町は男女共同参画計画を推進するために必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」というふうにされております。しかしながら、私は男女共同参画計画の推進を図るための財政上の措置というのは、あまり講じられていないように感じております。

そこで質問ですけども、男女共同参画計画を達成するために予算の現状とか、あるいは計画達成のための事業の実施状況などについて、いま一度お考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁をお願いします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 予算措置についての御質問でございます。

計画達成のための予算の現状や事業などについてでございますが、男女共同参画計画に関する諸施策は、生涯を通じた健康支援、高齢者や障害者への支援をはじめ、多様な人や家庭への支援、子育て介護に対する支援など非常に多岐にわたってございまして、その全てをここで説明するのは難しゅうございます。

例えば、男女共同参画のための意識づくりでは、新年度も男女共同参画講演会やイキメン養成

講座等の事業を計画しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。来年度の予算案書を見ますと男女共同参画計画推進費の中で、幾つかの事業が実施できるような予備に予算が計上されております。先ほどは多岐にわたっているということですけども、直接推進するために予算というのは、僅か80万円ぐらいということで、1事業当たりの予算が非常に少ないので、効果が期待できるかなあというふうに思っております。もう少し思い切った予算措置はできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今後の予算措置についての御質問でございます。

予算措置としましては、平田議員おっしゃるとおり80万円程度となっておりますが、その中には自治会や校区コミュニティ団体、そして、もちのきの会として登録された方が企画した講演会やイベントに対する補助なども含まれており、町民の方の自発的な活動を推進するものでございます。

ちなみに今年度は4件の申請がございました。ほかにもあらゆる部署においてそれぞれに目標に合わせた予算が計上されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 第1次計画もそうでしたけど、第2次計画の達成のための講演会、これを継続的に実施されています。先日も、「挑戦を続ける私らしい生き方」という演題で男女共同参画の講演会がありました。若い女性が困難を乗り越えて、130年間伝統を誇る休業中のかまぼこ屋さんを復活させた。そして社長にたったという内容でした。非常に意欲溢れる話だったなあと思っております。

講演の中で、社長に就任するきっかけについての話がありましたが、本町においても女性が区長などの役職に就任するため、これは何らかのきっかけが必要ではないかと私は思っております。

啓発研修会などの実施は確かに有効であるとは思いますけども、女性が区長などの役職に就任するためのきっかけづくりのための事業、非常に効果的ではないかと私は思っております。思い切った事業の取組、例えば女性が町議会議員に立候補した場合は、選挙運動費用の一部を助成するとか、女性が消防団員とか採用された場合は、あるいは区長や新役員の会長になった場合、活動費を支給するとそういう仕組みを設けてはどうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 女性活動費の支給の件に関する御質問でございます。

女性の候補者のみに選挙費用を支給というのは、若干難しいかもしれません、女性区長を登

用した自治会に対し、活動補助等を行っている事例などが県内にあることから、今後全国的な活動を調査し、町の男女共同参画の審議会等においても議論をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 第2次が立ち上がりまして男女共同参画計画の中間年次を迎えるにあたりまして、計画の推進状況や実施課題、その対応状況あるいは計画の中間見直しなどについて質問させていただきました。

本町における女性の役職者などは近年確かに増加傾向にはあるようですが、区長とか議員、あるいは農業委員、消防団員等は従来のままの状態が続いているようでございます。このような課題を解決するためには、やはり計画の見直しに合わせて、今後の5年間において思い切った施策に取り組む必要があると私は思います。従来の考え方を見直して、新しい視点に立ってそういった施策の取組とか積極的な予算措置、こういったものをしっかりと対応していただけるよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで平田康雄議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願ひいたします。はい、安丸議員。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 下水道事業の現状と今後について
2. 自動車解体などを行う自動車ヤードの現状と対策について
3. 大刀洗公園内のトイレの改修などについて

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎です。許可を得ましたので、通告のとおり1点目が下水道事業の現状と今後について、2点目が自動車解体などを行う自動車ヤードの現状と対策について、3点目が大刀洗公園内のトイレの改修などについての以上3点について、安全安心のまちづくりの観点から、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいというふうに思っております。

まず、大項目1点目でございますけども、下水道事業の現状と今後について問うものであります

す。

大刀洗町の下水道事業は、御案内のとおり小石原川左岸を農業集落排水事業として、平成7年から供用開始し、小石原川の右岸を公共下水道事業として、平成16年から一部供与開始され、平成18年にはほぼ全域で供用開始となっております。

近隣の市町に比べてもいち早く下水道が整備され、事業が開始されたことは河川など環境を守るためにも、また住みよいまちづくりのためにも重要なインフラ整備として認識して評価をしているところであります。

しかしながら、農業集落排水事業にあっては、供用開始から約30年、公共下水道についても20年から22年経過をしております。今後、施設などの老朽化等に伴う更新の費用などが増えるなど、厳しい経営環境の中で、将来にわたって安定した下水道サービスを提供し、事業を継続していくことを目的とした大刀洗町下水道事業経営戦略が、昨年3月に策定されております。

計画期間は、令和6年度から令和15年までの10年間の計画となっておりますが、この経営戦略も踏まえて、まず大刀洗町の下水道事業の現状認識という意味からも、次の点についてお尋ねしたいというふうに思っております。

小項目1点目の質問になりますけども、大刀洗町の下水道水洗化率の現状と今後について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは安丸議員御質問の下水道事業の現状と今後について答弁をいたします。

下水道水洗化率の現状と今後についての御質問でございます。

令和5年度決算における下水道の水洗化率は92.83%となってございまして、これは、供用年数や処理区域内人口密度が類似とされる自治体の平均の公共下水道81.1%、農業集落排水事業87.8%を超えており、現状でございます。

今後につきましても、住居の新築または改築等により、徐々に水洗化が進むものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま答弁がありましたように、水洗化率は92.83%というふうに承知しております。具体的に農業集落排水事業における水洗化率と、公共下水道の水洗化率は若干違うかと思いますけれども、そこら辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 安丸議員の質問にお答えいたします。

手元に資料のほうはございませんが、おっしゃられるとおり、公共下水道と農業集落排水事業

の水洗化率は両方とも違うものになります。どちらのほうが高いかという話になると、農業集落排水事業のほうが高い状況になっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 平均値は分かりましたけれども、先ほど答弁がありましたように、農業集落排水事業のほうが若干高いというふうに承知をしておりますけども、できたら後日でも結構でございますから、具体的な数値を教えていただきたいというふうに思っておるところです。それで、経営戦略の中にもありますけども、やはり水洗化率100%に向けた取組、具体的に言いますと、今、水洗化率平均が92.83でございますから、約7%ぐらいがまだ水洗化されていないという、供用区域でありながらもされていない。これは想像するところに、幹線との高低差の問題があつたりとか、それぞれ諸事情があろうかと思ひますけれども、水洗化率100%に向けての担当課としての具体的な取組というか、そういったことがなされているとするならば、具体的な取組状況をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 水洗化率100%を目指した当課としての取組についての御質問に御回答いたします。

現在、当課としましては、生活環境関係の部署と一緒になりまして、下水道の未接続のところに対して、接続しませんかと推進に行ったり、あとはホームページによる広報等を行っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） それぞれ転入されるときとかの時期では、下水道への接続は当然勧奨されているというふうに思いますが、やはり水洗化率が伸びない原因というのは、既存の住宅辺りの水洗化が進んでいないのかなと。新たに家を建てる方については、ほとんどが下水道への接続はされているというふうに認識しておりますので、そこら辺り今答弁にありましたように、広報活動あるいはほかの部署との連携を取りながら、経営戦略の中では個別訪問も適宜するような旨が掲載されているようですけども、個別訪問の考えも担当課としてはございますか。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 個別訪問についてお答えいたします。

当課としては個別訪問も行う予定にはしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひ、そういう個別訪問なり、いろんな手立てを講じながら、水洗化率100%に向けて取り組みを進めていただきたいというふうに思っているところです。

大刀洗町年間有収水量も令和5年度では134万トンということでございますけども、令和7年度の当初見込みは145万立米ということで、年々増加傾向にあるということは、人口が増えているという裏返しにもなるかと思いますけども、水洗化率も併せて100%に向けての取り組みを進めていただきたいというふうに思っているところです。

こういった現状を踏まえて、次の質問に移っていきたいというふうに思います。

小項目2点目でございます。今年1月28日に埼玉県の八潮市で発生した下水道管のボックスカルバートの破損が原因とみられる道路陥没事故関連の質問になるわけです。

既にテレビや新聞などの報道で御存じのように、道路陥没事故は下水道管の破損が原因と言わっております。また報道等によりますと、現場の下水道管はボックスカルバート方式で4m75というふうに非常に大きくて、下水量も多く近くの土壌がもろい土壌と、そして下水道管内に充満する硫化水素などが搜索の壁となっているようで、転落したトラックの運転手の方の安否がいまだに不明のままとなっているというふうに聞いております。捜索開始までまだかなりの時間が要るということで言われておりますけども、1日も早く捜索が始まる事を願うばかりです。

そこで、小項目2点目の質問になりますが、埼玉県で発生した下水道管の劣化が原因とみられる道路陥没事故を受けて、町の対応について問うものであります。具体的にその事故を受けた後、担当課として現場の確認なり調査等が行われているということであれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 埼玉県で発生しました下水道管の劣化が原因とみられる道路陥没事故を受けて、町の対応についての御質問でございます。

町が管理しております下水道管につきましては、毎年、硫化水素が発生しやすく、最も腐食が進行しやすいとされる下水道圧縮管の突出先のマンホール点検の結果を確認するとともに、維持管理業者に意見聴取を実施しています。

今年度も12月に公共31か所、農業集落排水12か所の調査が完了しており、維持管理業者に確認したところ、年1回のマンホールポンプの洗浄や毎月の運転状況によれば、陥没の要因となる土砂の流入など、土砂に関する異常はございませんでした。

また、埼玉県で発生いたしました道路陥没事故を受けまして、本年2月下旬にも改めてマンホール内に陥没の要因となる土砂の流入の痕跡がないことを確認してございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 具体的にはマンホール内の点検で確認をされたということで、特に

異常がないということで、まずはほっとしたところでありますけども。町のほうが維持管理しております町道等に埋設されている下水道管の管路的には、具体的にはどれぐらいになりますかね、町のほうは。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 町道等にある町の下水道管路の管の大きさでございます。標準としましては20センチのほうが多く、最大のものとしましては、管径が40センチの区間も10メーター程度ございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうしますと、町のほうが管理している下水道管については、多くが直径の20センチ、それから一部40センチがあるということでございますけども、筑後川中流右岸流域下水道、いわゆる福岡県下水道管理センターのほうが管理している下水管については、具体的には町内にはそういう接続点はないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 県の流域下水道に町の公共下水道の管が接続されている点について御回答をいたします。

県の流域下水道のほうが大刀洗幹線と甘木幹線の2種類ございまして、北のほうの大刀洗幹線のほうが直径が50センチ程度で、接続箇所の方が2か所になります。甘木幹線という朝倉市のほうから大刀洗町役場に向かった分から、さらに小郡市のほうに向かっている分の管路がございますが、こちらの管径が84センチから1メートル程度のものになっております。申し訳ありません、接続箇所については完全に調べていなくて、記憶で申し訳ありません。11か所ほどあります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） なぜお尋ねしたかと言いますと、住民の方も実際、下水道管は当然地下に埋設されていますから、目に見えませんので事故が起きてもいけないし、また町内はどういった下水道管が通っているんだろうかというふうな思いもあるんじゃないかなと、私自身もそうです。

今お尋ねしますと大刀洗幹線で2か所ぐらい、これが50センチ程度ですかね。それから甘木幹線で80から100ぐらいの下水道管で接続されているということですから。それは結局、例えば朝倉市と大刀洗との境であったり、そういういった自治体の境ぐらいで接続されているというふうに思うんですけども、そこら辺りは、今2本の幹線を言わされましたから、その2本の幹線につ

いての状況をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 流域下水道の接続している位置の状況について御回答いたします。

まず、北のほうにある大刀洗幹線のほうなんですが、おおむねトライアルの近くに点滅信号がございます。こちらの点滅信号から 500 号に 10 メートル程度進んだ辺りに流域下水道のマンホールがございまして、ここでまず 1 か所接続しております。その後、500 号に進んだ交差点付近、こちらのほうでさらにもう 1 か所の 2 か所を接続しております。

次に、甘木幹線のほうなんですが、こちらのほうが接続箇所のほうが完全にはお答えできないんですが、まず朝倉市側の方からいきますと、大きな三差路の交差点が、信号のある交差点が本郷小学校の北側のほうになります。本郷小学校の北側の大きな信号のある三叉路のところで 1 か所、次に、本郷保育所付近で 1 か所、次に JA の集荷センター付近で 1 か所、それと役場の近くに 2 か所ございます。

さらに今度は小郡市側のほうに進みまして、陣屋川を渡った先で 1 か所、上高橋地区のほうで 1 か所、次に久保山石油付近で 1 か所、次に宇野木川を渡りましてその先で 1 か所、さらに大刀洗川の先で 1 か所と、下高橋の久留米・筑紫野線を超えた下高橋集落の南側で 1 か所だったと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 後日で結構でございます。そういう町が維持管理する下水道管と、県のほうで維持管理する部分の、当然そういう管路図なり台帳は担当課のほうには保管してあるというふうに理解しますが、間違いはございませんか。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 流域下水道のほうの台帳の分についての回答でございます。

流域下水道のほうの分につきましては、接続箇所付近のほうは頂いておりますが、その他の部分についての台帳は参考程度に頂いているところと、そうでないところがございます。

主な経路の確認の方法としましては、福岡県のほうも下水道事業計画というのを作っております。その筑後川中流・右岸流域の事業計画のほうに記載されている平面図のほうで確認しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。私のほうも後日確認をしておきたいとい

うふうに思います。いずれにしても、下水道管、ほとんどが塩ビ管で布設されているのではないかなというふうに思っているところです。

しかしながら、下水道管の径はそんなに大きくはございませんけども、やはり塩ビ管を接続した要所、要所にありますマンホール関係、これについてもかなり交通量の増大あるいはいろいろな経年劣化等で傷んでくるケースもあろうかと思いますから、定期的な点検をぜひ今後ともよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

それと、もう一点が令和7年度の当初予算の中にも計上されておりましたけども、前々から地下水の浸透があるということで、先般の予算特別委員会の中でもありましたけども、菊池校区内、北山隈行政区内の県営住宅と町営住宅付近が、どうも何らかの形で地下水の浸透があるという報告があつておりましたけども、これについては予算の中でカメラを入れて確認をするということでございますが、具体的には実施時期とかそういった部分は担当課として、具体的な管路の確認、そういったことは具体的にいつぐらいに実施されるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 令和7年度の当初予算に計上しました、管路調査の実施時期の件でございます。

時期の予定としましては、まだはつきり決めておりませんが、まず5月から6月にかけて発注をしたいと考えております。その後、カメラ調査は個人としては初めてのことになりますので、受注された業者と適切な時期を協議しまして、実施したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 計画ということで、先ほど私のほうが質問の中で予算委員会の中でということを言いました。議会としてはまだ最終日の承認になりますから、議決しておりませんので、計画ということでお尋ねをしたということで捉えていただきたいと思います。こういった状況も踏まえて、次の3点目に移っていきたいと思います。

小項目3点目でございます。

農業集落排水の大堰水処理センターは、これまでの豪雨等で、施設の冠水など、設備の故障が毎年のように発生しているのではないかというふうに思っているところです。

そこで、町の対応と対策についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大堰水処理センターの豪雨への町の対応・対策についての御質問でございます。

大堰水処理センターにつきましては、近年の豪雨による施設の冠水を踏まえ、令和3年度から、

耐水化の目標推移や工法の検討を行い、令和5年度に防水扉及び防水板の設置、引き込み配電板の高所移設などの耐水化工事を実施したところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、答弁がございましたけども、令和5年度に耐水化の工事をされたということでございますけども、やはり水処理センターは海拔的にも低いところにございます。毎年のように、いろんな計器類の故障とか、設備的な何らかの耐水措置をしなければならないというふうな状況になっているのではないかというふうに思っております。

そういうことで、次の4点目の質問に関連するんですけれども、4点目に移っていきますが、農業集落排水と公共下水道との接続の考え方についてであります。

農業集落排水は、栄田と大堰の水処理センターがございますけども、やはり今後のそういうたたきの維持管理を考えると、公共下水道への接続ということも検討していく必要があるのではないかというふうに思っているところです。

以前、町の計画か何かで、ホームページだったと思います。確認したところでは、令和11年度に向けて、公共下水道と農業集落排水の接続について検討を始めるようなことも記載があったように記憶しております。それで、時期や別としても方向性として、将来的に公共下水道に接続する考えがあるのかどうか、そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農業集落排水と公共下水道との接続についての御質問でございます。

町内における汚水処理方法の基本方針につきましては、平成28年度に汚水処理施設整備構想を策定し、維持管理費の観点からは公共下水道への接続が望ましいと結論してございます。

一方で、公共下水道への接続につきましては、新たな管路やポンプ施設建設や既存施設の撤去に要する費用負担や、特に、これが一番大きな問題だと思いますが、接続先の流域下水道の処理所、福童浄化センターの地元住民の皆様の理解を得る必要があるほか、現施設の後利用の検討や接続先の処理能力等の余裕及び今後の下水受入計画との整合など、県の流域下水道計画との調整及び接続許可の協議、合特法に基づく一般廃棄物収集事業者との調整などの課題もございまして、これは今すぐできる、できないという結論をつけるのが難しうございまして、今後の課題だと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） いろんな諸課題といいますか、ハードルをクリアしなければならない部分はあろうかと思いますけども、町としての方向性といいますか、やはり公共下水道、農業集落排水は接続するという方向性でいくのか、現状のままいくのか、そこら辺りをお尋ねをします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、維持管理の費用の観点からは下水道への接続が望ましいものと考えてございます。一方で、そのためには解決すべきいろんな課題がございますので、その中で今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） いろんな課題があろうかと思います。県の計画もありますけども、水処理センターの設備状況を考えたときに将来的にも、公共下水道に接続の方向性もしっかりとと考えながら、一つ一つハードルといいますか、課題を解決していく方向で取組を進めていただきたいということで申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、小項目5点目の関係でございます。

今後の老朽化に伴う管路などの修理や更新に多額の財源を要するというふうに考えておりますが、この財源確保の考えについてお尋ねをしたいというふうに思っております。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の修繕や更新の財源確保についての御質問でございます。

下水道施設の更新事業費につきましては、下水道ストックマネジメント計画では、標準耐用年数で改築した場合、100年間で273億円をかかるところを、日常の点検や修繕、オーバーホール等を計画的に行い、施設の長寿命化に取り組み、目標対応年数で改築することで、141億円まで縮減することを目指してございます。

この際、更新に当たりましては、国・県の補助事業と企業債を活用するとともに、今後の修繕や更新に備え、下水道施設整備基金の積立をしてございます。

なお、近年の国・県補助金の補助率は、おおむね50%前後で推移してございまして、残額につきましては100%が企業債の起債が認められ、その元利償還の一定割合が交付税措置されることとなってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今後の財源確保の考えについて答弁を頂きましたが、これまでの30年間で調べてみると、起債事業名が112事業あったようです。総額的には、これは令和5年度の決算の資料になりますけども78億1,650万円、そのうち返済、未償還になっている分が26億6,000万円ほどですかね。

そういうことで、早めに取り組んだから、だんだん未償還額は少なくなっているというふうに思いますけれども、ただいま答弁がありましたように、やはり、管路の施設等も含めて長寿命化を図るということで、縮減を図るということでございます。一般的に下水道管は50年というの

が耐用年数というふうに言われておりますけれども、具体的に長寿命化というのは、例えば担当課としてそれを10年延ばす考えでいくのか、先ほど町長の答弁の中には100年ということもちらっと触れられたかと思いますけども、具体的には長寿命化というのは、どれぐらいまで伸ばせるものなのか、ちょっと具体的に分かりませんので、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 耐用年数を具体的にどの程度伸ばせるものなのかという御質問でございます。

先ほど町長の御説明でもありましたとおり、標準の管路関係の耐用年数は50年となっております。施設の長寿命化等を行うことによって、目標対応年数は70年になるというふうなところで、このストックマネジメント計画では策定しております。

なお、近年の塩ビ管のほうの分なんですが、既に50年経過しているが、特に材質的に異常がないというふうなことが報告されているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 長寿命化に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことで、やはり財源的にかなり経費も縮減できるということでございます。それと併せて、今、基金の積立も大体4億8,000万円強ぐらいだったかというふうに思っております。

以前、たしか町長の答弁の中であったかというふうに記憶しておりますけども、例えば下水道事業に年間5,000万円ぐらいの基金の積立を考えているという旨の発言もあったように思っておりますけども、実際のところを見てみると、年間500万、200万円とか300万円、そういう基金の積立額になっております。

具体的には、例えば今後、そういう長寿命化をしながらも、やはり更新時期が来るから、下水道の基金としてもう少し基金額を増やすというふうなお考えがあるのかどうか、そこら辺りをお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

明確な答弁にならないかもしれません。今、現時点で下水道整備の基金を、何億を目標に積み立てているというのはございません。議員御紹介のとおり、下水道については、今後更新等で多額の費用が普段から予測されるところでございます。なので、その年度、年度で余裕があれば、それは下水道に積み立てていきたいと思っていますが、どうしてもそこは年度、年度の予算執行の関係で、そのとおりにはならないのが現状でございます。

目標として年度で5,000万円程度積み立てれば、それはすごく望ましいと考えてございますけれども、そこは年度、年度で財政状況が許す限り積み立ててまいりたいと考えございます。

また、先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、下水道の整備に当たっては、国・県の補助金等が活用できますし、その残額についても新たな起債ができます。

また、その新たな起債につきましても、一定程度、これは使う年度とか、充当割合が変わってくるんですけども、そういう有利な起債も活用しながら、なるべく町の単費の財政負担が少ない方向を模索してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁の中にあくまでも目標としての5,000万円ということでございますけども、いろんな公共施設整備基金とか、基金も積み立ててありますけども、やはりできるだけ目標に向かって、それぞれ事業実施に当たっていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、大項目2点目の質問に移っていきます。

自動車解体などを行うヤードの現状と対策について問うものであります。

まず、小項目1点目でございます。町内の自動車ヤードの状況というのは、町として把握しているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の自動車解体などを行う自動車ヤードの現状と対策について答弁をいたします。

町内の自動車ヤードの状況把握についての御質問でございます。これにつきましては、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に基づく解体業を行う場合には、福岡県知事の許可が必要でございますが、町内には解体業の許可業者が4業者がございますが、詳細については把握できございません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。私なりに、県のホームページ等あるいは北筑後環境保健事務所等に出向いて、担当のほうからもお尋ねをしたところでありますけども。先ほど、自動車リサイクル法に基づく登録は4業者ということでございました。これは具体的に、例えば引取り業なのか、フロン回収業なのか、それとも解体業としての登録なのか、そこら辺りはどうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

申し訳ございませんが、その詳細については、私のほうでは把握できございません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 県の登録とか許可についてもいろいろ、先ほど言いましたように、自動車リサイクル法に基づく引取り業、それからフロンガス類の回収業、それと解体業、そして、いろんなする仕事内容によって登録許可が必要ということは理解しております。

そういう中で、先ほど4事業者ということでございましたけども、特に近年、菊池校区、特に山隈を中心として、その多くが外国人の方を従業員とした形での自動車ヤードと言われる部分が増えている現状があります。

申し上げますと、やはりすぐ隣が分譲住宅地であったり、民家の近くであったりということで、やはりこのヤードというのは囲いをしなければならないというような、そういった許可の条件もあろうかと思います。そこら辺りは、具体的には県の登録許可になりますけれども、やはり町としてもそういった許可に基づく仕事内容といいますか、そういったことで法的に守られているのかということの把握と、現状の把握、作業場の状況の把握とか、そういったことは担当課なり町としての把握はできていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

大変恐縮でございますけれども、先ほどの自動車リサイクル法に関しましても、町のほうに立入権限等はございませんので、そこは所轄庁である福岡県のほうに把握等をお願いすることになるんだろうと思っておりまして、今、議員の御質問の趣旨でいうと、町のほうでは把握はできございません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） なかなか近くの方も声が上げづらいといいますか、先ほど紹介しましたように多くの方が外国人の方でございますから、日常的なコミュニケーションも取りづらい。やはり問題があっても、なかなか言葉が通じない上に改善を求めづらいということもございます。そういったことで、例えばこれまで町のほうにそういった関係での苦情なり相談ごとの連絡はあったでしょうか、どんなでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 今のところそういう苦情等が寄せられたことはございません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 先ほど紹介しましたように管轄しております北筑後環境保健事務所のほうに確認したところ、やはりそういう問題なり住民の方から御指摘があれば、そちらのほうに連絡していただければ立入調査も含めて確認をするという旨の確認が取れておりますから、ぜひ、まずは町としても、管轄は県というふうに思いますけども、町民の安全安心の立場からも、

ぜひ状況なり、何らかの機会で町内を巡回されるときでも結構でございますから、状況をしっかりと把握をしていただきたいということを申し上げておきます。

そうしないと、やはり解体によって油の流出なり地下浸透による土壤汚染とかあるいは騒音の問題、いろいろ最近出てきておりますので、ぜひ、そこら辺りはよろしくお願ひしておきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それで、例えば、小項目2点目になりますけども、紹介しましたように多くが住宅の近くにあって、解体などに伴う騒音や油の流出による土壤汚染などを心配する声もございます。

それで、条例の制定などで何らか対策はできないかということについて問うものであります。日本でも千葉県とか茨城のほうは、かなり自動車ヤードが物すごく多くなったから、県を挙げて条例を作ったりとか、警察とも連携しながら取組が進められております。福岡県においてはまだまだ数は少ないですけども、やはり住民の安全安心の立場からも、きちんとルールを守った自動車ヤードであってほしいというふうに思っておりますから、そこら辺りの町としての条例制定についての考え方についてお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 条例制定などの対策についての御質問でございます。

自動車ヤードに関しましては、先ほど申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法では、廃棄物を対象としていることから、有価物の自動車部品等は対象外となってございます。

また、先ほどの自動車リサイクル法でも、自動車の解体を行うものが、その解体の過程で行う自動車部品の保管・分離は対象となってございますが、自動車の解体を行うもの以外のものが行う自動車部品の保管・分離は対象外となってございます。

あるいは古物営業法では、自動車とかその部品は、帳簿記載が義務づけられていますけれども、金属資源としての自動車部品等は、帳簿記載が義務づけられていないなど、既存の法例ではちょうどぴったり合うような法例がございませんので、議員のほうから御紹介がありましたとおり、ヤードの利用による油等による汚染の防止や、あるいは自動車の盗難防止の観点から、千葉県をはじめ、5県3市町で条例が制定されているというふうにお聞きをしてございます。

これまでのところ、先ほど担当課長が答弁しましたように、自動車ヤードに関する相談、苦情等は、役場のほうにはいただいてございませんけれども、不適正なヤードによって騒音や油の流出等による周辺環境への悪影響がある場合には、県とも十分に協議をして対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 条例制定まではなかなか難しい面もあるかと思いますけれども、

ぜひ住民の生活を守る立場からも、そういう取組を進めていただきたいというふうに思つておるところです。

それでは最後の質問になりますけども、大項目3点目の質問です。

大刀洗公園内のトイレ改修などについて問うものであります。

まず、小項目1点目でございますけども、公園内には管理棟も含めて4か所にトイレが設置されております。管理棟内の多目的トイレ以外は長年施錠され使用できなくなつておる状況でございます。今後、利用できるようにする考えはないのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の大刀洗公園内のトイレの改修について答弁をいたします。

今後のトイレの改修についての御質問でございます。大刀洗公園の多目的トイレにつきましては、平成25年頃から、器物の破損や近隣の住民の皆様などから風紀上の課題が提起されたことに伴いまして、管理棟から遠く目が届きにくい西側の多目的トイレについては閉鎖し、残りの多目的トイレにつきましても、管理棟を除き、18時半以降の夜間は施錠をしてございます。これまでのところ、多目的トイレの夜間も含めた開放の要望についてはございませんが、これまでの経緯を踏まえまして、開放に当たりましては、防犯カメラの設置など、防犯上の観点を含め、検討していく必要があるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま答弁ありましたけれども、想定したいわゆる原因じゃなかったかなというふうには理解しておるところです。夜間の利用は別としても、やはり昼間の時間帯はせめて、多目的トイレでございますから、設置目的どおりに使えるようにしていただきたいというのが私の意見でございますし、先ほど町長の答弁にありましたように、防犯カメラの設置も含めて使えるように考えていきたいということでございますから、ぜひ、そのところは検討をお願いしたいというふうに思います。

これは、トイレの構造上の問題もあるんじゃないかなというふうに思つております。実際、管理棟以外3か所、東側駐車場、それから西側のみらいとわ保育園側の駐車場、それから遊具の近くの駐車場、3か所とも、御存じと思いますけれども、トイレに入るところの全面がコンクリートに覆われて、明かり取りの小窓はありますけれども、なかなか中が見えづらい。利用者がどういう出入りをしているかというとも見えづらい。出入口も両サイドにございますから、やはりこれは構造的な問題もあるんじゃないかなというふうに思つております。昼間でもなかなか使いづらいというか。

特に、遊具が令和4年の4月末に大型遊具が更改されて、近隣、町内はもとより、町内外から

多くの子育て世代の方々が来園されて遊具等を活用されております。そういったことで、次の質問との関連もございます。来園される方からは、子育て世代ということで、授乳中の兄弟児を連れた親御さんたちの来園もかなり多いように見受けられます。実際、私も家族を連れて行くこともありますけれども、そういったときに、トイレの改修も含めて、授乳室の設置、先ほどの多目的トイレの利用もぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、小項目2点目に掲げておりますように、トイレ改修で授乳室を設けてもらいたいという利用者の、来園者の声もございます。そこら辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 授乳室設置についての御質問でございます。この件につきましては、建設課及びこども課に確認しましたところ、これまでのところ、大刀洗公園への授乳室の設置の要望はお聞きをしていないということでございました。しかしながら、先ほど議員から御紹介がございましたとおり、大刀洗公園につきましては、近年の複合遊具やウォーキングコースの更新に伴い、子育て世代の利用者も増加しているものと認識してございまして、まずは、近隣自治体における公園内の授乳室の在り方について、今後、調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 利用者からの授乳室の設置については声が上がっていないということで、非常に残念でございますけれども、現地に行きますと、そういう利用者から、私が伝えるべきなのか分かりませんが、そういう意見はあります、実際。若い世代の方、ここに、昔やつたら、それは人前でも堂々と授乳される方があったんですけど、それはもうふてどきじやありませんけれども、昭和の時代のことでございます。今はやはりちょっとマナーじゃないけど、そういった授乳される母親なりそういった方も、授乳室があれば安心して来園できるんじゃないかなと。実際、近くの筑前町に、今度、多目的公園が整備されております。あそこも授乳室がございます。現地も確認しておりますし、設置されておるトイレも運動公園とか、大刀洗町でいえば運動公園みたいな明るい利用しやすいようなトイレに改修されております。ぜひ、公園整備、平成15年に拡張整備されて20年以上たっております。ぜひ、今後、近々改修されるだろうというふうに期待しておりますけれども、その際にはそういう利用者の声も、声が届いていないからしないんじやなくて、公園を利用する方にこちらから出向いて、やっぱりそういった改修なりいろんな計画実施に当たっていただきたいということを最後に申し上げて、本日の私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で14時15分より再開いた

します。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時15分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願ひいたします。白根議員。

10番 白根 美穂議員 質問事項

1. 職員を守る職場体制づくりについて

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。私からは、職員を守る職場体制づくりについて質問いたします。よろしくお願ひいたします。

昨今、一般企業でも人員不足、人材不足が問題となっております。大刀洗町でも役場職員や教職員の人員確保が厳しい状況になっており、職員の1人当たりの業務負担が大幅に増加しております。

このような中でいかに人員や人材を確保していくか、さらに長期にわたり職を務めていく人材を育てていくかが課題となるかと思います。そのためには、魅力ある職場、そこで働く者が健やかに安心して生き生きと働ける職場の環境を整備するのは急務であり、職場の最高責任者の第一の責務であると考えます。

役場職員は、町民のよき相談相手であり、よりどころであります。また、教職員の方々は子供たちの幸福責任者です。このような方々が日々の業務において安心して公務に務めることができているのかを確認すべく、通告に従って小項目ごとに質問させていただきます。

まず、（1）職員の現状についてお伺いします。

①令和6年4月1日の職員総数は。②令和6年度の休職者数は。③主な休職理由は。④休職期間は。⑤令和6年度の離職者数は。⑥主な離職理由は。⑦現状を踏まえ、どのような対策が必要だと考えるか。

以上、①から⑥は、役場内と教職員を別にお答えください。⑦に関しましては、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員御質問の職員を守る職場体制づくりについて答弁をいたします。

職員の現状についての御質問でございます。

まず、令和6年4月1日現在の職員総数についてでございますが、正規職員はフルタイムの再任用職員を含め99名、小中学校勤務者及び文化財発掘作業員を除く会計年度任用職員が88名

となってございます。

次に、令和6年度の休職者数と休職理由、休職期間についてでございますが、令和6年度の休職者数は2名で、病気によるものでございます。休職期間は、令和7年3月1日現在、1名は1年8月、もう一名は1年4月となってございます。

次に、令和6年度の離職者数と離職理由についてでございますが、令和6年度の離職者数は1名で、国家公務員への転職と聞いてございます。

次に、今後の対策についてでございますが、職員の休職や転職を防ぐには、議員のほうから冒頭ありましたように、職員が安心して働く、そしてやりがいを持って働く職場環境づくりが何よりも重要と考えてございます。

この点、これまで毎年全職員にストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しましては、産業医やカウンセラーとの面談を実施してきたところでございますが、近年、あらゆる分野での人手不足や若者の価値観の変化などもあり、公務職場におきましても定年まで同一職場で働き続けるかつての公務員感とは異なり、自分の能力や価値観により近い職場に比較的容易に転職する若者も増加してございまして、今後はより一層の各種ハラスメント対策の強化や時間外勤務の縮減、休暇が取りやすい職場環境など、風通しのよい職場環境の整備と併せ、人事給与制度の見直しや職員研修の充実などが必要と考えてございます。

教育委員会所管分につきましては、教育長から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、白根議員御質問の職員を守る職場体制づくりについて答弁いたします。

まず、教職員の現状についての御質問です。令和6年4月1日時点での教職員の総数ですが、まず県費負担教職員は講師も含めて137名、町の会計年度任用職員数は32名となっています。

次に、令和6年度の休職者数、休職理由、休職期間につきましては、休職者は1名で病気によるものです。また、休職期間は6か月となっており、本年3月末には復帰の予定でございます。

次に、令和6年度の離職者数、離職理由につきましては、離職者は1名、自己都合、家庭の事情による離職となっています。

以上で、白根議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 町長にお答えいただきました⑤の令和6年度の離職者数、会計年度職員をお答えいただいてもよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど町長が答弁しましたものにつきましては、正規職員数でござい

ますので、会計年度任用職員につきましては、年度中の離職数につきましては3名となっております。うち2名につきましては自己都合による退職で、1名につきましては1月1日から正規職員になりました関係での退職というか、そういう形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 自己都合でお辞めになられた方や長期で休職されている方ですね、業務での精神的苦痛を受けてという理由ではないことを信じたいのですが、少し不安が残ります。

質問いたします。

役場内で長期休職の方が2名いらっしゃるという御答弁でしたが、その方々の仕事がほかの方が肩代わりをして行っているかと思います。業務負担増で困っているということにはなっていませんでしょうか。また、何かあっても安心して休暇を取れるように役場職員の人員増の検討はなされていないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

休職者等が出ましたら、これは休職だけではなく、例えば産休、育休とかについても一緒にございますけれども、そこは年度中途であっても人事異動をやったりとか、なるべくそれぞれの一つの職場に負担が偏らないように、庁舎全体の執行体制の確保の点から人事異動等を行っているところでございます。

また、職員数につきましては、近年は本当に災害がずっと続いたりとか、あるいはコロナ対応、物価高騰対策等でかなり臨時の業務量がどんどん増加してございますので、その点も踏まえまして職員数は増加をさせてしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） では、次の質問に移らせていただきます。

（2）公益通報制度、内部通報制度の整備についてお伺いします。

令和4年6月1日に消費者庁からガイドラインが発表され、一般企業や地方自治団体においても公益通報制度や内部通報制度の整備が進められています。地方自治団体においては、地方公共団体が職員等からの通報に対する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、法令遵守の確保につながるものである。職員からの通報を積極的に活用したリスク管理等を通じて、行政機関が適切に行政事務を遂行していくことは、地方自治に対する住民の信頼の確保並びに地域住民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものであるとあります。

令和5年度になりますが、福岡県における内部通報設置状況は市区町村数60に対して37の

6.1%となっております。ちなみに、近隣の久留米市、小郡市、うきは市、筑前町も設置されており、大刀洗町と同規模の大木町でも設置しております。

本町の取組について質問いたします。

①公益通報制度はあるか。②内部通報制度はあるか。③職員が業務を遂行する上で困り事が生じた場合に相談するところはあるのか。④その相談担当者はだれか。⑤職員が安心して職務を遂行するために、どのような整備が必要と考えるか。

①と②はあるかないかだけお答えください。③から⑤は、役場内と教職員を別にお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 公益通報制度、内部通報制度についての御質問でございます。

まず、公益通報制度と内部通報制度についてでございますが、この件につきましては現時点では未整備でございますが、大刀洗町ではこれまで職員の職務に対し、役場内外を問わず改善の提案やクレーム等があった場合には、総務課において対応をしてきたところでございます。

次に、相談窓口と相談担当者についてでございますが、大刀洗町では職員の労働衛生に対する事項を調査、審議するため、衛生委員会を設置するとともに、総務課人事担当係長、衛生管理者、職員組合から構成されるハラスメント相談窓口を設置しております。業務上の相談につきましては、課内の上司や同僚に相談しているのが通例でございまして、複数の課に関係する場合には、必要に応じ関係者と協議をしてございます。

この点、本町におきましても新規採用職員に対しまして、同じ課内の先輩職員を基本的な仕事上の指導、助言者となる新採メンターに指定したことがございましたが、これが十分に定着しなかつたこともございまして、メンター制度のあり方につきましても今後改めて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、職員が安心して職務するための体制整備についてでございますが、大刀洗町では昨年12月にハラスメントに関する調査アンケートを実施してございます。その際、特徴的だったのが同僚職員がハラスメントを受けたのを見た、あるいは聞いたとの報告があつて、ハラスメントを受けたとされる職員は、ハラスメントはなかつたと回答しているケースも複数ございまして、職員のハラスメントに対する理解を深める研修の必要性や、1回きりではなくてやっぱりそもそもハラスメントを受けたというふうに見られている職員が、そのことをハラスメントというふうに感じていないのか、あるいはアンケートに答えるても一緒だと思って答えていないのか、あるいはアンケートに答えることが、よりさらなるハラスメントを受けると思って回答していないのか、その辺がよく分かりませんので、定期的にアンケートを実施する必要性、相談体制の充実強化の必要性を痛感したところでございます。

この点、お隣の小郡市では、ハラスメント防止条例案を3月議会に提案したとの報道もあってございますので、近隣の先進事例につきましても今後調査研究してまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後より一層の職員研修の充実や各種ハラスメント対策の強化、相談体制の充実、風通しのよい職場環境の整備などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

教育委員会所管分につきましては、教育長から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、白根議員御質問の相談窓口と相談担当者について答弁いたします。

まず、職員が業務を遂行する上で困り事が生じた場合に相談するところはあるかについての御質問です。

各学校では、法令・規定等の定めに基づき、教職員の服務及び規律についての教員の倫理観の高揚と、安全で健康な職場環境の確立を目指すことを目的として、服務規律・安全衛生委員会を校内に設置しています。この委員会は、校長や教頭の管理職のほか、主幹教諭や運営委員、養護教諭等で構成されており、個人情報漏えいや飲酒運転などの不祥事対策、安全・衛生に関わる取組を行っているところです。教職員が業務を遂行する上で困り事や問題が生じた場合には、この委員会で対策を協議し、対応しているところでございます。

次に、相談担当者は誰かについてですが、教頭や養護教諭等が衛生推進者となり、相談対応者となっているところです。

最後に、職員が安心して職務を遂行するためにはどのような整備が必要と考えるかについてですが、教職員が児童生徒に向き合い、教育活動に専念できる環境の中で、やりがいや充実感を感じながら、その能力を発揮できる環境づくりが最も重要であると考えています。このような教育環境を整備していくためにも、教職員の資質向上、メンタルヘルス対策、教職員の適正配置、教職員の働き方改革を推進するとともに、風通しのよい良好な職場環境の構築が必要であると考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 学校教育関係の管理職は定期的に研修を組まれているそうですが、役場内の管理職は、管理職研修などを受けられていますでしょうか。やはり指導や相談といったことになると、直属の上司に相談するかとは思うんですけど、どうでしょう。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 管理職におきましての研修でございますけども、大野城にあります職

員研修所におきまして、新任の課長などにつきましては管理職に関する、または課長級で5年ほどの職員に対しましても、部長等のそういう研修がございますので、そういう管理職の研修はそちらのほうで受けております。庁舎内におきましては、管理職に特化した研修等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大野城で行われている研修は、年何回ほどでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 大野城での研修ですけども、あくまでも新任ですね、その年度初めとかに新しく課長になった職員、課長を研修所のほうに行って研修を受けていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 町での研修、管理職研修は今ないということでしたが、今後、研修をしていこうというお考えはございませんか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 管理職に特化した研修は行わないと思います。あくまでも全職員を対象とした研修などを行っていくように、うちのほうとしては考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） それでは、公益通報制度と内部通報制度もございませんが、設置する準備はありますか、それとも検討としてありますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 重松と申します。それでは、白根議員の御質問にお答えいたします。

近隣でも内部通報制度等が定めている市町村もございますので、近隣を調査した上に設置するかどうかを検討を進めていきたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ぜひ制度を確立していただきたい。公益通報制度を作るのであれば、ぜひ外部のほうに設置していただくようにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、御質問にお答えいたします。

外部に設置するかどうかを含めて検討していきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、（3）本町におけるカスタマーハラスメント対策についてお伺いします。

カスタマーハラスメント、略してカスハラと言われておりますが、これは顧客が企業や従業員に対して不適切な言動や過剰な要求をすることで、精神的・身体的な負担をかける行為のことを指します。近年、このカスハラは社会的に重要問題視され、一般企業や自治体も従業員や職員を守るために、ガイドラインの策定やカスハラ対策マニュアルを作成し、環境整備を行っています。さらに、今月11日に政府は、カスハラ対策を義務づける労働施策総合推進法などの改正案を閣議決定いたしました。

そこで質問です。

①今まで職員からカスハラによる相談はあるか。②カスハラによる休職・離職はあるか。③カスハラに対するマニュアルはあるか。①と②は町長の就任後ということでお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） カスタマーハラスメント対策についての御質問でございます。

まず、カスハラによる相談についてでございますが、職員からハラスメントの相談はございます。先ほども答弁しましたとおり、昨年12月に実施しましたハラスメントに関する調査アンケートにおきましても、上司や先輩職員からのハラスメントのほか、住民や区長、議員からのハラスメントを受けた、あるいは同僚職員がハラスメントを受けたのを見た、聞いたとの報告が複数あってございます。

次に、カスハラによる休職・離職についてでございますが、休職・離職した職員はございませんが、体調を崩した職員はございます。

次に、カスハラに対するマニュアルについてでございますが、大刀洗町接遇マニュアルにクレーム対応の項目はございますが、カスハラに対するマニュアルは未整備でございまして、今後とも全職員を対象としたハラスメント研修を実施するとともに、今後より一層の各種ハラスメント対策の強化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） カスハラ対策のガイドライン策定やマニュアル作成の整備の検討はございますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

重複した答弁だったら恐縮でございますが、現時点においてマニュアル等は存在しておりませんし、今の時点ですぐマニュアル等を整備する予定はございませんけれども、ハラスメント対策

の強化に研修等も含めて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 政府が打ち出した労働施策総合推進法などは自治体も対象にしておりますが、これも義務づけられることになってはおるんですけども、カスハラ対策の施策を考えないということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメント対策も含めて、ハラスメント対策の強化に町として取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） では、次の質問に移ります。

（4）です。教職員に対するメンタルヘルス対策についてお伺いします。

メンタルヘルス対策とは、全ての働く人が健やかに生き生きと働くような気配りと援助をすること、及びそのような活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践することを言います。

教職員の職務は、人間の心身の発達に関わっており、その活動は子供たちの人格形成に大きな影響を与えるものであります。教育は人なりと言われるように、重要な職責を有しております。であれば、教職員の極度な心身の疲労は、そのまま子供たちの学習環境に大きく影響を及ぼすものと考えるとき、先生方が心身ともに健康で穏やかであることが、子供たちにとって最高の教育環境整備になると私は思うのです。

令和6年度教育施策要綱の中に、教職員のメンタルヘルス対策やサポートの充実とありますが、どのように行っているのかを質問いたします。

①メンタルヘルスによる離職はあるか。②どのような対策をとっているか。③職場復帰支援・再発防止予防は行っているか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、白根議員御質問の教職員に対するメンタルヘルス対策について答弁いたします。

まず、1点目のメンタルヘルスによる離職はあるかについての御質問ですが、私が教育長に就任してからメンタルヘルス不調による離職者教職員はいません。

次に、どのような対策をとっているかについてですが、各学校においては、安全で健康な職場環境の確立を目的に、先ほど申し上げました安全衛生委員会を校内に設置しております。委員会は、校長、教徒、衛生推進者等で組織されており、具体的な取組としては、ストレスチェックや

健康診断の実施、定時退校日の設定と徹底、超過勤務の把握と管理職による定期的な面談を実施するなど、教職員の精神面も含めての健康の保持・増進を図っているところです。

また、福岡県教育委員会、また公立学校共済、互助会などによる教職員のためのカウンセリング窓口が多数設定されており、必要に応じて教職員が相談できるように、そういった情報を発信をさせていただいているところです。

町教育委員会におきましても、教職員の健康状態等について問題がある場合には、校長にすぐに報告するよう指示しており、その対応等について指導助言を行っているところです。

最後に、職場復帰支援・再発防止予防は行っているかについての御質問ですが、町内の小中学校に勤務する教職員は、県費負担教職員でありますので、休職やその復帰支援に関しては、福岡県の身体検査審議会の制度がございますので、それにのっとって行われているところです。職場復帰支援としては、校長が復帰訓練計画を作成し、基本的に3週間から4週間の訓練期間を3つから4つの程度に区分し、段階的に6時間程度の訓練を行うようになっています。本人の状態によって異なりますけども、最初は出勤することから、そして徐々に在校時間を延長し、事務作業、そして授業参観、授業補助などを行い、最終的には通常の勤務時間で出退勤をし、通常勤務に近い状態で勤務できるかを確認することになります。

また、復帰後は校長と本人が話合い、担任業務や校務分掌等を軽減する、授業数を軽減するなど、継続して勤務できるように可能な範囲内で配慮を行うとともに、町教育委員会としても校長へ指導助言を行うなど、復帰支援・再発防止に取り組んでいるところです。

以上で答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） メンタルヘルス対策を行うことで、職員自身によるストレスへの気づきへのノウハウを身につけたり、メンタルヘルス不調者を早期に発見し、適切に対応できれば、これらの発生や悪化を防止することが期待できるとあります。

大刀洗町で働く教職員は、心の病気を未然に防ぐような、また再発防止になるように、職員同士でも異変を察したら積極的に声かけを行っているような職場環境であるということで認識してもらろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、議員御発言のように、本町では風通しのよい職場を作りながら、職場の同僚間でも子供のこと、そして保護者のことについてお互いに相談し合って、そのことで気になることがあれば、また管理職等に報告しながら改善等を図っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。公立学校共済組合が教員さんに毎年実施しているストレスチェックの集計結果によると、高ストレスと判断された人の割合は年々増加傾向にあり、2023年度は11.7%で過去最多だったそうです。22年度にはストレス要因で保護者対応が初めて上位5位以内に入ったとのこと、文部科学省は教員の負担を軽減するため、また教員が子供と向き合う時間に集中できる環境づくりを進めたいとの思いで、保護者からの学校への問合せをコールセンター運営事業者など、民間企業が一括して受け付けるモデル事業を新たに始めるということです。参加する企業や自治体の選定も進めているそうです。企業の公募手続に向け準備を進められており、利用する自治体も募っていることですが、応募はされていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

本町におきましては、その制度には参加をしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 応募をもともとしていない、する予定もないということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 現時点では応募する予定にはございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ぜひ応募だけでもしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 現在、学校におきましては、午後5時以降、留守番電話のほうに設定をいたしまして、5時以降の保護者からの問合せ等につきましては、教育委員会のほうで受け付けるようにしております。

この制度につきましては、まだ私のほうが十分に理解をしておりませんので、まず内容を含めまして確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） この制度を利用すれば、職員の方の負担も少なくなると思います。教職員じゃなくて5時以降で受け付けをされている教育委員の方の業務も軽減されるかと思いま

すので、ぜひ応募していただければと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

（5）議事録作成についてお伺いします。

12月の議会における一般質問の中で、懲罰委員会において議事録の作成をしていなかったとの答弁がございました。また、規定にないからしていないともお答えされたかと思います。

そこで質問です。

懲罰委員会・庁議等の重要な会議における議事録作成の規定はどのようにになっているのか、御答弁願います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議事録作成についての御質問でございます。

議事録作成の規定についてでございますが、懲罰委員会や庁議に関して議事録作成の規定はございませんが、出席した職員が要点をメモをしているところでございます。この点、議会の議事録のような一言一句を記録した議事録の作成は、事務負担を考えますと難しいと考えてございますけれども、今後、懲罰委員会や庁議などの重要な会議については、担当課において要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議事録は、一言一句そのまま載せるものだけが議事録とは限りません。一般企業でも懲罰委員会等の重要会議において、議事録を作成するのはごく当たり前のことです。議事録というものは、どのような経緯で誰が決定したのか、このような話は知らなかつたというような、後から生じるトラブルを防止するためであり、また業務を円滑に進めるためでもあります。懲罰を受けた者が、懲罰委員会の処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて審査請求や異議申出を行うことができます。その場合、公平委員会を設置して、処分に違法または不当なところがないかを審査を行いますが、議事録がないとなるとどのように審査をしたらしいのでしょうか。懲罰を受けた者を守るためにも、懲罰委員会という重要な会議の議事録作成は必要であったと思います。

また、先日の百条委員会において、出張旅費計算などに係る留意点の変更について協議した会議の議事録はないとの証言がありました。結果、そのことにより、会計管理者は協議はしたが、それがそのまま決定されたものと理解していなかったという認識で、その後の旅費精算において、会計課が今まで以上に苦慮する事態となっております。徹底がされなければならないような案件であるにもかかわらず、それがなされていなかったということは、行政内が正常に運営されていなかったことを証明してしまったことにはかならないのではないでしょうか。町長はどのように思われますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますけれども、これまでも懲罰委員会や庁議等に関しましては、出席した職員が要点をメモをしているところでございます。しかしながら、それが徹底されていなかった分もあると思いますので、今後については、担当課において、そういう重要な会議については要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ゼひよろしくお願ひいたします。

議会初日、町長の挨拶の中で、百条委員会の話題を挙げられ、安定的な行政運営のためには、職員が安心して働く職場環境が必要ですと、職員をおもんばかりのような言葉を述べられました。しかし現状、町長は職場改善の業務を怠っていたとしか言いようがありません。本当に職員のことを考えていたのであれば、なぜ今まで内部通報制度やカスハラ対策マニュアルの作成、諸会議の会議録や議事録作成などを明記した規定の改定など、職員側に立った制度を整備されてこなかったのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

議員が今御指摘があつたような面については、確かに不備な点があろうと思ってございます。これについては、一つ一つ改善できるところから改善していきたいと考えてございますし、議員が冒頭に申されましたように、職員が安心して働く職場環境を作るというのが、私の一番の責務だと思っておりますので、その観点からこれからもいろんな改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ゼひ本気を出してお願いしたいと思います。町長が本気で全職員のことを考えているのだという、その思いをゼひ行動で示していただければと思います。

今後の中山町政に期待をいたしまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、白根美穂議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時57分

令和7年 第9回 大刀洗町議会定例会会議録(第4日)
令和7年3月19日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和7年3月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番	松本	照行	2番	古賀	世章
3番	中村	竜博	4番	平田	康雄
5番	實藤	量徳	6番	安丸	眞一郎
7番	平山	賢治	8番	河野	政之
9番	大石	純	10番	白根	美穂
11番	野瀬	繁隆	12番	高橋	直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山	哲志	副町長	重松	俊一
教育長	柴田	晃次	総務課長	平田	栄一
企画財政課長	松元	治美	税務課長	棚町	瑞樹
福祉課長	舛田	有紀	地域振興課長	村田	まみ
農政課長	矢永	孝治	こども課長	早川	正一
健康課長	田中	豊和	生涯学習課長	案納	明枝
住民課長	矢野	智行	会計課長	山田	恭恵
財政係長	福岡	信義	工務係長	黒岩	雄二
下水道管理係長	古賀	隆司			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 次に、3番、中村竜博議員、発言席からお願ひいたします。中村議員。

3番 中村 竜博議員 質問事項

1. 消防団詰所の建替えについて
2. 将来の町の財産運営について

○議員（3番 中村 竜博） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、中村竜博です。議長より発言の許可をいただきましたので、通達に従って一般質問をさせていただきます。

今回私が挙げているのは、大項目で2つ。1つが消防団詰所の建替えにつきまして、2番が将来の町の財政運営につきまして、この2つを挙げさせていただいております。

まず、大項目1つ目、消防団詰所の建替えについて質問を入らせていただきます。

建設から40年が経過し、老朽化した消防団詰所の建替え工事が随時行われておりますが、1分団、4分団と同時期に建設された2分団詰所の建替え計画が進んでいない理由をお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員御質問の、消防団詰所の建替えについて答弁をさせていただきます。

第2分団の詰所の建替え計画が進んでいない理由についての御質問でございます。

第2分団の消防ポンプ格納庫兼詰所、いわゆる消防団詰所につきましては、コンクリートブロック積み造りの2階建てで、昭和58年（1983年）の12月に建築され、既に築後42年が経過しております。この点、大刀洗町公共施設等総合管理計画では、第2分団詰所は適切な時期に大規模改修を実施し、築後60年が経過する2043年、令和25年に更新することとしていますが、先行して大規模改修の検討に入りました、第1及び第4分団の消防団詰所と同様、コンクリートブロック積み造りの増築等の大規模改修は、建築基準法等関連の法的規制により難し

いことも想定をされるところでございます。一方で、この地域は、端井橋、本郷橋の架け替えを含む陣屋川の改修工事が予定されてございまして、本郷橋の架け替え工事中の仮の県道、仮設道等を含め、第2分団詰所周辺に当該工事が影響することも想定されるところでございます。この点、今年度、県におきまして端井橋、本郷橋の設計に着手いただいており、県の架け替え計画を踏まえ、今後の第2分団詰所の建替えの場所や時期について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 答弁ありがとうございます。建替えは考えてはいるけど、まだ県との橋の架け替えとの関連があるということで伺っておりますが、実際に今、老朽化が非常に進んでしまっていて、車庫自体の老朽化が非常に進み、外壁、特に軒の部分のコンクリートなんかは剥がれ落ちていて、大変危険な状態にあります。建替え自身が今すぐが判断が難しい時期であるのであれば、少なからずそこに対する何か補助的な補修であったりとか、そういったことは何かお考えはありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、当該詰所がコンクリートブロック造りというとのことで、大規模改修がおそらく難しいのではないかと。これは第1分担、第4分担の詰所の大規模改修の検討に入ったときに、現行の法令等に基づくとなかなか難しいのではないかということがございましたので、部分的な補修等であれば、そこは分団のほう、地元のほうの意見を伺った上で、できる範囲でやりたいと思ってございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、本郷橋の架け替えに伴って、そこが、その場所がそもそも使えるのか使えないのかというのは当然ございますし、あるいは、昨今の大雨の状況を見たときに、詰所の前が冠水することもございます。今、陣屋川については調節池の整備を今、県のほうで進めていただいているとして、それが完成すれば、おそらくそこら辺はかなり改善されるんだと思いますけれども、そういう中で、あの場所が適当なのかというのもありますし、もしそれで仮設道路も含めてかかるということであれば、そこは県のほうに補償をいただきながら移転ということも考えられますし、その辺の見極めが、この本郷橋の架け替えの設計ができるって、ある程度分かると思いますので、今それを待っているところでございます。なので、多額の費用を今の時点でかけるというのは非常に難しいところでございますけれども、応急的に危険な場所ということであれば、そこはまた相談をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） そうしたら、町長だったり担当課の方だったりとかは、現状、建物

自体を確認はされたことはあります。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 現場につきましては、状況は確認しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。確認してあるのであれば、早急な対応が必要だと私は思いはしたんですけど、やっぱり小学校のすぐ近くでもありますし、何よりも消防の車庫というものの自体は、有事の際に町民の生命・財産を守るために活動するための拠点になる場所が、今も壊れかけているということ自体が非常にちょっとおかしなことになっていますので、今後、早急な対応を考えていただきたいなと思いますので、これも次の質問にはなるんですけど、今後の対応につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

今後の対応についてのご質問でございます。第2分団詰所の建替えの場所や時期につきましては、今後の本郷橋の架け替え計画を踏まえて、福岡県及び本郷高校の皆様と協議をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 私の知っているところで言えば、1分団、4分団の詰所の建替えの際に、町の負担が3割の緊急防災減災事業債というのを活用されたと思うんですけど、これが令和7年まで一応、延長が延期されることが決定したというふうには伺っています。これが適応できるのであれば、なかなか建替えとなると本当に大きな事業にはなってくるので、できれば県に負担していただける部分があるのであれば、県の負担をお願いしたいところというのも非常に分かりはするんですけど、その中で町の負担が3割で済む期間というのがあと1年余りしかありませんというか、その先どういうふうな計画になるか分からないですけど、緊急防災減災事業債が適応されるうちに、何かしら方向性を見出していただけたらなと思います。

以上です。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

大項目で2番目の質問になります。

将来の町の財政運営について質問させていただきます。

昨今の本町の当初予算は増加傾向が続いており、令和7年度当初予算においては、財政調整基金を昨年と比べ4億円増加の8億円取崩しとなっており、これまで以上に予算編成の厳しさが増しているのが見て取れます。そのような中、2010年に内閣府が発表した人口ビジョンでは、

100年後の2110年の日本総人口は4,286万人、直近の2024年に厚生労働省が発表した人口ビジョンでは、2070年までの発表ではありますが、45年後の2070年で総人口は8,700万人となっており、2010年発表の人口グラフに沿う形で人口減少が生じております。このままの出生率が続けば、約90年後には日本の人口は5,000万人を割り込むことが濃厚との統計となっており、当然、国が責任を持ち対応すべきこととは考えておりますが、将来に備え自治体での検討の余地もあると考えます。この背景を踏まえた上で、本町の財政運営を問わせていただきます。

まず1つ目。この急激な人口減少社会を前にし、本町の財政運営について町長の見解をお聞かせください。

1つ。現在行っている施策はあるか。また、具体的な対応策は考えてあるかお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員御質問の、将来の町の財政運営について答弁をいたします。

財政運営についての見解についての御質問でございます。

まず、現在行っている施策についてでございますが、今後、日本全体で急激な人口減少社会が予測される中、大刀洗町の人口も、いずれかの時点で必ず減少に転じます。このため、今後いかにして人口減少のスピードを抑えるかを考えていくとともに、効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。この点、大刀洗町では、将来の人口減少社会を見据え、これまで財政の健全化と子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりの3本柱をはじめ、重要施策を着実に推進していくとともに、新たに防災力の強化や交通弱者対策にも重点的に取り組んできたところでございます。これは、従前から大刀洗町においては今後の少子高齢化、あるいはそれに伴う人口減少社会というのは必ず来る未来だというふうに、これは十数年前から認識してございまして、それを踏まえた行財政運営を行ってきたところでございます。

先ほど申し上げました財政の健全化というのも当然そうですし、子育てと教育に重点的に力を入れる、これは少子化対策というところもありますけれども、そういう面でいうと大刀洗町の合計特殊出生率は、この15年ぐらいでかなり上がってございます。この10年間ぐらいの平均は大体、日本の平均が今1.2を切るぐらいだと思いますけれども、大刀洗町は1.8を超えてるような状況、年ごとにばらつきがあるんですけども、そういう状況にございます。また、減少傾向にあった子供の数も増加に転じておりますし、何より子育ての世代である30代の転入が増加をしてございます。ですので、そういうところで今後とも力を入れていくということが1つだと思います。また、町民の皆様の健康づくり、これはどうしても高齢化が進むと、どうしても高齢者の皆様を中心とした医療費の問題が大きな負担となってございます。なので、いつまでも元

気でこの地域で長生きしていただけ、健康寿命を伸ばしていくために、これまで町民の皆様の健康づくりに取り組んできたところでございます。

もう1つ地域づくり。これはどうしても将来必ず人口が減っていきます。ということは、当然、税収も減っていきます。これは日本全体でもそうですし、大刀洗町でもそうです。なので、これまで役場が担ってきた部分を役場だけで担うことがだんだんと難しくなってくる将来がございます。なので、地域の方と一緒にになって、その地域のこと、町のことを一緒に協同で取り組んでいただけるような、まちづくり、地域づくりにこれまで取り組んできたところでございます。

次に、具体的な対応策についてでございますが、保育料の引下げや、保育所、小中学校への給食費、服飾費への補助の拡大、子ども医療費助成の拡大のほか、1人1台端末や電子黒板等の整備とICT支援員や特別支援教育支援員などの配置など、子育て支援と教育環境の充実に取り組んでまいりました。併せて、住民の皆様の健康寿命の延伸に向け、各種研修の充実と住民の皆様の健康づくりに取り組むとともに、町のこと、地域のことを自分ごととして考え、行動いただける住民の皆様を1人でも増やしていくよう、地域づくりや自分ごと会議、住民協議会、つながりの学校プラットなど、対話の場づくりに取り組むなど、住民の皆様の意見を町政に活かし、住民の皆様との対話を大切にした町政にこれまで取り組んできたところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 丁寧な御答弁ありがとうございます。昨今、町の人口は微増で増えているといっているにも関わらず、私が非常に気になったというか危惧しているところが、どういうわけであろうか町の当初予算は増えていく一方だというところで、そこまではまだ理解できるんですけど、例えば分かりやすく言えば、町の財政の部分で、近年までは貯金が増えていて借金が減っていくという構図がしっかりとここ数年は続いてきたと思うんですけど、ここに来て急にそこがまたひっくり返ってきているような雰囲気を感じ取れるんですけど、物価高に生じて、義務的経費が増加したとかいうような話も伺いはさせていただいたんですけど、町長としてそこはどういうふうに捉えてありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。来年度当初予算の関係でよろしゅうございますかね。どうしても当初予算のベースで見ると、歳入のほうは固く見積もっておりますし、ということがあるので、これはこれまで当初予算ベースでは、財政調整基金の繰入れを前提とした予算組になってございます。ただ、決算ベースでは、これまで議員がご指摘のとおり、基金を取崩すことなく少しづつ積み増しをして、これまで来たところでございます。ただ、一方で、議員がご指摘のように、人件費とか諸物価の高騰がございまして、その分どうしても歳出がかなり大きくなるというのは、議員ご指摘のとおりであろうと思います。これは本町だけではなく、

全国の自治体全てそういう傾向に来年度当初予算はなってございます。

また、借金のほう、地方債入の増加につきましては、近年、地球温暖化に伴います災害が多発したことございまして、ため池の浚渫事業であったりとか、かなり大規模な建設事業を、先ほどの消防団の詰所もそうなんですけれども、起債も含めて積極的に行っておりましたので、その起債の償還開始に伴って、起債の総額なり未払いのお金が増加をしているということでございます。ただ、そうは言っても、起債をするに当たっても、当然、そこは将来の借金でございますので、起債に当たっては有利な起債、通常の一般財源を使うよりも起債することによって、後年度償還のときに、元利償還の一定部分が地方交付税措置があるような、先ほど緊防債へのお話をいただきましたけれども、そういう有利な起債を限って、取り組むようにしてやっているところでございます。議員御指摘のとおり、今年度当初予算は非常に編成組みが厳しい状況がございましたので、その辺も踏まえて、今後とも効率的な行再生運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。一応、町長のおっしゃられていることも非常に理解できるんですけど、私は何せ民間で会社経営させていただいていますので、歳出の最初の予算の段階で、予算請求の時点で、もともと見込んでいる売上げ以上に使うような予算が組まれたときには、まず、最初に突き返すというのが当たり前の世界なんですよ。そこで見ていると、歳出がこれ以上どうしようもないと、どうしてもここは必要なんだというところで作り上げた今回の予算だとは思うんですけど、このような状態が続くのであれば、歳入の部分の税収を増やすというような施策が必要になってくるとは思うんですけど、増税にすると、さすがに町民に負担をかけていくようなことにもなっていきますし、そういったことではなくて、もっと地域でお金を循環させるような仕組みであったりとか、そういうところで、まちづくりを考えただけたらなというふうに思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

町の歳入を増やしていくというのは非常に重要な観点だと思ってございます。また、歳入を増やす中でどういうやり方があるのかと、議員御指摘のとおり、地方税収を標準税率より上げるというのは非常に難しいものがございますし、本町において法定外の目的税を入れるというのも非常にいろんなハードルがあろうかと思ってございます。

そのような中で、いろんな今、ふるさと応援寄附金についても、いろいろ各種皆さんから御寄附をいただいておりますけれども、そういうところにこれからも取り組んでいくとともに、いろんな歳入の確保については今後とも努力をしたいと思いますし、まずは、いろんな制度を職員が

それぞれ熟知をして、有利な補助金があるんだったら補助金を取りに行く、有利な起債があるんだったら起債も考えるとか、町の単費をいかに抑える中で、そういう外からの歳入を確保できるかという視点を今後とも徹底してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ふるさと納税の言葉がちょっと出ましたので、ふるさと納税につきましてもちょっと私、考えが少しありまして、次の質問にもちょっと絡んではくるんですけど、ちょっとこちらで先に言わせてもらいます。

歳入を増やすための手法として、そのふるさと納税制度を活用していく。ただ、活用するというのは簡単だと思うんですよ。それを具体的にどのようにして、今で言ったら大刀洗町が10億円強ぐらいの売上げがあるというところで、他の自治体に比べたらいいほうだというふうによく耳にするんですけど、他の自治体と比べたらの話であって、町として予算が足りてない部分があるのであれば、仮に4億円今回ちょっと足りませんでしたというところがあるのであれば、ふるさと納税の歳入を4億円増やすための施策を打っていきましょうよというのが私にはあるんですが、そのための方法の手法の1つとして、私は本当に素人意見なのかもしれませんけど、例えば今ふるさと納税で一番多い返礼品としてエアヴィーヴが使われていると思うんですよね。そういうふるさと納税の返礼品に強い企業を誘致するというのも1つの方法だと私は思うんですよ。そこに対して一時的に減税の措置を施してとか、ちょっとといやらしいんですけど、そういったのも1つですし、本当に町民の生活を守っていこうと思う気持ちがあるのであれば、そんなことも周りなんてもう気にせずにやっていいのではないかというのが私の意見でございます。それで、そういういった企業誘致の形も1つ検討していただけたら、実際可能だとは思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

これ、次の質問にも若干関連するんですけども、企業誘致というのは町の財政運営を考える際に、実質財源比率を向上させる大変重要な手段だというふうに認識をしてございます。これは、今、議員のほうから御紹介がございました、ふるさと応援寄附金の返礼品を生産する企業というのも1つの切り口だと思いますけれども、それ以外でも、そこは雇用の場になりますし、あるいは工場等の固定資産増等で、町の税収の増加につながります。なので、これは本来、実質財源を高めていくためには企業誘致というのは大きな柱として取り組んでいくべきだろうと考えてございます。

このまま続けてもいいですか。次の質問にも。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） すみません。慣れないもので、なかなかうまくやり取りができずに申し訳ございません。

それ以外にも、ただ、ふるさと応援寄附金に関してはそういういた手法もあるのではないかというところなんんですけど、それ以外にも本当に町でお金が循環する仕組みづくりが本当に必要だと思います。例を挙げれば、道の駅等の産品の直売所を設置して、町の農業と商業を活性化させることや、地場企業の育成などを通して最終的に税収を増やす。地場企業と言いますと、今、零細企業であったりとか個人事業主として頑張っていられる皆さんを町が支援することで企業として成長していただき、最終的に税収を増やすというような長期ビジョンの目標を掲げていただきてもいいのかなというふうに思います。

そして、ここから次の質問に入らせてもらいますね。

今後も急激な社会情勢の変化が危惧される中で、本町の財政運営に弾力性と安定性を持たせるために自主財源率を上げる必要があると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。ないとすればなぜか。あるとすれば具体的な手法を聞かせてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

自主財源率についての御質問でございます。

将来の大刀洗町の財政運営を考える際、自主財源比率を向上させることは大変重要な課題と認識してございます。この点、企業誘致が1つの大きな柱となります。近年、大刀洗町では大雨災害が続いているとして、農地が有する保水機能や遊水機能を勘案した場合、下流域を含めた河川整備や大規模な調整池等の整備なしには大規模な土地利用の見直しは難しい状況にございます。このため、大刀洗町では、国や県に対し河川改修を要望するとともに、流域治水の観点から、県による調節地の整備と、町ではため池の浚渫に取り組んできたところでございます。また、微税収入の確保の観点からは、移住・定住等の人口減対策も重要であり、今後とも子育て支援と教育環境の充実などの各種施策に取り組んでまいります。併せて、引き続き町税の適正課税と適切な徵収を行うとともに、各種寄附金の推進や、町有財産の有効活用、受益者負担の原則に従った各種使用料の徵収などにより、自主財源の確保に努めてまいります。

特に、先ほど来お話をあっており、ふるさと応援寄附金につきましては、今後多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めてまいります。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 企業誘致が1つ話として出ましたけど、大体、雇用の創出であったりとか、そういう部分では、やっぱり企業誘致というのが最初に話に出やすいところなのかなというふうに私も思っていましたけど、実際、大刀洗町は、やっぱりのどかな田園地帯があって、

今現状すばらしい町だと私は思っているんですよね。この町をできるだけこの形のまま存続させていくというふうに考えたときに、町の基幹産業は何かというと、やはり農業だと思うんですよ。この農業を、本当に例えばなんですが、農業従事者の所得を倍増させてやるという目標を掲げて、将来の収益アップを目指すというようなやり方も、また1つあるのではないかというふうに私は思っております。例えば、先ほども申したとおり、道の駅を使った物産館を作つて、地元の方たちがそこでお金が回る仕組みを作つてあげ、町の野菜、大刀洗産品をきちんとブランド化していく。そして、そのブランド化したものを、せっかく毎年、香港事業を行われていると思います。来年度も予算にたしか入つていたと思いますけど、せっかく行かれるのであれば、大刀洗町のPRで今まで来ているというふうに伺つてはおりますけど、ただのPRではなくて、その産品を何個か持つて行つて、そこでプレゼンしたりとかもしたというふうには伺つていますけど、どうせ行くなら、向こうの主要な取引企業を見つけ出し、そこに永続的に町の産品を卸せるような仕組み作りを行政がやつていただけないかと。これは個人の事業者さんができる話では到底ありませんので、せっかくですので、行つてるのであれば、そこで取引先を見つけ、そこで町で作った産品を、言えば定価の倍の値段で売つてくるとか、そういうような仕組み作りを町のほうからやつていただけないでしょうか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

幾つか御質問をいただきましたので、順を追つて答弁させていただきたいと思いますが、まず、大刀洗町はやっぱり農業が基幹産業でございます。その中で、農家の所得向上というのはおっしゃるとおりだと思います。今、農業従事者数が、昨日の松本議員からのご質問にもありましたとおり、減少を続けてございます。担い手の確保、新規就農者の育成確保というのが大きな課題でございます。そのためには、何よりも儲かる農業、これを追求していく必要があります。やっぱり新しい人が、若い人が入つていただくためには、やっぱり農業が儲かるんだという、そういう場を作つていく必要があるんだと、それは私自身もそういうふうに同じ思いでございます。ただ、なかなかそれが、今、実現できていない部分がございますので、忸怩たる思いはございますけれども、方向性としては、そういう方向性を今後も追い求めていきたいと考えてございます。

それから、道の駅の話もございました。これは地域内で経済を循環する仕組みを作るという意味からも、道の駅なり、あるいは直売所なりが大刀洗町にできるということは、1つの大きな前進になるのではないかと見てございます。なので、これについても今後検討していきたいと考えてございます。

また、香港事業についてもお話をございました。大刀洗の主力産品である葉物野菜等は単価があまり高くないので、そこで大きな利益を得るというのは、ちょっとなかなか難しい面があるん

ですけれども、ただ、例えば大刀洗町のお酒とかであれば、既にこれは商流に乗っておりまして、日系スーパーの一番大きな棚を占めていますし、実際に販売されている価格というのは、国内で販売される価格よりもかなり高額で販売されている状況でございます。そういう品目を少しでも増やしていきたいとは思ってございますけれども、そこはこれから課題だと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ちょっと本当にバカな質問をするんですけど、答弁の中で葉物野菜がなかなかその、単価が安いから、収益につながりにくいというふうに言われていましたけど、葉物野菜が単価が安いというのは、我々の常識で思っているだけあって、海外での感じ方だつたり捉えられ方というのは、こちらのPRの仕方1つで変わってくるとは思うんですよ。100円のレタスでも500円で売ろうと思えば売る方法はあると思うんですよ。それが500円の価値があるというのをきちんと伝えることができたらという話なんんですけど、それができるのも行政の力ではないですか、というのを私は言っているのですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

議員が御指摘のとおりだろうとは思うんですが、ただ、現実問題として100円の野菜を500円で現地で売ったとして、大きな収益につながるかというと、そこはなかなかつながらないというのが現在のところではないかなと思ってございます。と言うのが、どうしても生産野菜というのが日持ちをする产品ではございませんので、やっぱり品質を保って輸出をしようとした場合に、どうしても航空便だとペイしないと言うか、なかなか合わない部分がございます。だから、今、送るにしてもほかの値段の高いやつと一緒に梱包してもらって送るとか、あるいは、どうしても船便とかになりますので、そうした場合が、その鮮度を保つようなコンテナなり、何なりでやらないと、どうしても鮮度の面等で、こちらで食べているのと同じような形で食べていただくというのが、大量には難しい状況もございます。また、香港というのは、議員御承知だと思いますけれども、関税障壁が基本的にはあまりございませんので、日本全国の農産物が集まります。その中で、結局、香港の消費者にとってみれば、例えばレタス、ホウレン草が日本のホウレン草なのか、あるいは中国のホウレン草なのか、ヨーロッパからのあれなのかというところぐらいしか見ていくなくて、日本の産地まで見て購入している方は、ほとんどいらっしゃらないんですよ。なので、そこは日系スーパー等で出したとしても、どうしても価格競争になってしまふ部分があるので、今、大刀洗町でやってきたのは、大刀洗の応援店舗等になっていただいている店舗ございますので、そこに大刀洗の野菜をお送りして、その店舗で開催するイベント等で、大刀洗のお酒なり等野菜、それ以外の物品も使った収穫祭みたいなのを定期的に開催していただいて、

香港にいる在留日本人を中心とした方々に大刀洗町の物産に対する愛着なり、そういうのも育むような活動をしてきているところでございます。

どうしても野菜を、恐らく、例えばレタスが1つ1万円ぐらいで売れれば、それは議員がおっしゃるような形になるのではないかと思ってございます。ただ、現状ではそこまでできていないというのが現状でございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） いろいろと何ですかね、反論と言いますか、言おうと思えばたくさん言いどころがあるなという内容ではありましたけど、ちょっとこれは本当に、多分ずっとお押し問答が続くような話になっていくとは思うんですけど、例えば、そもそも葉物野菜ではなくて、香港で一番売れそうな野菜を町の農業従事者に「これを作ってください、私たちが全て買い取ります。そして香港で売ってきます」と言えば、喜んで作っていただけると思うんですよ。そういうものを見つけてる、見つけると言うか町で育てていく、ブランド品を育てていくというような取組というのも不可能ではないとは思いますので、そういったことも少し考えていただきながら、せっかくですから、やっぱり農家さんは本当に現場で一生懸命汗水垂らして、仕事を毎日やっていただいているので、なかなかそういう海外に展開するとかいう考えまではなかなか考えるのは難しいと思うんですよ。やっぱりそこを行政がしっかりとバックアップしてあげて、さらなる農業の発展につなげていけたらなというふうに思います。

例え話として農業を例に挙げましたけど、商工業とかも同じで、今現存している大企業のほとんどが、やっぱり零細企業からスタートして、大企業にまで育っていっているという中で、大刀洗町は当初予算を見させていただいても、商工費の部分でいくと、3%程度の3,000万円に満たないぐらいの予算しか計上されていないんですよね。でも、こういう個人事業主の方たちというのが、実際成長していく中で会社が発展していくれば、もちろん大きな売上げになってきますし、大きな企業をわざわざ誘致しなくとも町で企業を育てていくというような取組が、長期的に考えればできるのではないかというふうに私は考えております。ここの商工費に関しては、ちょっと余りにも予算が少ないなというふうに私は感じたんですけど、これは他の自治体と比べてとか言うんですかね。どのように町長はお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

商工業にかかる予算が少ないのではないかというふうな御指摘でございます。それは恐らく御指摘のとおりではないかなと思ってございます。どうしてもいろんな中小企業等に対する支援というのは、基本的には県であったり国であったりが、あるいは各種制度融資等を通じて行っているような部分がございまして、これまでなかなかその辺の部分を、町が独自に担うというところ

までは手が回っていないというか、できていなかつたんだろうと思ってございます。これはもう従前から大刀洗町の予算の特徴だったのではないかなと思ってございます。ただ、その中でも議員のほうから御指摘がございましたように、例えばスタートアップを応援する、支援するなり、そういう部分については、例えば以前は町の小さな企業を応援するようなセミナーを継続的に年間を通じて開催をしたりとか、あるいは今、かててのなかで新たにいろんな手作り品とか、そういうのを作っている方の出展者も増えてまいっておりますので、そういうことを通じて応援をしているところでございます。なかなか議員が今思われているような、ドラスティックな支援までは結びついておりませんけれども、どういう支援ができるかも含めて、そこは調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ぜひ、商工業のほうもしっかりと町が支援をして、町の発展のために前に進んでいけたらというふうに思いました。

それでは、続きまして、また次の質問になります。

3つ目の質問です。

大規模自治体と比べ、やっぱり資本力が劣る本町ではありますが、小規模自治体の本町がこれまで同様に豊かな町であり続けるために、ほかの自治体との差別化をしていく必要があると考えるのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

ほかの自治体との差別化についての御質問でございます。

大刀洗町が豊かな町であり続けるためには、今後、日本全体で人口減少が加速化する中、いかにして本町の人口減少のスピードを抑えることができるかを考えていく必要がございます。

この点、大刀洗町の本年1月末現在の人口と町長就任時の令和2年1月末現在の人口を比較しますと444名の増となっておりますが、これは自然減を上回る社会増により人口が増加しているものでございまして、今後とも大刀洗町に住んでみたいと思っていただけるよう、関係人口の増加や町産品のPRと、大刀洗町の知名度向上に向け地域ブランド力の向上とタウンプロモーションに取り組んでまいります。また、町外から大刀洗町に住んでみたいと思っていただけるためには、まずは何よりも町民の皆様に大刀洗町に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけることが重要と考えてございます。この点、大東建託が発表されました町の幸福度ランキングでは、立大刀洗町は2023年度は九州・沖縄地区で第1位、昨年度も第3位に選ばれましたが、今後とも町民の皆様の大刀洗町への誇り、シビックプライドの醸成に向け、町民の皆様に大刀洗町に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを目指して町政運営に取り組

んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ちょっと差別化というところで、なかなか分かりづらいというか、何を聞きたいんだというふうに思われたかもしれません、要は町の独自性を高めていったほうがいいのではないかというふうに私は思っていまして、確かに私も本当に大刀洗町に生まれて育つて、一度も出ることなく今こうしてこの場に立たせていただいているんですけど、やっぱり大刀洗町に住んでいて私は本当にすばらしい町だというふうにすごく認識させていただいております。ただ、やはり社会的な大きな今変化が迫ってきている中で、これから本当にこの豊かさがいつまでも続くのだろうかという疑問を私自身が持ったということで、今回ここで一般質問させていただいているんですけど、これまで本当に大刀洗町は客観的に見て、本当に可もなく不可もなく、財政状況は他の自治体に比べるとほんの少しマシなほうだというような町だったのかなというふうに見受けられますけど、これはいい意味で本当に安定した町であったというふうに私は認識していますが、本当にこれから人口減少、住民幸福度を上げていって長く住んでいただくまちづくりを目指していくということではありますが、これは本当に、確かに今はそうするべきだと思うんですけど、それから先のもっともっと長期のところのビジョンで、本当に人口が減り始めたときに、じゃあこの町がいよいよ財政難になってしましましたというようなことにならないように、今のうちから長期ビジョンを掲げてアクションを起こしていく、その必要があるのかなというふうに思います。

人口減少とともに高齢化率はさらに進行して、さらには現在あるインフラの維持費は減少することなく町民の皆さんの負担は増加する、こんな未来が私には見えてしまうんですが、しかし、どんな状況でも必ず変化にはチャンスがつきものです。そのチャンスをいち早くつかめるように、町としてフットワークを軽くといいますか、アンテナを高く張って日々の自治体運営に勤しんでいただきたいなというふうに思っております。その中で、町の独自性、差別化、独自性をしっかりと見出して、大刀洗町はこの町なんだ、こういう町なんだというのが町民みんなが認識できるような、それは伝えることができるのも町長の力だと思いますので、しっかりと町のこの行く末を描いていただき、最終的には町でお金が循環するような仕組みを構築することで町民がうるおい、それに伴い税収が増える、このような好循環を生んでいく、このような長期ビジョンを描き、この大刀洗町を強く牽引していただきたく、町長にお願いを申し上げます。

最後に、町民憲章を読み上げさせていただきます。

豊かで、明るい、活気あるまち大刀洗。

心豊かな未来を拓く人のまちにしましょう。

健康で安心して暮らせる明るいまちにしましょう。

自然を愛しそうな生活環境のまちにしましょう。

農業と商工業が調和した活力あるまちにしましょう。

個性とうるおいのある文化のまちにしましょう。

ここに書かれた、町民憲章に書かれたまちづくりをこれからもよろしくお願ひいたします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、中村竜博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で10時35分より再開いたします。

休憩 午前10時22分

.....

再開 午前10時35分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、8番、河野政之議員、発言席からお願ひいたします。

なお、河野議員より資料の配付の申出がありましたので、許可をいたします。しばらくお待ちください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） 配付が終わりましたので、8番、河野政之議員、お願ひいたします。

8番 河野 政之議員 質問事項

1. 通学路の安全対策について
2. グリーンベルトと路側線の塗り直しについて
3. 本町職員の人員について

○議員（8番 河野 政之） 議席番号8番、河野政之です。議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

大項目ということで、私、大項目の1番（1）、（2）、（3）のほうをお願ひいたします。

この質問は、以前質問をいたしておりました町道北山隈2号線の街路樹伐採について、今回伐採するようになり、委託料として120万円の予定をされているようですが、撤去については全てをお願いしていましたが、この委託料では無理ではないかなと私は思います。

また、町長は、日頃、町民との対話を掲げられ、推奨されています。この対話は、町長のみならず、管理職はもちろん、職員の町民のサービスからも大事な行政活動だと思っております。

そのためにも、現場を十分確認されていると思いますが、伐採については、西大刀洗区長、北山隈区長と十分打合せは行われているのでしょうか。

また、桜の木、老木、枯れ枝を見て、子供たち、地域の安全をどのように感じられたかをお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 河野議員。大項目ごとですけども、大項目の中の小項目（1）、（2）、（3）とありますので、それを一遍に聞かれて。

○議員（8番 河野 政之） そうです。

○議長（高橋 直也） ですよね。そういうことですので、大項目の中の小項目（1）、（2）、（3）も含めて答弁を願いたいと思います。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員の御質問の通学路の安全対策について答弁をいたします。

まず1点目の、伐採は全て行うのかについてでございますが、菊池小学校西側の桜並木につきましては、倒木の危険があり撤去してほしいとの地域の声を受けまして、昨年8月に街路樹診断を実施し、倒伏や幹折れ等の危険性が高いと診断された桜については伐採をする予定でございます。

そのほかの桜については、地域と協議の上、地元では管理が困難な高所の枝葉については、町で剪定することを計画してございます。

次に2点目の、区長との打合せについてでございますが、昨年11月に西大刀洗区長及び北山隈区長に、街路樹診断の診断結果を伝え、伐採及び剪定範囲について協議を行い、西大刀洗区の6本の桜については全て伐採し、北山隈区の10本の桜のうち危険な2本は伐採し、残りの8本を剪定することといたしてございます。

次に3点目の、伐採の工事時期についてでございますが、桜は枝の切り口から腐りやすく、一般的な剪定時期は12月から2月の落葉期とされているとお聞きしてございますので、この時期に剪定と併せ伐採をしたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 私も、自分たちでできることは自分たちです。この中でも、枯れた桜の木があったのは、自分でできることは自分で伐採して処理をしております。

また、路肩ではたくさんの草が生い茂りますので、隣の田んぼの方に相当迷惑をおかけしておりますので、そういうところも自分でやはり除草剤をかけて、迷惑のかからないようにしておるわけなんです。

今後は、あと6本、北山隈区のほうではありますけど、近い将来には、やっぱり古木でございますので、危険が伴うということになると思いますので、そのときには、また要望があれば、ぜひ町のほうの御指導をよろしくお願ひしておきます。

では、大項目2の（1）、（2）の質問をいたします。

小学校の周辺にはグリーンベルト——これは以前にもお話しをして質問をしたんですけど——（「ゾーン30」と制限速度30キロに規制しているゾーンで、学校を中心に半径500メートル以内の通学路に設置）と路側線について質問いたします。

小学校周辺のグリーンベルト、路側線が表示されているが、町としてこの表示など、現地での点検等を実施されたことがありますか。この表示設定されたのは何年になるでしょう。このグリーンベルトは、学校があり、子供たちが日常に暮らしていく地域で、安全面を考えて生活ができるように設置された舗装ではないでしょうか。

この地域は、大刀洗公園があり、遊具施設の入れ替えもあり、多くの方が利用されています。今では、筑前町、朝倉市からも利用者が多くなってきています。桜の咲き乱れる時期は、駐車場は満杯になり、路上駐車になることもあります。

グリーンベルト、路側線が今どのような状況になっているか分かっておられると思います。現状は、グリーンベルト、路側線は消えて、全く表示の意味も何もないかもしれません。

本当に子供たち、地域の暮らしを考えるならば、町としてできるだけ早く取組をする事案ではないかと思います。町の考えを問います。お願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員御質問のグリーンベルトと路側線の塗り直しについて答弁をいたします。

まず1点目の、ゾーン30と路側線の状況調査についてでございますが、各小学校周辺のグリーンベルト等の整備につきましては、平成25年度から平成28年度の4年間で交通安全対策事業として実施をしており、菊池小学校周辺のゾーン30につきましても、平成26年度に整備したものですが、地元の要望や道路遵守等にて現場確認を行っているところでございます。

次に2点目の、優先順位についてでございますが、グリーンベルトにつきましては、当初の施工から10年を経過した令和5年度から随時補修を進めてございまして、その際、交通量が多く、速度が出やすいなど、危険が高い箇所から優先的に補修を進めているところです。

なお、菊池小学校周辺のゾーン30区域内につきましても、新年度、令和7年度から一部の補修を行う予定としてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） ありがとうございます。実は、この地域は、500号線の通勤するための抜け道ということで、たくさんの車が朝夕は通っております。

そういう中で、今町長からも、中村議員のときに御答弁があったように、大刀洗町に住みたいという、ナンバーワンのまちづくりということをおっしゃっております。そこでやっぱりそういうグリーンベルトとか、白線を引くということはやはりすばらしいと。一目見て、大刀洗はすご

いなというところからでも、私はもうぜひやっていただきたいと。

それから、この案件は、前回の質問後、担当課長から、区長からの要望にしてもらえば早めに実施する旨回答を頂いていましたが、残念ながら課長が長期療養で休まれております。この案件の引継ぎはされていないものと思われます。本当に行政はこれでよいのかと、私は不安に思います。ぜひ、やっぱり子供を守るために、地域を守るために、そういう標識等はきっとやっていただきたい。

先日も町長がおっしゃいましたように、道路パトロールを実施しておられるということで、盆と正月前にはやっておると。それをいろいろ、時々はやっているということですけど、実際きっと町の隅から隅まで見ていただいて、悪いところは早く改修していただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、大項目の3ですけど、3の（1）、（2）、（3）の質問をさせていただきます。

まず、職員定数条例の定数と現在の職員数で行政の支障はないでしょうか。ある課長にお聞きしたところ、今まで経験したことのない部署に配属され、次の異動でも経験のない初めての部署であるということです。

また、メンバーは仕事が忙しく、パソコンを家に持ち帰り作業をしないと追いつかないほどである。このような状況は、人員削減を行った結果ではないんですか。

また、部署によっては職員が少なく、ある部署は職員が多く感じ、このような配置がなされていると私は感じ取っております。

昨日、町長がおっしゃいました健康面では、白根議員のほうから質問されましたけど、本当に町長の御質問を受けて、理解をしております。

でも、精神的療養には長期休みになる人が時々見受けられます。私は、子供が一番の財産とよくここで言っておりますが、一番の財産は町職員であります。町職員が余裕を持って楽しく働く環境をつくるなければならないと思います。

これに伴い、人件費も多くなると思いますが、嘱託職員の見直しを行い、新しい職員を採用して育て上げることも大事ではないでしょうか。そして、すばらしい大刀洗町の役場になるように願っております。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を願います。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員御質問の、本庁職員の人員について答弁をさせていただきます。

まず1点目の、各部署の職員数は問題ないのかについてでございますが、大刀洗町では、近年、職員数は微増傾向にございますが、平成29年以降、昨年までの2年間を除き、大雨災害に襲われるとともに、コロナ禍の対策や物価高対策等、職員で協力をしながら災害対応や突発的な新規

事業等に従事いただいており、非常に厳しい状況で日々の職務に従事いただいているものと考えてございます。

次に2点目の、人員削減をされた後、問題はないのかについてでございますが、保育所の民営化や学校給食の調理業務の見直し、あるいは、町立診療所の指定管理者制度の導入に伴い、保育所や小中学校、診療所で働く職員数は減少しておりますが、役場の庁舎内で働く職員数につきましては、下水道部門を除けば大きな増減はなく、逆に近年は、災害の増加や新規事業等の実施に伴い、例えば、庁舎内で働く職員数は、平成20年の83名に対し、現在はフルタイムの再任用職員を含め99名と、職員数は増加してございます。

なお、会計年度任用職員等の非正規職員につきましては、保育所や学校給食の民営化に伴う一時的な減少を除けば、一貫して増加傾向にございます。

次に3点目の、長期休養の影響についてでございますが、職員の休職や休業に伴い、当然、当該職場におきましては、影響はございます。年度中途の人事異動や会計年度任用職員の任用等により、職場の執行体制の確保に努めているところでございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） ありがとうございます。私どもが役場を見ておりますと、ある課長がおっしゃったように、課長になって初めてある部署に行ったと。また、次の異動でも初めての経験だと。

そういうのは、やはり入社したときから広く研修をして、どこでも通用する——これはなぜかと申しますと、これは、役場の業務は法律で動いておりますので、いろんな知識を身につけなければならないと思います。

それが、ある部署が長くなると、やはり別の業務内容のことが分からぬということですので、まず若いときに、やはり広く経験をさせてつくり上げるということが大事だと思いますので、私は新しい人員を、職員を入れて教育をしていく。今でも、ある部署でも、10年も6年も長い人がそこに居座っております。これで本当にいいんでしょうかねと、私はいつも感じ取っているだけです。

今、町長がおっしゃった、今まで災害とかそういう問題では、確かにそうだと思います。やはり私たちが役場に行ったときに、おじさん、おばさんがお見えになったとき、どういうふうにして迎えるか。ああ、おばちゃんよう来たねと、少しは笑顔を出していただいて、やっぱり迎えてもらいたい。

今ではそういう余裕さえありません。皆さん全部頭を下げて、筆記をされているようです。これは民間とは違うんですよ。役場というのは法律で動いておりますので、いろんな知識を持っておかぬといけません。そういうことですので。

ところが、今は人件費も相当上がっております。5年間で1億円くらいですか、町の人件費も上がっておるわけなんんですけど、嘱託職員、そういうのの見直しもぜひやっていただいて、新しい人を入れていただきたいなど。私は、町長は問題ないと言いますけど、私は見た感じ、人は、職員数は少ないと私は思います。実際自分は業務に当たっていませんから分かりませんけど、見た目ではそういう感じを、私はしております。

そこで、役場の業務は法律で業務を行っているのです。少しは余裕がないと業務の遂行はできないと思います。一般、民間では法律はありません。ここが役場と民間の違いですから。民間では決め事はあります。法律ではありません。確かに、民間の場合、公務員も一緒ですけど、飲酒運転、ハラスメントは非常に厳しくなってきております。

そういうことで、本当に町役場がもう少し余裕を持って、職場が楽しくお仕事ができるような職員さんたちになして、町民が役場に来たときも安心して町役場のほうでお仕事ができる、自分のお願い事や頼みができるような役場になっていけばいいなど、私はそう感じております。

本当に、質問時間が少なくて申し訳ありませんけど、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、河野政之議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願ひいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 行政の正常化の取り組みについて
2. 不正常にかかる諸課題について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問させていただきます。ちょっと午前に来たので慌ててますが。（笑声）

百条委員会では、法律の専門家の助言も頂きながら、法に基づく行政運営を求める報告書が今後作成されるものと思います。ただ、これまでの審議の中で、行政全体の問題や一刻も早い対応が求められる事案が見えてまいりましたので、何点か問題提起させていただきます。

御承知のとおり、議会の総意としても、再三に当たり問題点を指摘したところでありますし、さらに他の議員からも同様の質問があつたり、行政内部からも不正常を憂う意見が議会に寄せられており、それは日増しに高まっています。

そして、それらの意見の内容はほぼ共通のものであります。それらをまとめて質問させていただきます。私一人の見解ではなく、少なくない議員や職員、そして住民が同様の危機感を持っていると解釈してください。

まず、大きな一点目です。行政の今後の正常化の取組についてであります。

（1）議会または議会の各委員会が以前から指摘し、特に現在も調査中の諸課題について、町長として問題意識はお持ちでしょうか。

（2）行政の問題は、公金に関する不正など広範囲にわたることから、調査には一定の時間がかかるものと思いますが、町長は、議会の調査結果を待たず、課題を自ら分析し、直ちに組織の再構築と正常化に着手すべきと思いますが、いかがでしょうか。

（3）とりわけ、これまで議会での一般質問や百条委員会の審議により、複数の分野について、町行政の不備が明らかになってきました。

これから述べる項目がその改善策として重要だと思いますが、町の見解をお知らせください。

①町が実施する全ての事業について、事業根拠や上位法との整合性、実施に必要となる条例・要綱の有無を確認すること。今後の新規事業についても、厳密な事業計画に基づき提案、実施する制度を確立すること。特に旧地域振興課が所管してきた事業については不備が顕著であり、違法性の有無も含め精査すること。

②全ての公金の支出について、起案から決裁、出金に至る流れや根拠法令、不正の有無を調査し、点検・照合体制の強化を図ること。なお、残念ながら、一部課長の押印等は信用に値しない事実を考慮する必要があります。

③職員研修の強化。これまでの行政を見ても、とりわけ特別職や一部管理職の基本的知見の欠如が顕著であります。まずは特別職や管理職が基本的研修から受講し、さらに職員の基礎的知識確立のため、研修の年間計画を策定し、実績と効果を公表すること。業務多忙を理由とせず、優先的に研修を実施すること。特に一部管理職の不見識は常軌を逸しており、直ちに個別具体的に正常化を図ること。

④記録や証拠の保存ができておらず、事件ごとの説明責任が果たされていないことも、当町行政の大きな問題です。協議事項については必ず記録し、将来にわたり経緯や根拠を説明できるようにすること。庶務の業務に記録作成を追加し、起案から決裁に至る経緯を公的に記録し保存すること。

⑤法律に基づく業務が軽視され、効果の定かでない不要不急の事業がもてはやされていないでしょうか。窓口対応や町税徴収など、住民の福祉向上のため日々地道に職務に当たる部門が適切な評価を受けられるよう、公正・透明な人事制度を確立すること。

⑥不正や歪みの根本には、内部の通報制度が整備されていないことも大きな原因です。内部通報制度や公益通報制度を直ちに整備すること。職場内の匿名による意見収集を実施し、不適切事案について内部からの徹底した批判・提言を聴取し、行政組織の正常化を図ること。

⑦さて、これらを正常化するためには、総務部門の強化が必要です。上記に示した事業精査と制度の再構築、法務実務、公金の厳格な管理、職員研修の強化、記録整備、公正な人事管理、内

部通報対応等の確立のために、総務・庶務部門を抜本的に強化すること。

②一方で、不要不急の事業やPRを主目的とした海外・町外でのイベント、県外出張等は中止または凍結し、人員を総務部門へ振り向けること。今、町が行うべきは、目的や効果が不明なイベントPRではなく、行政機構の基本の構築ではないでしょうか。以前にも述べましたが、現在の町行政はまさに砂上の楼閣と化していないでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の行政の正常化の取組について答弁をいたします。

まず1点目の、議会等が指摘した諸課題への問題意識についてでございますが、議会からの申入れや予算・決算特別委員会をはじめ、議会からの意見につきましては、庁内で情報共有とともに、改善に向け必要な検討を行い、組織的な対応に努めるなど、議会からの意見を踏まえ、行政運営を行っているところでございます。

今後とも、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会からの意見には真摯に対応するとともに、よりよい町政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

次に2点目の、議会の調査結果を踏まえ、課題を自ら分析し、直ちに組織の再構築と正常化に着手すべきについてでございますが、職員の出張旅費の取扱いにつきましては、出張に関する留意点について、職員間に理解の差や現地旅費に関して自己負担が出ないようにしてほしいとの要望等もございましたので、改正案や現地旅費などの取扱いについて、各課の疑問点とその考え方を庁議において整理し、改定をしたところでございます。

また、旅費につきましては、このたび国家公務員の旅費における宿泊費が、従来の定額支給から上限額を引き上げての実費支給に改定されたことを踏まえ、今後、条例改正を含め見直してまいりたいと考えてございます。

また、かてて（旧さくら市場）につきましては、内部規定に不備な点もありましたので、早急に必要な規定を整備してまいりたいと考えてございます。

次に3点目の、平山議員が取組が急務と考える項目についてでございますが、まず、②の町が実施する全事業について、事業根拠や上位法との整合性、実施に必要となる条例・要綱の有無を確認し、新規事業についても厳密な事業計画に基づき提案、実施する制度を確立することについてでございますが、これまでも、基本的には、関係法令や予算措置に基づき、必要な要綱等を整備の上、事業を実施しているところですが、予算査定の中でも改めて確認できるよう、予算要求時の様式の変更も含め、近隣自治体の状況を調査・研究してまいりたいと考えてございます。

次に、①の全ての公金の支出について、点検・照合体制の強化を図ることについてでございま

すが、引き続き、適切な点検等に努めてまいりたいと考えてございます。

次に④の職員研修の強化についてでございますが、これまで職員の人材育成と能力開発を目指して、国・県等との人事交流や各種研修の充実に努めてきたところですが、今後とも必要な職員研修の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に⑤の協議事項の記録についてでございますが、これまで重要な協議事項につきましては、職員が要点をメモしているところでございますが、これは職員間で意識や取組に差がございますので、重要な協議事項につきましては、担当課において要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導してまいりたいと考えてございます。

次に⑥の公正・透明な人事制度の確立についてでございますが、これまで職員個々の強み、弱みを把握して能力開発を促進するとともに、評価の過程におけるコミュニケーション等を通じ、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上及び住民サービスの向上を目的に人事評価に取り組んできたところでございまして、引き続き必要な見直しも含め、公正かつ客観的な人事制度の確立に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に⑦の内部通報制度や公益通報制度の確立についてでございますが、内部通報制度や公益通報制度は未整備でございますが、これまで職員の職務に対し、役場の内外を問わず、改善の提案やクレーム、投書等があった場合には総務課において対応してきたところであり、今後、近隣自治体の状況を含め、調査・検討してまいりたいと考えてございます。

また、職員が安心して働く職場づくりの観点からは、各種ハラスメント対策の強化や相談体制の充実がより一層重要と考えてございまして、必要な体制整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、⑧及び⑨の総務部門の強化についてでございますが、役場内各課においては、住民福祉の向上に向けそれぞれの所掌業務に従事しており、限られた職員数の中で、総務部門だけにマンパワーを振り向けることは困難でございますが、今後とも、役場全体の執行体制の確保の観点から、必要な体制の整備と人事異動に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございました。では、順次再質問させていただきます。

先ほど、今の答弁でまず重要だと思ったのが、⑦です。予算査定の中で、様式の変更も含めて、より根拠のある方向に進みたいということ。当然、そこに法的な根拠が大丈夫かどうか、支出の補助金等の要綱に基づく執行で大丈夫かというところを強化なさって、予算査定をなさるものだと確認しました。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、恐らく、今後このような趣旨の意見が出てくるものと思います。私は、今回、町長に助け船を出したつもりです。今後、これらの項目は必ず指摘がなされきますので、7年度当

初からでもこれらの改善に自発的に取り組んでいただければ、極めて遅いとは言っても、少しはこれ以上の関係者への被害や公金の不適切な支出を食い止めることもできるのではないかと思います。その立場で再質問させていただきます。

まず⑦ですが、予算・決算委員会や百条委員会の議事でも明らかになってきましたように、まず、制度の立てつけがおかしい事業が複数見受けられます。何度も言いますけれど、私たちは、かてての事業や地域振興の事業自体に反対しているのではありません。せっかく住民のための事業なのに、行政の誤った制度設計であれば、関係する住民や出品者の皆さんに損害や利益が発生し、当然行政はその損害を賠償する責任も負わなければいけない。これは大変なことです。

たちあらいマルシェ、それから校区センターの管理やP R事業の商品選定など、最初の制度設計が不十分なのではないかと思います。

通告で申し上げました、これらの新規事業を立ち上げるのは大変だと思うんですよ。一から立ち上げるのは大変だと思う。だからこそ、新規事業を立ち上げるに当たって、しっかり法的なチェックや制度設計をやるべきだと思うんですが、これらが、制度設計時、制度開始時に十分な制度設計がなされずに始まった結果、十数年も不正常な状態が続いてきたのではないかと思うんですが、ここをまず、幾つか議会から数点指摘された項目について、少なくともゼロベースで検証すべきだと思いますが、どうでしょう。

さらに、もし不適法が発生しているのであれば、4月からの執行を思い切って停止し、直ちに問題の是正に取り組むべきと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、これまで事業根拠や上位法との整合性、実施に必要となる条例・要綱等の有無を確認して、整備の上、事業を実施してきたところでございます。

その中で、議員が御指摘のような不備な点があれば、それは一つずつ改善をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） かててについては、また後ほど申し上げます。

①です。先ほど、取扱いについては変更しているということでありました。公金の管理、支出がしっかりできていない、偽の証明書で公金が支出をされてしまう。これも、公金の管理ができていないというのが、町行政の大きな問題だと思います。

これが特定の事業に限るものではなく、複数の事業、または、先ほど来の、意図的な不正による公金の支出なども確認されているため、議会としては公金の支出全体を調査事項として決議し

たのではないでしょか。町長は厳しく受け止めてください。

例えば、出張に関する宿泊費についても、すぐ改善できることは多々あるのではないでしょか。第一義的な責任者は出張命令者でありますから、出張者の復命書に宿泊場所を記載させ、それを出張命令者が証拠書類で確認の上で出金の決裁に回せばいいと思うんです。一般的にそういう手続はなされているだろうし、課長じゃなくても当該課の庶務等がこれをチェックするものだと思いますが、それがないためにそういう偽書類が最後の最後になって会計課に回されて出金がされるというような、非常に残念な事故が起きている。

こういうことは現在は行われていないでしょか。出張命令者による確認等は。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。今の質問の意図がよく分からなかつたんですが、旅費の精算時という認識でお答えさせてもらってよろしいですか。

基本的には、旅費の精算時には、宿泊を伴う旅費であれば、領収書または宿泊証明書のいずれかを添付するようになってございますので、当然、その中でどこに宿泊したかというのを確認できるものと認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それを出張命令者は確認——復命書に「○○ホテル着」、「宿泊」と記載させて、必ず記載させて、出張命令者はそこの宿泊所に泊まったかどうかを証拠書類で確認して、それを併せて決裁するという。復命書を決裁する時点です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○議員（7番 平山 賢治） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御質問の趣旨と違っていると恐縮なんですけれども、いわゆる概算旅費で事前に出す分であれば、そこは当然宿泊証明書等はございませんので、見積書等で支出を行って、精算のときにそれぞれの領収書なり宿泊証明をつけるものだと認識してございますし、精算払いの場合は、当然、支出命令書を起案する際には、そこに支出証拠書類として宿泊証明あるいは領収書が添付されているものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、証拠書類を出張命令者がまず確認すべきなんですよ。そこができないから、ダブルチェック、トリプルチェックが働かなくて、いきなり会計課に偽書類が出てくるということになるんじゃないでしょうか。これはまた後ほど言います。

残念だけど、今回の場合においては、本来ダブルチェックを行うべきである課長が偽造しているというような、残念ながらそういう町でありますから、ダブルチェックでは済まないと。トリプルチェック以上の制度を構築する必要があります。その一つとしてそれを提案させていただい

ておりますし、当然、出張命令者が確認すべき事案であります。

それから、このような状況にあっても、7年度は町長以下の職員は海外渡航を含めて出張を実施なさるとの答弁でありました。先日の予算委員会。

このような状況にあって、海外渡航を含めた出張を漫然と続けることは、到底住民の理解を得られるものではないと思います。これについては、直ちに制度の改善と7年度の海外渡航の凍結を求めます。

次、⑦です。当町でとりわけ特徴的なのは、若い職員さんではなく、町の特別職や一部の管理職に極めて基本的な見識が欠如していたり、故意にそれらを無視するような動きがあるということです。こうなれば、いわゆる町長がおっしゃった、守りたいとおっしゃった若い職員さんに、管理職によって悪影響が及ぼされるという恐れすらございます。

ですから、まずは、特別職や管理職が最も基本的な職員研修を受講し、公務員が何をしなければならないか、何をしてはならないか、あるいは、公務員以前の問題で、人としてやってはいけない犯罪や懲戒も含めて研修する、そこからしか当町行政の正常化は始まらないと思います。

また、多忙により職員研修が不足しているという御意見を職場内部からよく聞きます。その理由の一つに業務多忙があるとの声がありますが、業務多忙によって研修が受けられないのであれば事務能力低下の悪循環に陥るのであり、行政正常化の最も基本的な対策として研修の優先的な実施というものが必要だと思いますが、これは改めていかがでしょうか。

また、効果を公表しないのであれば、研修の復命書を公開してはいかがでしょうか。復命書は、当然、公開が原則の文書と思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

大刀洗町では、どこの市町村でも同じだと思いますけれども、職員採用してから、震災研修、あるいはそれぞれの職階に応じて、階層別研修等を職員研修所等で受講してきているものと認識してございます。当然、研修っていうのは必要なことですし、基本的なことは採用時点からきちんと研修をしてきていると。階層別研修等で、その節目節目でまたそれを再度確認をするというふうにしてきているんだろうと思っております。

また、研修に取り組む姿勢っていうのは、議員が御指摘のとおり、それは業務が忙しいっていうのがあるんですけども、そこは、なるべく職場内で配慮をしながら、必要な研修にきちんと受講できるようにする。そういう職場づくりをするっていうのが大事であるということは、私自身そういうふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうふうに必要な研修を優先して受講できる、それから研修の

抜本的強化を図る環境づくり、それは町長の御責任ですよね。それでよろしいですか。御責任ですね。

そうであれば、現状、例えば忙しくて受けられないとか、研修の数が足りない、基本的な事項が入っていないということをまず正面から認識して、そこを抜本的充実を図る、優先して研修が受けられる、基本的研修が受けられる職場の環境づくりを町長に今後も求めていきたいと思います。

それから先ほど申し上げました復命書は、公開は原則でありますので、こうした復命書についても今後公開して、研修の実態がどうなのか、効果がどうなのかというのを広く住民や議会に問い合わせることも私は今後必要だと思います。それは提案しておきたいと思います。

④です。これも昨日、白根議員が提起なされましたとの同様であります。

処分された方や不利益に変更を受けた職員にとっても自分の処分された経緯が分からぬといふのは大変な問題であります。そうであれば、きちんと経緯の記録を取るよう制度を改めるべきだと思います。で、昨日の答弁でも今日の答弁でも、「記録することを指導してまいる」との答弁でしたが、根拠のない指導では意味がありません。議事録を残す、会議や事案を定めて大刀洗町文書取扱規程などの例規に追加し、明文化して義務化すべきではありませんか。その具体化はどうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます、中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

その部分は、まず精査をさせてもらって、どのような会議なり協議会の記録が議員が今言われたような例規に載せるべきもののかっていうのは、そこは整理した上で考えたいと思います。基本的には、重要な案件については、先ほども答弁しましたとおり、簡易的な記録を各担当課において残すような取組を指導してまいりたいと考えてございます。

今どうしても、いろんな協議記録についても、例えば、国や県に研修派遣をした職員は非常に詳細に微に入り細に残す職員もおりますけれども、そうでない職員も多々ございますので、じやあどの部分の協議事項についてどこまで残すべきなのかという部分ありますけれども、少なくとも重要な協議事項なり、重要な会議等については簡易的な記録を残すよう指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 重ねて申し上げますが、「指導してまいる」では、もう何の意味もなさないんだと思います。きちんとそれをルール化しないと、「これと、これと、これについては、このような記録を残しなさい」ということをなさないと、「指導してまいる」では、またその、「指導しましたけど、記録できませんでした、どういう経過か分かりませんけど」、またそ

れが出てくる。それって町長の責任ですよね。だから町長の責任でしっかりとここを明文化してください。で、それをいつまでにやるのかまたお聞きしますので、直ちに取り組んでいただきたいと思います。

④です。これも他の複数の議員も質問いたしました。

職員数が不足していること、人事評価の質など大きな問題のようにお見受けいたします。まずは、法律に定められた業務を優先に実施すること、そして、その部門が適切な人事評価を行われるよう、特に目標設定や達成指標の評価を含めて制度の見直しを図るべきだと思います。これは、また後日改めて質問させていただきたいと思います。

④です。これも他の議員がお聞きになりました。私も全く同感です。

とりわけ白根議員が御質問なさったように、公益通報によって、公益通報の効果が内部監査機能の強化や組織の自浄作用、法令遵守の確保につながるという意義は現在の大刀洗町行政にとって最も必要と思います。

私は、この3か月前の議会でも同様のことを質問しました。その際の答弁は、「今後、近隣自治体の状況を含めて調査検討してまいりたい」との答弁でありました。この3か月間でどう調査検討なさいましたか。昨日も他議員の質問について、「検討する」との御答弁でしたが、いつまでに検討し結論を出すものかお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 公益通報制度の調査でございますけれども、昨日、白根議員のほうがおっしゃったとおり、県内では37自治体が通報制度を行っているという旨のありましたので、その近辺のその情報等の収集等を行っておりますけど、個別の細かいところまで規則なり要綱とか、どうなっているものかまでについてはちょっとまだ調査できておりませんので、この調査につきましても引き続き総務課のほうで進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 百条委員会も引き続き調査を続けるべきものと思いますが、あまり時間ないものだと御認識ください。行政にとって正常化のための時間というのは非常に限られているというふうに御認識いただければと思います。

特に、百条委員会の立上げ後、行政内部からも、実は私も今の行政はおかしいと思っていると、「おかしい」が言い出せない雰囲気。言っても途中の幹部で話が止められて、上に行かないなどの御意見を多くいただくようになりました。それは日増しに増えています。

広域通報制度、内部通報制度によって、こうした都合の悪い通報も少なからずあるかもしれません。しかし、現在の町行政にはそれこそが必要であります。早く整備してください。

町長が、内部監査機能の強化や組織の自浄作用におおよそ手がついていないからこそこのようないいな不適切な事務が続けられているのではないかでしょうか。その手がかりをつかむためにも直ちに着手をお願いいたします。

次です。④と⑦では連動しています。一体のものです。

現在の行政の不正や歪みが何によって始まり拡大してきたのか、ある意味私はシンプルだと思います。2014年に始まった地方創生の中で、やる気のある自治体には金を出すなどといって鳴り物入りで始まりましたが、実際には効果も目的も定かではない。さらには、地方自治法や地方公務員法にも抵触しかねない不透明な事業や、民間参入がもてはやされ、当町でも地方創生や関連イベントに関する予算、人員が拡大されました。その反面、最も基本的な法律に基づく総務・法務部門が軽視され、あるいは意図的に縮小され、法律に基づく事務や公金の適正な取扱い、記録や証拠の保存といった最も重要な要素が成り立たなくなってきたのではないかでしょうか。

現在の職員配置や予算配分を見てもそれは明らかではないでしょうか。この十数年間の流れについて、そのような御認識はありますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず国策として、地方創生なりいろんな交付金なり、補助金等に基づいた各種事業が展開されてきたというのはおっしゃるとおりだろうと思います。また、当町におきましてもそういう交付金であったり、補助金を獲得しながらいろいろな取組を進めてきたところでございます。

その中で、総務部門が、あるいは、その法執行に基づく部門を意図的に縮小したっていうふうな認識はございません。それぞれの所掌業務の中で、日々一生懸命、職員の皆さん職務に従事していただいておりますし、その中で、限られた人員の中でそれぞれの業務に取り組んでいただいているものと認識しております。

総務部門、あるいは、その法執行部門をなんか軽視しているかのような御質問でございますけれども、そういう考えは一切ございません。当然、そういう法に基づいてしていく部分というのは行政の基礎でもございますし、その部分についても、昨今、本当に法改正も含めていろいろ事業量が増加しておりますし、複雑化、多様化する行政ニーズの中で丁寧な法執行が求められてございます。ですから、そこについては必要な人員なり、予算を当然充ててこれまでやってきたところでございますし、今後ともやっていきたいと思ってございます。

総論で言えば、個々の場面において、例えば、特定の課の執行体制を確保するために総務課の職員が異動したとかいうケースはそれは当然ございますけれども、思いとしてはそういうことでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この時期、日本全体の行政というのは非常にゆがんできたと思うんですよ。まあ一つで言うと、安倍内閣が法律や憲法を無視して法律をゆがめる、証拠を廃棄する、改ざんする。こういうものが、やっぱり国を先頭に日本全体にはびこってきた。その中で頑張ってきた実態もあるけど、そういうものに乗せられてそういう間違った雰囲気が正しいものだというようなゆがんだ認識をもって、これまでの法律に基づく、こうも格好悪いとか、ダサいとかいうような雰囲気が醸成され、何か、私は砂上の楼閣と言っていますが、他の職員さんも張りぼてとか、ふわふわしたものとかいろんな御意見がございます。

そういう実態のないものが祭り上げられて、一番土台の部分が崩されていったと。それはもう十何年来のやっぱり見た——私も一番長いものやってきて——そういうものが前町政から、それから国策の下でゆがめられてきたと思います。だから、これからの中はこの十数年間のゆがみを厳しく反省し、是正する時期にあるものだと思います。

で、本当に人が足りないんであれば、不要不急の事業を、こうした必ずしも法律では必要でないものを事業を凍結、縮小し、法律に基づく事業に必要な分野に人を配置すると。これは極めて当然の対応だと思います、この後ろ2つですね。その思い切った政策転換というのを今後求めていきたいと思います。

また、本当に人が足りない、専門的知見が足りないならば、法律的な専門家それから会計に関する専門家、これに対する外部委託や第三者委員会の設置などで正常化を図ることも可能と思いますが、こうした知見の活用などはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

例えば、法的な部分で外部の専門的な知見をというのは、それはおっしゃるとおりでございます。これまで法改正に伴う部分でございますとかについては、いろいろな委託をしている——すみません、違っていたら補足説明を担当課からお願いをしたいんですけども——例えば、ぎょうせいさんであるとか、クレステックさんとかですね、いろんなそういう行政の地方実務を担っているところからアドバイスなり情報提供をいただきながら、条例改正、あるいは、それぞれの事業に取り組んできたところでございます。これは、今後ともそのように取り組んでまいりますし、議員がおっしゃるように、そういうどうしてもその小っちゃな自治体の中で法的部分が弱い部分があろうかと思いますので、そういう外部の専門家に伴走支援していただけるような部分がほかにあるんであれば、そこはほかの自治体の事例を参考にするなり、特に小規模自治体の事例を参考にしながら、今後ともそういう法部門の強化には取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういう専門家や第三者委員会の設置も、どうしても私は現状においては必要だと思います。よろしくお願ひします。

大きな1点目終わります。

大きな2点目です。少し具体的にお聞きします。

第1点に大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の運営方法はどのようなもので、それは妥当なものでしょうか。町長の見解はいかがでしょうか。また、手数料徴収の根拠はいかがでしょうか。

2点目、町の人事について、職員を一定の年数ごとに異動させる理由は何でしょうか。また、それが適用されていないケースがあるとすればその理由は何でしょうか。さらには、そのような例外が不正常な経理や事業運営が発生する原因となっていないでしょうか。

3点目、職員の文書偽造問題について、12月定例会で町の対応を質問しましたが「ほかにはないと思う」「調査は行われたと思う」旨の答弁がありました。しかし議会による調査では、同一人物による複数の疑惑が明らかになりつつあります。追加の調査をしなかった理由は何でしょうか。また、同様の不祥事が封印された場合、町長及び教育長の身の振り方を問います。

（4）安丸町政の継承発展とは、具体的に何を継承発展するものでしょうか、お聞かせください。

以上4点、答弁お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の不正常に係る諸課題について答弁をいたします。

まず1点目の大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の運営方法についての見解と手数料徴収の根拠についてでございますが、大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）につきましては、平成22年度に緊急雇用創出事業を活用し、町が町内の求職者を販路拡大員として雇用して、大刀洗町のPRと農産物等の特産品の販売に取り組むことを通じて、高齢者の皆様が生きがいを持って農作業などに従事していただくことを目的に開始したものでございまして、当初は筑前町の大刀洗平和記念館や大分自動車道の井上パーキングエリアなどで、大刀洗町のPRと農産物や手芸品等の販売に取り組むとともに、町内特産品の開発や販路調査、販売促進に取り組んでいただいてきたところでございます。

この際、出店に際しまして駐車場代や出店料、販売に伴う消耗品等が必要になることから、出店者の皆様とも協議をして販売代金の1割をそれらの諸費用に充てることとしたものと認識しております。この点、議会の決算特別委員会の審議におきましてもさくら市場の販売代金に関しまして、さくら市場の通帳で収支の出し入れを管理し、残額を年度末に雑入として一般会計に繰

り入れる取扱いについて、手数料は手数料として載せて、使った分を支出で計上する会計処理に変更できないのかとの御指摘があり、一回一回入金出金で処理することは事務の性質上多量であり、困難であるので、今後もこれまでどおりの方針でやっていきたい旨を御説明して、これまで決算の認定をいただいてきたものと認識をしてございます。なお、先ほども答弁をいたしましたとおり、「かてて」（旧さくら市場）につきましては、内部規程に不備に当たる点もございましたので、早急に必要な規程の整備をしてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の町の人事についてでございますが、人事異動につきましては、職員一人一人の能力開発やキャリア形成、やりがいにつなげる人材育成の観点と、職場の執行体制の確保の観点の両面を総合的に勘案しながら実施をいたしているところでございます。その際、土木技術職や建築技術職、保健師、福祉職、文化財学芸員等の専門技術職につきましては同じ課での勤務が長くなりますが、一般行政職については、通常は3年から5年程度を基本に人事異動をしているところでございます。

この点、一般行政職にあっても職場の執行体制確保の観点から、同一の課に長く在籍する場合もございますが、基本的には、一般行政職は、若いうちはいろいろな部署を経験させることで職員の能力開発やキャリア形成に取り組むとともに、ベテランの職員にあっては、その職員がゼネラリスト向きなのか、あるいは、税であるとか福祉であるとか一定の専門領域のスペシャリスト向きなのかといった観点も考慮の上、人事異動を実施をしているところでございます。

次に、3点目の追加調査しなかった理由と、同様の不祥事が確認された場合の身の振り方についてでございますが、当該職員に過去に類似の行為や懲戒処分がなかったことを踏まえ、職員の証言を信用したものであり、その後の会計課の調査を通じて疑問点が生じておりますが、当該職員が一連の議会とのやり取りの中で精神的に追い詰められ病休に入ったため、追加の事情聴取ができていないところでございます。これにつきましては、職員が病休から復職後に改めて事情聴取を実施し、必要な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

12月議会でも答弁いたしましたとおり、このような事態を招き町長として責任を痛感してございます。これまでも職員に対しまして信用失墜行為の禁止や法令等の遵守など、コンプライアンスの厳守や綱紀の厳正な保持について周知徹底してきたところですが、今後とも必要な研修の実施を含め、職員の指導監督に務めるとともに、今回の事案の原因究明や再発防止、必要な規程の見直しに取り組んでまいります。あわせて、職員が安心して働くよう、各種ハラスメント対策の強化や相談体制への充実、風通しのよい職場環境の整備などにも取り組んでまいりたいと考えてございまして、現時点で私の身の振り方について特に考えはございません。

次に、4点目の安丸町生の継承と発展についてでございますが、大刀洗町は安丸町政3期12年間で地方債残高を41億円縮減する一方、基金を14億円積み増しするなど財政の健全化

を図るとともに、日本全体で人口減少と少子高齢化が進展する中、減少傾向にあった大刀洗町の人口や子供の数は増加に転じ、新しい事業にも挑戦する職員も増加をしてございます。

このため、子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりをはじめ、これまでの安丸町政の政策を継承し、よい政策はどんどん伸ばし、改善が必要な政策は改善を繰り返すとともに、大刀洗町の10年後20年後の未来を見据え、防災力の強化や交通弱者対策など新たな政策にも地域の皆様と一緒に考え、取り組んでいるところでございます。

教育委員会所管分につきましては、教育長から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平山議員御質問の職員文書自作問題で追加調査をしなかった理由等について答弁させていただきます。

まず、追加調査をしなかった理由についてですが、これは12月の議会の答弁と重なりますが、さらなる調査について理由を問われましたので、私のほうから審査委員会の答申がなされる審議の中で、当該職員に過去に懲戒や類似の行為がなかったこと等から、過去に関する調査もなされたと考え、当該職員が関与した他の文書及び過去の文書に関して「偽造や改ざんはなかったと理解している」と答弁したところです。

私としては、大刀洗町分限懲戒審査委員会での審議決定を尊重すべきだと考えているからでございます。しかし、議員が御指摘されました十分でない点については、教育委員会内でも真摯に受け止め、取り組んでいきたいと考えているところです。

同様の不祥事が確認された場合、教育長としての身の振り方についてですが、議員御指摘の宿泊証明の自作問題については本当に重ねておわび申し上げたいと思います。私としては1期3年間ですが、様々な事業に挑戦し、教育委員会職員で学校教職員の協力を得ながら取り組ませていただきました。また、不祥事を防ぐためにも全力を尽くしてまいりました。

教育委員会を含め学校現場の職員は、誰もが服務の厳守に努め、不祥事、ミスのないよう職務に当たって取り組んでいると信じていますが、現実には全ての不祥事、ミスを完全に防ぐことは難しいことも事実でございます。だからといって防止策を怠るわけにはいきませんので、教育長としては限りなくゼロに近づけるためにさらにコンプライアンス意識の向上、内部監査、点検の徹底、職員間の信頼関係構築等、対策を講じることが重要だと考えているところです。

さらに申し上げますならば、現在、議会において百条委員会が開催され、調査が行われています。新たな事実が出てきた場合には、百条委員会ではその事実が至った背景や理由を慎重に分析評価され、報告書が作成されると思います。その中には何らかの提言もあるかと思いますので、それを受け、教育委員会として可能な対応があれば、ぜひ考えていきたいというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次、再質問します。

まず1点目です。何か議会から提案したからやっているという御回答でしたけど、ちょっと仮に議員が全員で何らかの提案をしたとしても、それは当然行政が法的な確認をした上で、議員から提案があったけれどもそれは法律に合致しない、不適合なので実施できないというふうに判断するのが行政の仕事だと思いますが、そこは議員の責任になるんでしょうか。

結局、制度立てつけを実施してきたというのは、それは町長の責任ではないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

私としては、議員の提案で、議員の責任でこういうふうな取り扱いになっているというふうな答弁をしたつもりはございません。ただ、過程というのが、当初から、そういう町が町内の求職者を販売員として雇用して、町のPRや特産品の販売に取り組むということで、高齢者の皆様の生きがいづくりとして始めたものだというふうに認識しております、その中で始める際に、これ議員のほうから言わされたわけではなくて、出品者の皆様と必要な経費があるので協議の中で1割の手数料を取って、それを出店に必要な諸費用に充てるということでこれまでやってきた経緯がございます。で、そのやり方について議会の決算委員会の中で、改めるべきではないかというふうな議員のほうからの御指摘がありました。ただ、それはなかなか難しいんだということを御答弁をして、これまで決算認定をいただいてきているものと認識しています、ということを答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 既に平成29年の時点の質疑では、「別通帳で自由に出し、監査も受けないのは問題である」と、「改善を求める」と指摘も受けながら多分これについては何らの対応もしていないんじゃないでしょうか。

何かについて、議員から、議会の承認いただいたという意図が見え隠れしていますが、当初から申し上げているように、事業開始当初の制度設計が適用されていないのであれば町の責任であります。今後も百条で調査が続くと思います。

それから調査の中で、地域振興から提出された「かてて」に関する収入、支出の命令書には、課長、係長、会員の印鑑が押してありますが、なぜか既案年月日と決済年月日が全く記載されていません。このような命令書が大量にあります。証人になぜ全く日付が記入されていないのか理由を尋ねましたら、「百条委員会から資料提出の要求があったので、それを受けこれらの命令書を作成しました」との証言でした。このような行為も法に触れるのではないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

まず、議員が御照会いただきました平成29年の9月の決算特別委員会において、当時の安丸委員長のほうからさくら市場の手数料収入の処理の仕方について、今後改善の余地があるのではないかというふうなお話がございました。その後の審議の中で、先ほど言いましたとおり、その後、花等当時の議員のほうから、「附帯意見に加えようという話だったけれども、そうするほどのことでもないと思うので、来年からそういう会計処理をしていただければいいと思うがいかがか」っていうふうな御発言があり、当時の地域振興課長、重松課長のほうから、「なかなかそれが難しいので、これまでどおりでやらせていただきたい」というふうな答弁をし、で、そのまま決算認定をいただいたものだというふうに私自身は認識してございます。

また、「かてて」の分で、支出証拠書類等で不備な面があったというふうな御指摘であろうと思います。不備な点については、今後適切な処理になるように改善をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） およそ議員から見ても信じ難いことが次々と明らかになり、私たち委員や傍聴人はしばしば絶句しています。

この点でも、町長は委員会の中間報告を待つ場合ではないと思います。リアルタイムで百条で何が行われているのか、行政が何を行っているのかを町長は責任者として直ちに把握するべき事案であろうと思います。

2点目の人事についてですが、どのような資料を見てもこの一定期間の人事異動というのは、まずは不正や癒着の防止ということが必ず挙げられていますが、ただいまの答弁にはそれがありませんでした。恐らく、意図的にそれを発言なさらなかつたんだと思います。これについては、不適切な事務処理が十数年にも当たり継続してきたと思われること、それが特定の間に集中して発生するとなれば、その人事に問題がないのか考えるのは住民としてごく当たり前のことであります。それが税金の不適切な取扱いに関係しているとなれば当然のことです。

先日の予算委員会でも、特定の事業者との癒着を疑われるような発言や、公平な参加の機会を保障していないなど、およそ税金で行うべきでないような実態が明らかになっています。これらも早急に改善を求めます。不適合であれば4月1日からの執行は中止を強く求めます。

3点目です。前回の質問で、旅費の支給に関することは、旅費の支給に関する留意点ですね。添付書類の緩和、これが宿泊証明書の偽造とほぼ時期を同じくして緩和されたというところまでは申し上げました。それを誰が言い出したのか、百条委員会で当時の総務課長にただしましたところ、この添付書類の緩和を言い出したのは当時の生涯学習課長だと証言しました。つまり、宿

泊証明書を偽造した人物がさらに規程の緩和を主張し、それを受けた時の総務課長はその発言のみに基づいて議事録も決裁のないまま重要な規程が改変され、おまけに会計の責任者もその改変を知らない、ないない尽くしです。一体、この町の行政ではなぜこのようなことが起きるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今言われた旅費の留意点の分だと思いますけれども、それについては庁議において、職員のほうから改正の提案があり、庁議の中で審議をしたものだと思ってございます。その中で、私のほうもその際の庁議の席だったのか、その後の財政との協議の中だったのかは明確に覚えてございませんけれども、今、宿泊に伴う証拠書類として領収書と宿泊証明書の両方を添付するような取扱いになっているようでございましたので、そこは証拠書類が二重になっておりますので、事務の簡素化の観点からは1つでいいんではないかと。基本的には、精算に当たっては領収書があればいいんではないかというふうなお話をしたところでございます。

基本的には、宿泊に伴う旅費というのは、条例上は——これは国に準じてつくっているから、あれなんですかとも——宿泊費については定額支給でございまして、仮に1万円のとこに泊まつても、5,000円のとこに泊まつても定額で支給するっていうことが、これは国もほかの自治体も含めてルールとなってございます。その中で、添付書類について何が必要なのかっていうところが、会計課のほうから財政のほうにたびたびそういう疑問が出されたので、ここの旅費の取扱いについてっていうのは当初は全然定められていなかったんですけども、恐らく数年前に会計課からの求めに応じて、財政のほうでお示しをして、またそれについて必要な改正なり疑義が職員から出された場合については、庁議等で協議をした上で改正をしてきたんじゃないかなっていうふうに私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 実務じゃなくてプロセスの問題なんですよ。結局、ただ意見について決定もしていない、決裁もしていない、連名者も承知していない、もうないない尽くしですよ。だから最初に申し上げた、これもできていない、あれもできていない、9つぐらい言いました。結局、全部できていないからこんなことになっちゃうんですよ。

それで、これも公文書、旅費規程を勝手に改ざんした。決裁文書を勝手に決裁した。これはもう公文書偽造などの職法議案で懲戒対象になると思います。今後、調査していただきたいと思います。

るる述べてまいりました。初日、町長は「日々役場の職員がいなければ一步も前に進みません。職員が安心して働ける職場環境は必要です」とおっしゃいました。全く私も同感です。職員の皆

さんが、法律に基づき住民福祉の向上のため誠実に業務に当たる行政運営を実現することが多くの議員の願いでもあり、その立場で百条委員会も調査に当たっています。

また、町長が百条委員会の調査について、若い職員に対する心理的負担や心痛めるケースなども例示なさいました。しかし、実際はどうでしょうか。これまで調査や証言で明らかになったところでは、管理職である課長が部下の書類までも偽造して、自らの不正に他の職員を巻き込んだと思われるケースや、若い職員を不適切な事務に従事させ、その職員はそのような事務に関わったことを後々まで後悔するような証言がなされています。「当時は疑問にも思わずやっていったが、その後、他の課に異動になり、当時のやり方が当たり前ではないということに初めて気がついた」と、後悔の念を込めた証言がありました。大変重い証言であります。

このように将来のある若い職員に不適切な事務をさせ、当人のキャリアを傷つけ、深い後悔の念を発言せざるを得ないことをさせているのはどなたですか。また、部下を自らの不正に巻き込んで、議会から疑惑を持たれ委員会に召喚されるような原因をおつくりになっているのはどなたでしょうか。あなたと一部の管理職ではありませんか。将来のある若い職員のキャリアを傷つけているのは誰なのか、初日の町長の言葉はそっくりそのまま町長にお返ししたい。

仮に町長が退職してもそれで済む話ではありません。一生反省していただきたい。

述べましたように、安丸町政の途中から地方創生管理の不透明な事業が肥大し、一方で公務の基本は軽視され、そのゆがみの矛盾が噴出しています。我々から見てどうしても安丸町政の継承発展は、発展とは法に基づかない事業や公金の不適切取り扱い、一部管理職の不正拡大など、安丸町政のゆがんだ行政の継承発展としか見えません。そうではありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げました、答弁したとおりでございますけれども、安丸町政の中でいろいろ人口減少であったり、財政の健全化なり進んできたところもございます。それについては継承し、そしてよい政策はどんどん伸ばし、改善が必要なところは改善をしていくんだと。そういうことをやる中で、よりよい大刀洗町を目指してまいりたいと考えてございます。

○議員（7番 平山 賢治） 終わります。

○議長（高橋 直也） これで平山賢治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時30分から再開いたします。

休憩 午後0時00分

.....

再開 午後1時30分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願ひいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. ごみ処分に関する課題等について
2. 大堰校区内主要事業の進捗状況について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬繁隆でございます。ただいま、議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

今回、私は2問の質問を予定していますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず1問目ですが、ごみ処分に関する諸課題についてでございます。

1970年に制定されました、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般的には廃棄物処理法と言っていますが、その法を中心に、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指して、我が国の今日の廃棄物行政は進められているというふうに聞いておるところでございます。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動が定着した結果、大量に発生し続ける廃棄物に関わる諸課題に対応するため、資源消費の抑制と環境負荷の低減が図られる循環型社会の形成が強く求められ、2000年には、循環型社会形成推進基本法というものが制定をされて、そのほかにもリサイクル関連法などが制定をされております。今や廃棄物行政を取り巻く状況というのは非常に複雑、多様化しております、多様化の一途をたどっているのが現状ではないかというふうに考えております。

そこで、本町の廃棄物処理についてお伺いをいたします。

まず1問目ですが、第5次基本計画に掲げる循環型社会、環境保全型社会の推進について、各施策の推進状況を問うものでございます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、これまでにごみ減量・分別について、多くの施策に取り組んできたと考えますが、その主な政策と、その成果をどういうふうに評価をされているのか、また新たな課題となつことは何でしょうか。

2点目は、成果指標として、1人当たりの年間ごみ排出量を25.2トンから24.9トンに減量すること、もう一つは、リサイクル率を26.6%から28.7%に引き上げること、この2つの成果指標が掲げられていますが、現在及び最終年度、いわゆる2028年度、令和10年度ですね、での達成見込みはどうでしょうか。

3点目は、今後、住民要望や新たな課題に対し、循環型社会の推進にどう取り組むのか、所信をお伺いします。

以上3点でございます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問のごみ処分に関する課題等について答弁をいたします。

第5次基本計画に掲げる循環型社会、環境保全型社会の推進状況についての御質問でございます。

まず、これまで取り組んできた主な施策と成果及び課題についてでございますが、大刀洗町では、ごみの減量化やリサイクル意識の向上に向け、平成29年度からは、資源ごみ袋の値下げ、平成30年度からは、独居高齢者等見守り収集事業や、年4回の臨時集積場の設置、令和元年度からは、外国人向けごみの出し方の作成や役場での廃プラスチックの回収、令和2年度からは、小中学校に生ごみ処理機を設置し、令和3年度からは、小中学校の牛乳パックの回収、また本郷のふれあいセンターにおきまして、生ごみを液肥化する装置と資源回収ボックスを設置した社会実験を開始し、令和4年度からは、この資源回収ステーションを大堰交流センター、南部コミュニティセンター、就業改善センターに広げ、本年度からは役場において小型家電のリサイクルを開始するとともに、北鵜木公民館でも資源回収ボックスの試験運用を開始するなど、ごみの問題にこれまで取り組んできたところでございます。

成果としましては、住民の皆様の燃えるごみの原料への意識の変化や、ごみや環境への関心の高まりが挙げられます。

課題としましては、外国人の方を含め、各事業及び資源分別の住民の皆様へのさらなる周知徹底や、紙おむつや廃プラスチック製品のリサイクルの確立などが挙げられます。

次に、1人当たり年間ごみ排出量、リサイクル率の達成状況についてでございますが、廃棄物実態調査によれば、PTAの皆様による集団回収や、町から直接リサイクルとして、エフピコや紙源センターに持ち込んでいる資源ごみと、サン・ポートに搬入したごみを合わせた、令和5年度の1人当たり年間ごみ排出量は261キログラムで、前年比プラス1キログラムの増となってございます。

一方で、来年度のサン・ポートの負担金の算定基礎となります、令和5年11月から令和6年10月の間にサン・ポートに搬入した1人当たり年間ごみ排出量は230キログラムで、前年比マイナスの4キログラムとなってございます。

また、廃棄物実態調査によれば、令和5年度のリサイクル率は25.3%で、前年比マイナス0.5%となってございますが、これは社会情勢の変化に伴い、新聞や雑誌、いわゆる、これまでリサイクルの中で大きな比重を占めてきたものの取扱量の減少が影響しているものと考えてございます。

このため、議員から御質問がありました、最終年度の達成見込みというのは、まだ正直なところ、どのくらいになるかというのは見込めていない状況ではございますけれども、この成果指標の達成に向けて、これからも努力してまいりたいと考えてございます。

次に、今後の所信についてでございますが、循環型社会、環境保全型社会の推進に当たっては、例えば、生ごみの削減では、生ごみの多くを占める水分を取り除くことが効果的であり、生ごみを出す際には十分な水切りをしていただくなど、住民の皆様一人一人が、ごみの減量化やリサイクルを自分事として取り組んでいただくことが重要でございます。

このため、今後とも、ごみの減量化や3Rの推進に対する意識の醸成に向け、広報・啓発に取り組むとともに、紙おむつや廃プラスチック製品のリサイクルの出口の確立など、より一層のリデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 取り組んでこられた施策等については、いろんなものに新しく取り組まれたりして、それなりの成果は上がっているんじゃないかなと思うんですよね。

私も初めて、ごみはあんまり詳しくないものですから、ちょっと廃棄物法というのを斜め読みさせていただいたんですけど、その中で初めて知ったのは、今も答弁がありましたけど、いわゆる国とか県の責務を明確、それと市町村、市町村の責務がきちんとされているんですよね。それともう一つは、住民の責務、いわゆる市町村の施策に対する協力義務というか、そういうのが明確に書かれている。だから、ごみを減量したり分別したりするのは、基本的には、自分事だという考え方だろうと思うんですね。だから、そういう観点では、やっぱりいろんな面でもう少し、そういうごみに対する住民意識の高まりを増やしていく必要があるのかなと思いながら、この問題をいろいろ考えてみました。

その中で、先ほど申しましたように、廃棄物法の第6条の第1項で、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないというような規定がございます。当然、これはもう、そういう規定をつくってあると思うんですが、これはいつ頃つくられたか、ちょっと分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。分からなければ分からぬで。答弁を求めます。矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） その件に関しましては、ちょっと、いつ頃かというのが、今、分からぬ状態です。すみません。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません。なぜこういうことを聞くのかといったら、いわゆるごみの行政に携わるものは、先ほど言いましたように、この廃棄物法が基本なんですね。これ

からいろいろな、リサイクルとかいろんなものが発生してきている。これ、実は、平成30年、いわゆる令和元年より1つ前やから、そして、たしかこの、何ですか、第5次基本計画、これは令和元年だったと思います。だから、大体同じぐらいの時期に策定されて、実は平成6年の3月に策定されています。

御存じだと思ったから、あえて言わなかつたんですけど、これはどこでつくっているかといつたら、サン・ポートです。ごみに関するいろんなものは、先ほどもちょっと答弁がありましたように、サン・ポートに持ち込んで、その持込み量によって、あとでまた質問しますけど、その処理量を考えたりしながら、推測しながら、施設の規模とか、そういうものを考えていくんですね。だから、それとかいろんな施策を打つときに、大刀洗町だけではリサイクルとか、そういうのはできないと思うんですよね。だから、そういう意味で、サン・ポートは関係市町と協議して、これ、策定されておると思うんですよ。もう策定から5年以上たっていますので、改定されて10年とか15年とかいう計画期間で、法律の中にはきっちと5項目を決めなさいと書いてあるんですよね。当然、そういうものをつくられて、行政をやってあるのかなというふうに思ったもんですから。それが、ちょっと持ってきていませんと言われたら質問のしようがない、申し訳ないんですけど。

要は、そこに、今、お答えいただいた、一つは、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、これをきっちと明確にしなさいとなっているんですよ。だから、例えば、10年計画でしようとしたら、5年ごとぐらいに見直していくというのが一般的になっているみたいですから、そういうのと、今の総合計画ですか、その数字がきっちと整合しているかどうかというのもちょっとよく分かんないんですよね。

それと、決算の資料なんか見たら、1人当たりのごみの発生量といいますか、今、何キログラムとおっしゃいました、1日、多分、あれ年間だと思います。1人当たり年間どんだけ排出しよんのかとかいう、そういうものをきっちと決めていきなさいと、一つの目標を持って決めなさいというふうになっているんですよね。

だから、そういうことをやっぱり、行政ももちろんそうなんんですけど、住民の方々に目標値を示さないと、努力のしようがないというか、自分は大体こういう、むしろ、例えば、極端に言えば、1日10グラムずつでもいいから減らそうとか、例えば、ごみ行政の中で水切りネット、これも安いもんですから、水切りネットを配布しますよといって水分を十分に落として、そして生ごみを出してくださいとか、小さな施策かも分からぬいけど、それが集まればまた大きなものになりますので、そういうことを考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

後でもいいから読んどってください。ホームページに書いてあるかと思ったら、ホームページにないんですよね。ホームページにはあるとか。サン・ポートで、みんな、関係市町が協力して

つくっています。そして、例えば、甘木、甘木・朝倉というか、朝倉市はどういう目標を持っているとか、それぞれの構成団体ごとにきちっと、法で決められた項目事項については、その考え方とか、数字であれば数字が明確に書かれていますので、それをもう一回、ちょっと読んどっていただきたいと思います。

そして、ごみ行政には入っていただかないと、いわゆるバイブルがないみたいな感じになりますので、それをぜひともお願いしたいと思います。

ちょっと質問が続かなくなつてはおりますけど、感覚でいいですから、じゃあ、ごみの量、排出するごみの量、これはどういう推移をたどっているか分かります。何キログラムとかじゃなくて、もういいですから。それも分からんな。

○議長（高橋 直也） 答弁できますか。矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） ちょっと私、今のところ、そこまで考えたことがなかったので、ちょっと今、分かりません。

○議員（11番 野瀬 繁隆） これは決算資料ですよ。決算資料の令和5年度とか見ていただくと、今、タブレットに入つておるかどうか分かりませんけど、これにずっと令和元年度から1人当たりのごみの排出量が書いてあります。これを見ると、令和2年度をピークに、あと、ずっと減少しています。ごみ全体もそういう流れになっています。いろんな本、本というか、ごみ処分に関するものを読んだりすれば、やっぱりそういう行政のごみの減量化への取組とか、個人のごみの処分に関する意識の高まり、そういうものがやっぱりあるのかなと背景には思つていて、そこをちょっと言ってほしかったんだけど、それがないということであれば、何を質問しようかな。

それでは、新たな課題として、身近な話、ちょっと私、大変申し訳ないけど、12月に手術して入院しとったときに、紙おむつに大変お世話になったんですよ。それで、看護師さんに、これ高いんでしょうと聞いたら、高いですと、結構高いんですよね。これが使い回しというか、昔のおむつみたいに洗つて使えればいいんだけど、もう、これ、ぱっと回収してもらつてはいるんですよねという話で、何か再生できんのかなという感じをちょっと受けて、今、町長答弁の中でも、紙おむつのリサイクルをというお話が課題として出たんだろうと思います。これ紙おむつは今はどういうふうに、一般の燃えるごみとして出してあるんでしょうかね。そこは分かると思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） もう一度、御質問よろしいですか。ちょっと聞いていませんでした。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、ちょっと言葉もリハビリ中でございますので、なか

なか伝わりにくいかも分かりません。紙おむつを、これは今から、私たちみたいな高齢者ももちろん必要になってきますし、赤ちゃん、子供ですね、の人たちもやっぱり紙おむつを使っていますから、それを処分してあると思うんですよ。今現在は、燃えるごみの袋に入れて出してあるんじゃないかなと思うんだけど、外から見たら見えるんですよね、割と透明ですから。だから、それを今どういうふうに処理してあるのかというのを知りたい、ですが。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） おむつにつきましては、おむつ専用の袋が1つあります。それで出していただくというのが今やっている方式です。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） その回収とか、最終的にどういう処分をされているか御存じですかね。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 今は燃えるごみに出しておるところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ということは、回収業者とすれば三輪産業さんが回収して、サン・ポートを持って行って、焼却処分をしているということでいいんですかね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません。そういう、紙おむつを再利用するというか、処分するというのは、例えば、大木町が物すごくごみの分別が進んでいるんですよね。そしたら、あそこは紙おむつの専用ボックスを90何か所か置いていると思います。回収をして、それを再生業者、誰でもできんとですけど、何か認可を受けた方だろうと思うんですが、そういうところに持って行って、有料なのか無料なのか分かりませんけど、そこで再生しているんですよね。原料そのものは物すごいいいパルプを使っていますので、製品としては非常にいいんじゃないかなと。

だから、そういうことを、何かこう今からの課題として検討していくことはないのか。しかも、大刀洗だけでは、多分、あまりにも数が限られますので、サン・ポートの圏域、構成団体でどうしようかとか、そういうことを、やっぱり取り組むべきだというふうに私は思うんですよ。そのために、そういう、先ほどの計画も、サン・ポートの構成団体でつくったんだろうと思うんです。

だから、そういう、それぞれの構成団体の自治体だけでは、なかなか収集・運搬とか、再生業者とのやり取りとか難しいと思うから、ぜひともそういうことを一つの、今からの課題として、そういうのが出てくると思いますので、取組に対する考え方をちょっと聞かせていただきたいと思

うんですが。

○議長（高橋 直也） じゃあ、中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これは以前からも御質問をいたしました。この紙おむつの出口というのは、今、担当課長から答弁しましたとおり、専用の袋で回収しておりますけれども、出口が見つからずに、サン・ポートで焼却処分をしているというのがこれまででございます。このため、大木町の例もそうなんすけれども、どこかでコストに見合う形で処理できないかということで、住民課のほうで鋭意検討してもらっているんですけども、なかなか、今までのところ明確な出口が見つけられていないというのが現状でございます。

また、議員のほうから御紹介がございましたように、サン・ポートで紙おむつのリサイクルについて取り組むべきではないかということなんすけども、それはおっしゃるとおりでございまして、また、サン・ポートのほうが、今度は新施設の建設に向かってまいります。

新施設の建設に当たっては、いろいろな国の補助等をもらう一つの条件として、そういう、リサイクル等に関する計画等をつくる必要もございますし、そこは構成団体間で協議をしながら、とにかく出口をまず見つけるということに注力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 基本的なことは、またいつか機会があれば、御質問したいと思います。

次に移ります。

小項目の2番目ですけど、甘木・朝倉のサン・ポートの件でございます。

甘木・朝倉・三井環境施設、いわゆるサン・ポートについてでございますけれども、甘木・朝倉・三井施設組合から、令和5年3月31日付で、久留米市、いわゆる旧北野町ですね、が脱退をしています。そのとき、組合、いわゆる構成団体、組合へ、どのような影響があったのか、与えたのかについて、まず1点目をお伺いします。

2点目は、組合脱退に伴う久留米市からの負担金等の内容及びその使途、いわゆる使い道ですね、使い道はどうなっておるんでしょうかということです。

3点目は、サン・ポートは地元との協定において、最長で25年間、ですから平成15年から令和9年度、もうちょっと先ですね、で閉鎖というふうに基本的にはなっておるんですけど、その後の取扱いについて、関係市町と協議を進めながら施設更新計画を策定するというふうに聞いております。その協議経緯と計画の内容及び今後のスケジュールについて、分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

甘木・朝倉・三井環境施設組合（サン・ポート）についての御質問でございます。

まず、久留米市（旧北野町）脱退の影響についてでございますが、サン・ポートへのごみの搬入量が減少し、現在の施設規模に比べまして非効率な運営となることや、今後の新施設整備や運営に関しても負担割合が増加することに伴い、サン・ポートへの負担金が増加することが想定をされております。

次に、脱退に伴う久留米市からの負担金等の内容及び使途についてでございますが、久留米市の脱退に伴い、久留米市から天城・朝倉・三井環境施設組合への脱退負担金は5億8,061万4,000円でございまして、内容は、起債の未償還額や組合設立当時に現施設の稼働が想定されておりました、先ほど議員のほうからも御紹介がございました、令和9年度までの、ごみを持ち込まずとも必要となる経費相当分となってございまして、この使途につきましては、令和5年度から9年度までの各構成市町村の負担金の縮減に充てることとなってございます。

次に、施設更新の今後のスケジュールについてでございますが、先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、当初、現施設は令和9年度までということで、地元との確認が取れてございます。ただ、その後、地元のほうと協議をいたしまして、現行施設のしばらくの間の延長での稼働ということを認めていただいてございます。現在、新施設の整備に向けて、各種計画策定や調査検討を実施してございまして、令和10年度から設計と建設に着手し、令和14年度当初から稼働を開始する目標となってございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 令和9年度で切れて、多分協議し合って、現在地の場所での施設更新だと思うんですけど、稼働しながら新しい施設をつくっていくというやり方でよろしいですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御紹介があったとおり、現有施設内の施設用地で新施設を建設し、現行施設を稼働させながら施設用地の別の場所に新施設を建設して、そちらのほうの稼働を開始するということです。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 途中の経緯は私もよく分からんんですけど、例えば、溶融炉というか、ごみの施設、焼却する施設によっては、燃えた灰といいますか、それをまた最終処分せにやいかんということで、最終処分地をどうしようかとかいう話が昔なんかあったような気がするんですよね。そういうものじゃなくて、もう現在地で燃やして、もう全部処分してしまうから焼

却灰は出ないんだという、そういうことだろうと思うんですね。若干高くなるのかどうかは分かりませんけど、でないと、の中ではなかなかできないと思いますので、そういう溶融炉を、溶融炉といいますか、焼却施設をつくっていくんだということだろうと思うんですが、何か間違つていれば、すみません。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

一般廃棄物の処理方式としましては、今、議員のほうから御紹介がございました、溶融炉という、全て高温で、高熱で溶かしてしまう方式と、あとはストーカー炉という方式もございます。ストーカー炉のほうが、経済性はある、安価にはできるんですが、一方で、焼却灰がかなり残りますので、ストーカー炉の場合には、別途、最終処分場の確保が必要となってまいります。これは現在のサン・ポートを建設する際にも、最終処分場が確保できなかったという経緯がございまして、そういう経緯もございまして、現状が溶融炉方式で稼働をしているということでございます。一部、飛灰等残りますが、それはセメントの原材料等で再処理をしているということでございます。

それで、このたび、新施設の稼働に当たっても、どういう炉の方式でやるのかというのは、構成団体間でもかなり激しい議論を長年続けてまいりました。ただ、どうしても構成団体間の中で、最終処分場の用地が確保できないということがございましたので、そういうことから、新施設につきましても、溶融炉方式で建設をするということで、地元のほうに御説明をし、一応の御了解をいただいているというふうに認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ごみの焼却場とか、下水処理場もそうなんんですけど、更新するときにやっぱりどこにしていくのかというのは、非常に難しい問題で、多分同じ、栗田地区との協議が大変だったんだろうなという気がいたします。そういう苦労を重ねられて、やっと地区が、了解を得られたんだろうと思うから、今からその、何ですか、造成したり設計したり調査をやったり、逆かな、そういうことで進んでいくんだろうと思います。だから、9年度は取りあえず、9年以降も取りあえず今の現状のままで続いていくんだと、その全体の工程を見ながら、造成とか設計とか着工とか、それをやっていって、大体どのぐらいの、あつ、次の質問に移るのかな、スケジュールですね、スケジュールは、大体でいいですから、どうなるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複をして恐縮なんでございますが、今、議員のほうから御紹介がございまし

たように、現在のサン・ポートにつきましては、当初、令和9年度までということでございましたが、地元のほうと延長について協議をさせていただいて、13年度までは現行施設を利用すると。そして、今、新施設の建設に向かって各種計画の策定や調査検討を実施してございまして、令和10年度から設計と建設に着手をし、令和14年度当初からの新施設の稼働を目標に現在取り組んでいるところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いろんな、また地域とのやり取りもあって大変だろうと思いますけど、予定どおりに進むことを、我々だってやっぱり、いろんな、大刀洗町はそういう施設が実際ないんですよね。迷惑しているっちゃうたら怒られるかもしけんけど、下水処理場だって焼却場だって、ほとんどこっちに置いていなくて、そういう施設更新はどうしてもやっぱり地元の負担が大きいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしておきたいと思います。

先ほど久留米市からの脱退金が5億8,000万あるというお話をございました。それを、何か年かな、5億8,000万を、これはどういう使い道に具体的になるのか、御存じだったら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

各構成団体に振り分けられます負担金から、その分を、5億8,000万の分を、それぞれの割合で出した額を引いた額が負担金となるようになります。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 全協か何かで、これはもらった資料だと思うんですけど、いわゆる5億8,000万をそれぞれの構成団体の分担率といいますか、それに応じて分配するんだと。それは、例えば、令和7年度であれば、どんだけの費用が要るかというのをまず出して、そしてそれぞれの市町村の分担金を出して、それから、例えば、大刀洗町は年間1,650万ですかね、それから引くようになっているんですよ。それは間違いないですかね。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 議員がおっしゃるとおり、間違いございません。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そうしますと、負担金が大体、今まで、過去、令和3年とか見ますと1億7,500万余り、そして令和4年で見ますと1億8,100万ぐらい、そして令和5年度から1,650万が通常の負担金より差し引かれるというふうになるんですけど、負担金が当然下がるのかなと思っていたんですけど、この決算の資料を見ますと、令和4年度が1億8,100万、ちょっと余るんですね。そして、令和5年度は2億になっているんです。千何百

万か上がっているんですよね。それにさらに1,650万増えた分が、いわゆる負担金が上がったというふうに見えるんですよね。物すごい上がり方やなというふうに感じるんですが、その要因は大体何なんですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど来、答弁があつておりますとおり、久留米市からの脱退負担金については、令和5年度から9年度まで各構成市町村の負担金の縮減に充ててございます。ですから、議員御指摘のとおり、本来であれば減つてくるんだろうと思うんですけれども、例えば、令和6年度につきましては、物価高騰、コークス等の燃料代あるいは電気代が非常に高騰しまして、その影響で総額が膨れ上がったので、脱退負担金の縮減分を差し引いても負担金が上がってございます。

また、令和7年度の当初予算におきましても、電気代は下がったんですけれども、今度は新ごみ処理施設の整備に係る、いろんな生活環境衛生調査や一部造成工事等が開始されますので、新施設建設に伴う費用が増嵩してございまして、その分負担金が上がっているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） この決算資料を見れば、令和5年度が、もう負担金が入ってきて2億ちょっと超えるということになります。令和6年度の予算書とか、サン・ポートの令和7年度の予算書なんか見たら、2億やっぱり超えて何百万とか、どうかすると2億1,000万近いお金になるんですよね。それ、今ちょっと、町長、触れられたんですけど、新しい施設がどういう形態で施工されるかっていうのもあると思います。例えば、PFI使おうかとか、いろんな話があると思うんですよね。だから、そういうことになれば、負担金がまた変わってくるのかなとも思う、変わらぬのかな、ちょっと分かりませんけど。今後の進め方もちよつといろいろ出てくるのかなと思うんです。

だから、何が言いたいのかといえば、今2億ちょっと超えるお金を負担金として、通常の負担金として払ってきて、施設更新が本格的に始まれば、もっとがばっと増えるのかなと思うんですよね。そこら辺の今後の財政状況はという質問をされている方もおられましたけど、そこら辺はやっぱり、何かうちが基金持つておけばいいんだけど、何も持たないから、言われば言われるほどの金額を負担していくにやいかんのかなとは思うんですけど、そういうところは大体予測してあるのかどうか、幾らぐらい増えるのかというのは、何か話があったんですかね、協議の中で。あれば、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

申し訳ないんですけど、今、将来のサン・ポートの新施設建設に係る総費用について、詳細な

データを持ってきておりませんので、また機会を捉えて、議会のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

まだ、どういう、先ほどPFIというお話も出ましたが、やり方になるのかというところも、これからになりますし、PFIが可能かどうかも含めて調査をするようになっていたかと思いますので、そういうところも含めて、適宜、必要な時期に議会のほうにも御説明してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） またこれは、サン・ポートについては、またいろいろこう、適宜、議会のほうにもちょっと報告いただければというふうに思います。かなりの金額になってくるのかなと思いますので、ぜひそういうところも、よく関係市町と打ち合わせながらやっていただきたいなというふうに思います。

次に、資源回収ステーション事業、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

1点目は、本郷ふれあいセンターに生ごみ液肥化装置、バイオ何とかと言っていたと思うんですけど、と資源回収ボックスを設置されて、令和4年1月より、社会実験が開始されましたということでございます。

これは、どういう経緯で、誰が液肥化まで、そういう装置を設置したのか、設置あるいは運営に要した経費というか、費用は誰が負担し、誰が管理運営をやったのかというのがちょっと明確でないものですから、分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。あ、まだ。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ごめんなさい、2点目を忘れて。

2点目は、令和4年から5年度には、その社会実験というのじゃなくて、モデル事業というような表現をされています。モデル事業としての取組が行われましたけれども、そのモデル事業を行うために要する事業費及び事業効果はどういうふうに捉えてあるのか、評価してあるのかなというのが2点目でございます。

3点目は、令和6年度はモデル事業のモデルを外してあるんですよね。それから、いわゆる本格的な事業としてされるということだろうと思うんですけど、その狙いとか事業の拡充について、どういうふうに考えてあるのかというのをお伺いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

資源回収ステーション事業についての御質問でございます。

まず、本郷ふれあいセンターの社会実験開始の経緯と費用についてでございますが、令和3年3月に、宮城県南三陸町や奈良県生駒市で資源循環の取組に参画してございます、アミタ株式会

社から資源回収ステーションのお話を聞く機会がございまして、これは2014年の住民協議会におきましても、ごみについてをテーマに実施をしましたが、その際の答申の中にも、資源ごみの回収場所が少ないという課題に対しまして、役場や公民館など、公共施設に回収場所を設置してはどうか、施設を利用するついでに捨てられるという利便性があると、モデル地区から始めてよいのではないかというような御提言もありましたので、令和3年度の住民協議会におきまして、改めて、ごみの減量化、ごみを減らすために私たちにできることをテーマに御協議いただくとともに、住民協議会での協議に合わせ、11月に奈良県生駒市と神戸市の取組を視察し、令和4年1月から本郷のふれあいセンターにおいて、ごみの減量に向けた社会実験に取り組んできたところでございます。

この社会実験の目的は、資源ごみを気軽に出せる場所と、生ごみを再資源化する装置を本郷のふれあいセンターに設置することで、ごみの減量化や3Rの啓発、地球温暖化への対応を、住民の皆様一人一人が改めて考えるきっかけをつくることを通じまして、町民の皆様のごみの減量化やリサイクル意識の向上を図るとともに、全ての人が関係するごみ問題を起点として、多様な人がふれあいセンターに集うことで、地域コミュニティの活性化をすることを目的に開始したものでございまして、令和3年度の社会実験に関する費用については、アミタ株式会社が負担をしてございます。

次に、令和4年から5年のモデル事業の事業費と事業効果についてでございますが、令和4年度のモデル事業に要した事業費は、アミタへの委託料と活性化起業人の補助金、それと校区センターへの補助金を合わせ、968万9,680円でございまして、うち活性化起業人補助金の517万5,132円が特別交付税措置となってございます。

また、令和5年度のモデル事業に要した事業費は、アミタへの委託料と活性化起業人補助金、校区センターへの補助金を合わせ、816万3,630円でございまして、うち活性化起業人補助金の525万5,030円が特別交付税措置となってございます。

事業効果といたしましては、本年度実施した利用者アンケートでは、80%の方が「ごみや環境への関心が高まった」と回答しており、78.8%の方が「燃えるごみが3割以上減った」と回答してございます。

また、校区センターにおいて、子供たちとの看板作りや野菜のお譲り会やめぐる農園収穫祭、カフェスペースの設置、子ども駄菓子屋等のイベントの増加等にもつながってございます。

さらに、飲食瓶の27%、ペットボトル・トレーの38%が各行政区の不燃物集積場回収から資源回収ステーション経由に変化をしてきてございまして、月1回のごみ出しから、いつでも出せるという、住民の皆様にとっての利便性の向上が確認できます。

特に、菊地校区や本郷校区におきましては、ペットボトル・トレーの50%と46%が資源回

収ステーション経由に変化をしており、課題でございました行政区の集積場のスペース確保にも一定程度寄与しているものと考えてございます。

また、千葉大学予防医学センターの近藤克則教授が、令和4年度から5年度の本郷校区と大堰校区における、めぐるステーション設置前後における高齢者の様々な変化を調査した分析結果によれば、めぐるステーション利用者には心理社会的による変化が多く、人との関わりや地域活動、外出機会が増加し、新しい出会いや会・グループへの参加が増え、要介護となるリスクの低下が見られたということでございます。

次に、令和6年度事業の狙いと拡充についてでございますが、令和5年度に500名を無作為抽出したアンケート調査では、今後の継続について、87%が「ぜひ継続してほしい」、13%が「やや継続してほしい」との回答結果を踏まえ、本郷のふれあいセンターでの生ごみを再資源化する装置を除き、各校区におけるめぐるステーションの資源回収ボックスの取組については、住民の皆様の利便性の確保と、より一層のごみの減量化と、3Rの推進に対する意識の醸成、地域コミュニティの活性化を目指して、令和6年度から本格実施としたところでございます。

あわせまして、北鵜木区から支援回収ボックスの設置要望を受け、校区センターとは異なり、通常は資源ごみの出し方等を指導する方がいない場所で不法投棄の問題等、支障なく回収が円滑に進むのか様子を見守る必要があり、期間を定め、試験運用を開始したものでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 経緯等は分かりました。

ただ、ちょっと私がなぜこの質問をしたかと言えば、令和3年度に、確かに住民協議会で議論されて、私も何回か聞きました。そのときには、もう、1月の第2回ぐらいのときに、もう本郷校区センターにこの装置があったんですよね。設置してありました。だから、住民協議会の意見を基にというのはちょっと違うのかなと。議論の中で出た話だろうと思うんですけど、提言はもっと後ですから。何か第2回の住民協議会のときに、アミタからもう来られていたんですよ。そういう事例紹介をされて、たしか現場にも行かれたんじゃないかなと思うんですね。だから、そういう社会実験をしますよという、もう前から設置してあったし、後追い的な感じにちょっとなったものですから、本当にいいのかなと思ってちょっと質問しました。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

先ほどの答申であったと言ったのは、令和3年度の住民協議会ではなくて、2014年度にごみ問題について住民協議会、第1回だったか第2回だったかで御審議いただいて、その答申に先ほどの答申内容があったこともございまして、令和3年度の住民協議会と併せて社会実験を実施したということでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） これはまた、ちょっと時間がございませんので、また機会があつたらもう少し詳しくお聞きするかも分かりません。

次に、大きな大項目の2番目に、大堰校区内の主要な事業の進捗についてということで時間がありませんので、簡単に。

まず最初は、長年懸案となっていた、大堰駅踏切改良についてでございます。

都市計画の変更等を経て、県の協議によりまして、令和4年度に交差点改良の新規事業採択はされています。その後、交差点形状等について、県警などの関係機関との協議が進められたというふうに聞き及んでおりますので、1点目は、現在の進捗状況はどうなのか。当初は、令和4年度から令和8年度ぐらいの計画というふうに聞いていましたので、進捗はどうなっているのかというのと、2点目は、道路をぐっと役場側に振る形になりますので、新しい道路と線路の間にちょっと空地ができる、その利活用を、いわゆる役場があり、行政機関、派出所もありますし、コンビニがどうなるか分かりませんが、そういうものを踏まえて、何か活用するような計画をやっぱり考えていくべきかなということで、この2点を質問させていただきます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の、大堰校区内主要事業の進捗状況について答弁をいたします。

大堰交差点改良事業についての御質問でございます。

まず、現在の進捗状況についてですが、これまで地域からの信号機設置の強い御要望を受けまして、交差点改良に伴う警察協議に大変時間を要してきたところでございますが、本年度、ようやく警察協議、公安委員会との協議が整い、道路線形が決定したことから、1月に関係者を対象とした地元説明会を実施し、路線測量及び地質調査を行っているところでございます。

また、来年度以降は、詳細設計及び用地測量、物件調査を実施し、用地買収に着手する予定と聞いてございます。

次に、新設道路と線路間の空き地の利活用についてでございますが、交差点改良事業によって生じる西鉄甘木線との間の空き地につきましては、今後、地元の意見を踏まえ、利活用を検討し、福岡県と協議を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） できたら、完了年度に間に合うようにしていただきたいということ、役場のほうも協力すべきところは、やっぱり協力していただきたいなというふうに思います。

最後ですけど、平成29年の北部九州豪雨以降、連続して冠水していました床島地区、今、排

水ポンプの工事が行われて、形も見えてきています。できれば、梅雨までに間に合わせていただきたいなという感じがしておりますので、現在の進捗と竣工予定というのはどういうふうになっているのか、またポンプができますので、ポンプの維持管理等をどうされるのかというのを、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

床島地区冠水対策事業についての御質問でございます。

まず、竣工の予定についてでございますが、床島地区冠水対策事業につきましては、現在、場内を含む土木工事第2工区と排水ポンプを設置する工事を発注してございまして、現在のところ、ポンプの設置を6月中旬に予定してございます。仮指導等の検査をした後に、土木工事におきまして、場内フェンス等、舗装等を施工する計画であり、全体の事業の完成は7月上旬頃を予定してございます。

次に、排水ポンプの維持管理についてでございますが、出水期前のポンプの点検及び水槽の清掃等と、出水期の6月から10月においては、月1回の定期点検を計画してございます。この際、基本的な点検や整備は、町が実施するとともに、日頃の維持管理や緊急時のポンプ操作などにつきましては、今後、地元との協議において取決めをする予定でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 長年の課題だったものですから、取り組んでいただいて、本当に地域の人たちも喜んでおりますので、ありがとうございました。

ぜひとも、あとはその維持管理をどうするのかとかいうのは、ぜひ地元の方々と協議をしながら、円滑な運営ができるようにお願いしていきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時31分

令和7年 第9回 大刀洗町議会定例会議録（第5日）
令和7年3月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和7年3月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第7 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 町道の認定について

- 日程第14 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第19 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第7 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 町道の認定について
- 日程第14 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について

日程第19 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会）

出席議員 (12名)

1番	松本	照行	2番	古賀	世章
3番	中村	竜博	4番	平田	康雄
5番	實藤	量徳	6番	安丸	眞一郎
7番	平山	賢治	8番	河野	政之
9番	大石	純	10番	白根	美穂
11番	野瀬	繁隆	12番	高橋	直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山	哲志	副町長	重松	俊一
教育長	柴田	晃次	総務課長	平田	栄一
企画財政課長	松元	治美	税務課長	棚町	瑞樹
福祉課長	舛田	有紀	地域振興課長	村田	まみ
農政課長	矢永	孝治	こども課長	早川	正一
健康課長	田中	豊和	生涯学習課長	案納	明枝
住民課長	矢野	智行	会計課長	山田	恭恵
財政係長	福岡	信義	工務係長	黒岩	雄二
下水道管理係長	古賀	隆司			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第9回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第1、議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第4号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、議案第4号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第5号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第7号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから議案第7号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第9号 大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第9号大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今、議案9号ですか。

○議長（高橋 直也） 議案9号です。

○議員（7番 平山 賢治） すみません、初日に引き続き質問させていただきます。

初日の質疑の中では、これの元の提案でありました一昨年の条例案の文面、それから答弁、追加発言、全ておかしいと。厳しく反省を今後も求めてまいります。今回またこれが出てきたわけですが、予算委員会の中でも少し触れさせていただいたのですが、昨年度の追加説明を含めて各種の答弁の中で、この校区センターについては、町と地域団体が共同で管理運営する形というふうな御趣旨の説明がありました。その根拠法令は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えさせていただきます。

こちら、校区センターと管理運営委員会の関係性についてでございますが、各校区センターを建設するにあたり、建設当初でございますが、地域と協議をし、建物の管理運営を担う組織団体を立ち上げていただいているものです。以後、建物に関して地域と連携しながら進めさせていただいているものです。各校区センターは、建設地点で地域のほうが建物を管理する目的で設立されているものでございまして、その組織の中に位置する各センターに配置されている校区センターに関して、町が追認して、集落支援員という形で会計年度の任用職員として雇用して、運営を管理するという体制をとっているところです。

補助金等に関しましては、年度ごとに予算計上し、御議決いただいて進めさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 根拠法令。

○議員（7番 平山 賢治） 答弁になってない。

○議長（高橋 直也） もう一度いいですか、平山議員。もう一度、具体的に。

○議員（7番 平山 賢治） 根拠法令は何ですか。町の例規の中に、町とある管理団体が共同で行っている紐づけがあるはずなので、その根拠法令は何ですかと聞いている。

それから、当該説明委員は先に結論を言ってください。分かりません、枝葉ばかり言われても。お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、各校区センター、公の施設でございますので、公の施設の上位法等に基づいて、そのためここに挙げてございます各校区センターの設置及び管理に関する条例というのを定めてございます。

また、実際の議員の御質問の中で、地域と一緒にこれまでやってきたことの法的根拠は何かということでお尋ねかと思います。そこについては、私も今聞かれたので、すぐにはお答えできませんけれども、先ほど担当課長が申しましたとおり、この校区センターについては、もともとがこの校区センターを建設当初、四ヶ所町長のほうから各校区に校区センターを建てるけれども、実際の管理運営については地元のほうでやってほしいというお話があって、その経緯があってこれまでやってきたものだというふうに私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、そういう経緯があれば、当初にそういう制度設計をして運営を始めるべきだと思うんです。いろんな事業で今、我々が問題視している中の、同じ問題じゃないですか。だから私はこの校区センターに関する例規、条例や規則等を見ても、○○委員会を置くとか、○○委員会に運営を委託するとかいう文面は一文も見えないんです。そうなると、そこを管理している団体は一体何ですかという話になる。そこに300万を支払いして、実際にはその300万の補助金の中から町の公有施設を修繕させたりとか、備品を買わせたりということもなさっているんじゃないですか。これは非常に、制度の立て付けがおかしいのではないですか。

それを放置したままやっていくと、全員で協力している住民の方、あるいは役職になさっている議員の方にも大きな迷惑がかかることになると思うんです。その立て付けを緊急に、一般質問でも予算委員会でも申し上げていますが、緊急に合法性、適法性を調査して、合法な運営ができるように緊急に精査すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。今、御指摘いただいた点も含めて、これまでの経緯と、また他の団体においてどういうふうなやり方でやってあるのかとか、今、議員のほうが御指摘があったように、これが法令上、本当に問題があるのかの点も含めて、少し調査研究をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もちろん問題がないに越したことではないです。ただ、私も実際現場で関わってきて、ずっと申し上げてきたつもりで、ここの修繕は管理運営委員会から出してくれ、この修繕は町でしましょう。それはどこに線引きがあるのか。それから水害で床上浸水したときに勤務員が掃除してくれて。それは町から指揮命令権があるのかないだろうと。そこで勤務員がけがをしたり、感染症をかかつたら、誰が労災になるのか。そこら辺の線引きがずっと曖昧なまま行われてきた。これは他の事業とも同じような構造的問題を抱えていると思います。

もう一つは、今近年、センター長が会計年度任用職員におなりになったですか、なっていらっしゃる

しやる。そうすると、さらにこれは問題が複雑になってきます。センター長が会計年度任用職員として、公務員として勤務している間は、ほかの勤務員の方には指揮命令が及ばないという形になるのではないか。もともと委託も何もしていないので、要するにほかのかててとかと一緒に立付けがおかしいので、中に入ったらぐちゃぐちゃな話になってしまふわけです。だから、まず立付けを、先ほど町長も言いましたが早急に、少なくとも4月1日時点で合法が確認できるように性急に調査すべきと思いますが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、この校区センターの在り方については、これまでの経緯なり今の運営のやり方が、議員が御指摘のように本当に問題があるのかどうかも含めて、それは確認をして調査を検討してまいりたいと考えてございます。いつまでにというか、4月までにそれが終わるかというのは、ちょっとここでは明言できませんので、いずれにしても、今のやり方というのは、これまでの経緯等もございましてやっけているところでございます。どうしても全てを役場だけでやるというのは難しゅうございます。これは一般質問の中でありましたけれども、町道の管理等についても同様でございます。その部分は、これまで地域の皆さまの御協力をいただきながら、維持管理に一緒になって取り組んできていた面がございます。

この校区センターについても、私自身は同様の認識の下にやっていたいというふうに考えてございます。これが本当に問題があるのかどうかを含めて、少しお時間をいただいて検討させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、私も直営にしなさいとか地域の管理がだめよと言っているわけでは毛頭ないんです。そういう方法でやっていたいといい。皆さん方もそれは合法の立付け、我々も含めて、合法の立付けという前提で協力して行っているわけだから、何度も言いますけれども、入り口の制度設計が間違っていたら中がぐちゃぐちゃになる。良心的に我々善意で協力しているものが、実は全部おかしいんだということでお叱りを受ける。そうなると町民の方に大変な迷惑をかけることになります。そうならないためにも、制度の立付けが合法であれば合法なりの、きちんと例規にうたっていくとか。

この前も言っていたのですが、とにかくきちんと明文化していくこと、ルールを法律に基づいて明文化していくことを至急をやつていただきたい。そのことを申し上げて、今回の質疑とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 関連でございますが、ただいまの校区センターの在り方ということ
で、ちょっと私も不満を持っておりますので述べさせていただきます。

先ほど、平山議員からもお話がありましたが、質問がありましたが、現在この校区センターの
責任者ではないですけれども、管理をやっていただいておりますのに、センター長というのがお
ります。ところが実際役場にはこういうセンター長というルールは何もありません。1つあるの
が集落支援員という名前です。この集落支援員というのは、総務省から出ているガイドラインが
あると思いますが、これに基づいて位置されているというふうに思っております。

何で集落支援員という名前が残って、センター長という名前がないのか、まずここを先に確認
をさせてください。御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えします。

センター長と集落支援員というものの位置づけという質問かと思います。まず校区センター長
というものは、センターの事務局長、センター事務等を担っている職ということでございまして、
それは総務省のほうから出ている、校区コミュニティ単位で支援する支援員として町としては任
命させていただいているところでございます。条文等の中に校区センター長という文言は現在入
っておりませんが、そのように理解をして進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） どうも私の質問に対する回答ではないような気がしますが、じゃあ、
何で集落支援員という名前を今使っているんですか。これは具体的に町としてどういう位置づけ
で、どういう支援員という名前を呼んであるのか。この方はどのような立場で、どのような仕事
をしているのか。こういう情報も全くないわけです。何か具体的な仕事になると、センター長が
センター長がというような話ですけど、まず集落支援員の位置づけというのをどう捉えておられ
るのか、ここから御説明をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。集落支援員でございます
が、町としては、集落支援員の設置要綱に基づき、各校区センター長の役職の方を集落支援員と
して設置しているものでございます。任期等につきましても、横のほうで定めさせていただきま
して、それにに基づき運用させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 私も校区センターの管理運営を担当している一人でございます。と

ころが校区センターでは、集落支援員という名前は一言も使ったこともないし、またそういう名前もございません。私どものほうでは、管理運営委員会の事務局長、いわゆるセンター長というところでの位置づけをしているんですけど、この本当、集落支援員というのは校区センターではどういうふうに捉えていけばいいのかというのを、もう一度お答えください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。集落支援員という言葉自体は、各校区コミュニティのほうでは浸透していない文言であることは認識しております。それは各校区のほうでは実情に基づいて、校区センターという呼び名のほうで通っておりますので、そちらを行政で処理するときは、その方々を集落支援員として任命した後に運用させていただいてもらっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） だいぶ認識のずれがあるみたいですけれども、じゃあどうして集落支援員という名前に固辞されているのか、固執されているのか、何で校区センター長という名前でそこを置き換えられないのか、そこはどうお考えなんですか。そこを教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、センター長というのが、これまで地域のほうで確立されてきた名前だと思っておりますし、そういう呼称で現在も活動していただいているんだろうというふうに私自身は認識してございます。また集落支援員というのは国の制度でございまして、そういう制度がございまして、この集落支援員の制度に校区センター長の活動が当てはまるのではないかと。それで要は国から、国のお金をもらいに行くために集落支援員という制度を活用して、要は町の単費を少なくするために国の活用できるお金は活用して、実際はこれまでどおりセンター長として活動していただいているものだという、要は財源の確保の観点からそういう国の制度の呼称とこれまで町のほうで使われてきた呼称の2通りがあるというふうに私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 少し認識にずれがあるんじゃないかなというふうに私は感じます。センター長の仕事と集落支援の仕事、これ総務省からされておりますガイドラインを読みますと全く違うとは言いませんが、かなり違う部分があります。確かに今町長が御答弁されたように、目的は金をいただくための手段じゃなかったのかなと私も思います。

これを紐解いてみると、今のところ一人当たり350万ぐらいしているんですか。4人おるから1,600万ぐらいは国からお金がきているんじゃないかなうかというふうに判断しているん

ですけれども、これは分かりません。正確な数字ではないです。ただガイドラインにはそのように書いてあります。ということは、今センター長の報酬と言いますか、これが4人で280万です。そうすると算数が合わんわけです。そうすると1つの校区センターに300万ずつ行っておると思うんですけど、これが1,200万になると思うんです。これを両方足すとちょうどそのくらいの数字になるのかなということは、国からもらった金を全部、いや、言わせてくださいよ。まだ質問をも与えておらんのに。だからそういうことでありますので、みんな国から引っ張ってきた金を全部ばらまきおるだけかなというふうなことも考えられるわけです。だからもうちょっとこの辺は、現在の状況に合うような取組、名前の付け方。

だって実際は運営は地元でやってるんです、校区で。そして町の者だけ何か金もらうためにこんな、八百長じゃないんですけど、こんなことをやっておるということはいかがなもんだろうかと。もうちょっとときちんとやらないといけないんじゃないんじゃないかということで今御質問しているところですけど、もう一回、町長お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、校区センターのセンター長等についてはこれまでも活動をいただいてきたところでございます。また国のはうで集落支援員という制度ができましたので、その制度が校区センター長の活動にも適用できるのではないかということで、町の単費の持ち出しを少なくする観点から国の制度を活用しているものでございまして、呼称が国の制度の名前と地域のはうで活動をいただいている名前と2通りあるというふうに認識してございます。

また、国の制度のはうで議員のほうから三百何十万というお話がございましたが、それはおそらく集落支援員として任用する際の上限の額を国として定めたものではなかろうかというふうに思っております。ちょっと正確じゃなければ、また担当課長から答弁をさせたいと思いますが、私自身はそのように考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町長がおっしゃったことも、まんざら嘘ではないだろうとは思いますが、とにかく集落支援員なんて全然存在しないのです、この大刀洗町には。お金を分捕るためにたまたまこういう名前を使うたという。なんか八百長みたいな話なんんですけど。ここを集落支援員とせずに、もうセンター長ならセンター長、それから管理運営委員会の事務局なら事務局の局長と。ローカルのはうではちゃんと管理運営委員会が事務局を任命するというルールになっているわけです。そしてその間になんかセンター長を集落支援にやって、そして昨年ぐらいから今度は補助的会計年度任用職員、いわゆる役場の職人にしとるわけです。それと今度はじやあ地元の管理運営委員会とどう関連するのか。逆に言うと、役場の職員にじやあしとってくださいと。

うちももう一回事務局長は別に作りますよと言っても、これ別にルール上おかしくないわけです。

そういうことがありますんで、そこは先ほどきちんと説明されとりましたように、4月の1日までにはどうするのかというのを出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今回の御指摘のほうを受け止めさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりました。じゃあよろしくお願ひをいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方おられませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号大刀洗町菊池校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第10号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第11号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第11号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 質問させていただきます。

まず、大堰交流センターの使用料。ほかの3センターの、今回条例出されたのはみんな別表第2ということでされてますけれど、大堰交流センターだけそのまま、別表第2という形でなくて、そのまま出されているのはなぜされなかったのか、その特別な何か理由があれば御説明いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大堰交流センターの条文の中に、レーダー使用料を別に定めていない件についての御質問でございます。

大堰交流センターの大ホールは、ほかの校区センターと異なりまして、東、中、西というふうに3つに分かれております。その3つの1つずつが1時間単位の空調機が現在ついておりまして、現在の運用がこのように1つずつ場所場所で小さく区切っておりますですから、運用自体も1時間で100円のものが3か所ついているということになっておりますので、このような表記になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 条例として、今の理由では、それを条例に表すとき、別表第2で同じように表せば何ら異論はないと思うんですけど、こういった類似施設の場合、やはり全体的な施設、同じような施設をくまなく見て、同じようにやっぱり条例を定める、改定する、そういう

う手続をきちっとしないと、やはり将来またアンバランスな形がなぜかということが出てくる可能性も多いので、その点については再度答弁を求めますけれど、今のお答えでは別表第2に持っていく理由には、いかなかった理由にはなかなかなり得ないと私は思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 松本議員の御質問にお答えいたします。

こちらの建物につきましても、今後改修が入りまして、また条例の改正等をお願いする時期が参りますので、その時にまた再度議案を改正するにあたり検討させていただいて、なるべく表記を合わせるようにさせていただきたいと思っております。

今回は、全て1時間当たりで表記ができましたので、このような表現にさせていただいております。ほかの施設は1つのものだけが20分単位で区切っているという運用させていただいてもらっていましたので、そちらの分だけを別表に表させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の質問にちょっと関連するんですけど、校区センターの部屋、今回改造というか、改修されていくということになっています。それで調べてみると、大ホールがあつたり、ホールがあつたり大集会室ですか。いろんな形で名前で呼ばれています。しかしそれ自体は実質的に内容は一緒だと思うんです。作られた時の当時の経緯、それはもう20年も30年も昔のことなんで、いろいろあるかと思います。ただやはり、こういうふうな改造とかそういういった時にすれば、ある程度同じ、調理実習室と調理室とか、研修室、学習室、よく実質的には同じようなものなんで、今、課長お話のあったそういった意味でも、そういった時にはやはり全体を見直して、できるものならやっていくということをぜひお願いしたいと思います。答弁いたりません。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第12号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第13号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第13号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本条例案に反対の立場で討論を行います。

本案では、実に15年ぶりの国保税の大幅値上げが提案されています。これにより、被保険者全体への増税は総額で約5,000万円、所得僅か150万円のモデル世帯でも年間3万円、300万円の世帯には7万円もの大変な負担増となります。この物価高騰で生活が本当に大変な時に、減税ではなく増税とは町長の誠実性を強く疑います。

言うまでもなく、市町村国保は他の健康保険に加入できない全ての75歳未満の住民が強制的に加入しなければならない保険です。だからこそ、相互扶助ではなく社会保障として保険の運営が位置付けられなければなりません。一部の人のための保険などという理屈は市町村国保には全く該当しません。

また、そのような制度上、加入者は町内で事業を営む個人事業者、農業者、あるいは非正規労働者、退職者、年金生活者、無職者、失業者の皆さんが多く、その収入基盤が弱いのは当然のことです。先日の委員会でも、加入世帯の54%が所得100万円以下で、実に9割が300万円未満との答弁がありました。保険者である市町村、または国が相応の負担をしなければなりません。とりわけ、所得200万円から400万円程度に過ぎない世帯に対して最も重い税負担率となり、その世帯の生活、さらには町内経済への負の影響は図り知れません。300万円程度の4人家族では税額約60万円、実に所得の2割を国保税で持っていかれる計算になります。協会けんぽのほぼ2倍の税額です。一方、その点では、国保税の算定にあたっては所得割があり、被保険者の所得が伸びれば必然的に税収が上向くわけですが、それが上向いていないということは被保険者の所得が伸びていないということも併せて指摘しなければなりません。

すなわち、町内在住の事業者や農業者を含め、極めて厳しい状況で事業や生活をギリギリでこなしている状況と言えます。私が町内で対話した中でも、長く自営を営んでおられる方が、原材料の高騰によって仕入れ材料がほぼ5割増しになったが、全部を価格に転嫁するわけにもいかず薄利で厳しい商売を強いられている、国保税も払いたいが滞納が積み重なってどうしたらいいかわからない状態、自ら逼迫する経営と生活の現状を語ってくださいました。

このように、国保の特徴として悪質な滞納者が少ないので他の税と違う特徴です。自らの生命や健康に直結する税のため、できることなら優先的に払いたいが、それすらも払えず、高すぎる国保税が雪だるま式に増えしていく。予算委員会の質疑でも、滞納世帯率が20%近くに上るとの答弁であり、その内容は深刻です。ところが、国も町も脆弱な基盤に見合うだけの財源を出さず、今回、町は増税を軽減するための法定外繰入れは1円も出さないとしています。健全財政とか、ふるさと納税好調と言いながら、物価高騰に苦しむ住民への5,000万円の負担増すら1円も措置しない、これは政治の大きな怠慢ではないでしょうか。

15年前の資料を見ても、当時でも全国的には、大刀洗と同規模の自治体は年間4,500万

円を平均で繰り入れています。そして現在でも、法定外の繰り入れは禁止されておらず、複数の自治体が繰入れを実施しています。

独自の繰入れによってペナルティーが課せられといいますが、それは約年間100万円に過ぎず、大きな問題となり得ないものです。赤字解消の計画も必要に応じ提出すればいいことです。この6年度も補正によって法定外の繰入れを実施しており、少なくとも7年度においては、負担増を行わないための繰入れを実施すべきです。物価高騰化の大増税に断固反対し、財政措置について町長の英断を求めまして討論とします。議員各位の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純です。私も反対の立場で討論させていただきます。

現在、コストパッショ、サプライロスにより悪いインフレに物価高騰が続いております。さらに円高による原材料高や物流費などが依然として高い水準になっております。食料価格も高騰し、主食の米に当たっては2倍以上になっております。また、ガソリン税の上昇により我々地方に住む方々は非常に重い負担がかかった状態、そしてガソリン暫定税率の廃止は、今現在実行もされず、物流コスト全体に影響している状況でございます。

この最悪な状況で、なぜ増税か、政府は財源不足を訴えますが、税額は史上最高の78兆円、なぜ増税なのか全く説明もしない。国民無視の政治が続けられています。

このように、国が国民を突き放す政策を行っているのであれば、最後のセーフティネットとして国民の味方に立つべきは、私は自治体であるべきと考えます。

また、増税という非常に重い条例を、議会に一課長に上程させる町長の姿勢もいかなるものか。本来であるならば、町長自らが重い判断であることを直接議会に伝えるべきではないかと思います。

また、例として挙げられている150万、夫婦、子供、一人世帯、この150万の生活というのは非常に厳しいと思います。その増税額が4万程度と少なく見せかけるのも非常に恣意的なものを感じております。

国保税は、そもそも個人事業主や農業従事者が多く、この不景気の中で爪に火を灯すように一円、一銭の利益を出そうと必死になっている事業者がほとんどで、その方々を切り捨てる政策は断じて認めることができません。

賃上げを実施できるのは大企業、一部中小企業、そして公務員のみで、零細の方々は非常に深刻な状態であることを理解されているのでしょうか。節減すべきは、万全と支出される義務的経費であって、今回の予算にもそういうところがかいま見えます。

また、広報誌の町長マニフェスト進捗状況では、19.3億円を積み増しして財政の健全化を

訴えていますが、町民あっての財政であり、この積み増しを誇る行為と増税の整合性をどう取られるのか、町民に理解を得ることは到底できないと思います。町民の生活を犠牲にしてでも財政の健全化を優先されるのでしょうか。

法定外繰入れも違法というわけではなく、ペナルティーも100万円程度ということを考慮すれば、この非常に厳しい御時世に、今ではなく、しばらくして物価が安定し、状況が改善されたときに新たに考えるという御判断をぜひお願ひしたいと思います。

議員各位の町民の皆様の目線に立った御理解をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第13号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立4名]

○議長（高橋 直也） 起立4、反対7、したがって本案は否決されました。

日程第12. 議案第14号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第14号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第15号町道の認定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号町道の認定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第20号 令和7年度大刀洗町一般会計予算について

日程第15. 議案第21号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第16. 議案第22号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第17. 議案第23号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第18. 議案第24号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第18、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。

なお、所管の予算特別委員会委員長から審査報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

予算特別委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告を願います。野瀬委員長。

○予算特別委員長（野瀬 繁隆） 予算特別委員会の委員長を務めました野瀬繁隆でございます。

予算特別委員会に付託されました議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてのほか、特別会計3議案及び下水道事業会計について審査の概要と審査の結果を会議規則第77条の

規定により報告をいたします。

審査は3月10日、11日、12日の3日間にわたり全委員の出席の下、中山町長、重松副町長、柴田教育長をはじめ、関係課長などの出席を求めて審査を行いました。一般会計予算審議の後、議員間討議を行い、その後、再質疑、討論を行い採決をいたしました。

特別会計予算と下水道事業会計予算については、令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計から、令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算までを会計ごとに報告・説明を受け、質疑を行い、4議案の議員間討議を行いました。

その後、特別予算と下水道事業会計予算を議案ごとに再質疑をし、討論・採決をいたしました。議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算については、審査の結果、原案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第21号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算及び議案第22号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第23号令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算及び議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算は、賛成全員をもって、それぞれ可決すべきものと決しました。

ただし、予算特別委員会の審査と自由討議を踏まえ、令和7年度予算の執行に当たっては、特に次の3点について意見が出されました。

第1点目は、校区センターなど補助金・助成金の支出を伴う事業については、公金支出に関する諸規定を早急に再検証し、必要に応じて規定の見直しを行い、適正な事業執行を行うこと。

2点目は、大学連携事業、地域ブランド創出事業、住民協議会などの継続事業については、それらの事業目的、成果や効果の再検証を行い、事業の内容、在り方など住民にとって分かりやすく効果が感じられるよう見直しを行うこと。

3点目は、新規事業や補助を伴う事業の採択に当たっては、事業の必要性、目的、目標など、その成果や効果を十分に予測した上で、住民にも分かりやすい事業を進めること。

以上のこととを留意して行政運営に当たられるよう申し述べるものであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についての討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

毎回申し上げていますが、ほとんどの予算項目には賛成であります。多くの職員の皆さんのが住民福祉の向上のために日々業務に当たられていることに敬意を表します。

第一に評価できる項目です。7年度においては、乳児の1か月健診、5歳児健診、未就学園児健診などが新規事業として計上されております。きめ細やかな子供への支援であり評価します。今後、関係課が連携し、それぞれの情報を共有した子育て支援をお願いしたいと思います。また、このような子供の健診の一覧や、街の健康診断における他自治体と違った特徴などは、デザイン化して保護者や対象者のみならず、広く町民に制度をお知らせすべきものと思います。検討をお願いします。

子ども医療費の18歳までの女性も昨年度からの事業ですが、近隣に先駆けての実施であります。その後、近隣では窓口負担もゼロとする自治体も増えてきました。今後、窓口負担を軽減するとともに、少ない負担で受診できるわけですから、子供たちへの早期受診と早期治療を促していただきたいと思います。それが本人の健康にもつながるし、ひいては重症化を防ぎ、自治体の医療費総額や国保税額を抑えることにもつながります。

また、補聴器補助も近隣に先駆けて実施なさっていることは、大きな注目を集めています。今後、補助単価の増や、さらなる制度周知を図っていただきたいと思います。

第2に、改善または見直しが必要と思われるものです。第1に、大刀洗マルシェかてや4校区センターの管理運営などは、法律に基づく制度運営ができているかはなはだ疑問であり、一部は特別委員会において調査中であります。行政においてもその問題は把握しているはずであり、仮に本予算が可決するのであれば、執行開始の4月1日時点で、完全に適法な形での制度設計が必要です。それができないのであれば、一旦事業を凍結して、制度の改善に踏み出すべきです。

また、これまで不正常な運営が続いてきたのであれば、その事後対応にもかなりの作業が必要になるはずであり、その点でも不要不急の事業は中止し、正常化のための事務に職員を振り向けるべきであります。

何度も申し上げますが、私または議員の多くは、大刀洗マルシェの事業自体や、校区センターの管理運営自体がいけないと言っているわけではありません。その制度設計が当初から誤っているのであれば、そこに善意で関わる全ての町民や職員に迷惑がかかるわけであり、当事者の利益のためにも、一日も早い正常化が求められるものです。

その点、これも何度も申し上げてきましたが、議会から言わされたのでできなくなりましたとか、議会のせいで制度が厳しくなりましたなど事実に反する言い訳は絶対にせず、何が問題であるのか、誠実に住民に御説明の上、その記録を証拠として残し、議会へ御説明いただきたいと思います。残念ながら、全くこの点についても信用ができません。

第2に、出張旅費については、管理職による証拠書類の偽造が明らかとなっていました。また、百条委員会の中でも、同一人物による複数の偽造の疑惑が明らかになっており、同行の係長や前総務課長からも、それを裏づける証言が相次いでいます。この際、本来は宿泊を伴う出張は一定

期間凍結するのが行政の在り方ではないでしょうか。どうしても出張が必要であれば、不正を防止するトリプルチェック、フォースチェックの制度を4月1日までに構築すべきであります。それくらい、今回の事態を深刻に受け止める必要があります。

一般質問でも述べましたが、領収書を原則とすることや、復命書を証拠書類確認の上で決裁することなど、できる改善は幾らでもあるはずです。早急な制度構築を求めます。

第3に、住民協議会についても、その運営方法について少なくない議員や町民から批判の声が上がっています。委託方法や運営の手法についてゼロベースで見直し、行政のやりたい方向に世論を誘導しているのではないかと疑われる運営は直ちに改めるべきです。

第4に、国民健康保険会計への繰り出します。先ほどの議決で関係条例が否決されました。年度中に財源が不足した場合、増税によらない財政措置など、町長の懸命なる政治判断を求めます。

第5に、ガバメントクラウドです。地方自治体には、令和7年度末までに基幹20業務システムを標準化する義務と、ガバメントクラウドを利用することの努力義務が課せられています。しかし、国会で可決された本案は、ガバメントクラウド利用を国が定める基本方針や契約によって推進しようとするもので、地方自治を後退させるものであること、さらには情報漏えいの危険が拡大し、自治体の負担増や独自施策の廃止など、行政サービスの後退につながりかねないなど問題だらけです。

今後の市町村の必要経費についても、青天井に伸びていくことが懸念されています。国会の附帯決議でも、海外の事業者やサーバーを利用することへの危険、漏えいや不適切利用のおそれ、地方自治体の財政負担増などについて意見が述べられています。このような制度は早期に改善し、これ以上の財政負担やさらなる情報漏えいのおそれがないよう、関係機関へ強く要請していただきたい。

大きな3点目、反対の事業についてです。

第一に、各種の対話に関する事業は、町民にとってどのような効果が発生しているのか分かりません。いつも同じような方が集って、対話がどのように町民に還元されているのかが不明であります。対話を言うなら、お金をかけずとも町長や執行部が各公府や分館に出かけていって、住民の声に耳を傾けてはいかがでしょうか。議会も、既に14年にわたって各校区センターで対話の集会を行い、住民の皆さんとの声を聞き、全議員で議論して政策に反映する努力を重ねています。思想・心情が異なる議会ですら、このようなことができているわけで、行政側ができない道理はありません。対話の事業は中止・凍結し、または方向性を正して、住民との直接の対話に舵を切るべきです。

第2に、地域ブランド推進事業についてです。全てを否定するものではありませんが、少なくとも海外でのPRは直ちに中止すべきです。売れ筋の商品を持って行って料理に使ってもらったと

か、大刀洗の知名度が向上したなどという程度の事業は、絶対に税金を投入すべきではありません。それと、友達づくりは税金でなく、自腹でやってください。併せて、国内でのPR事業についても、町内のどのような商品を持参しPRするかについて、大いに疑問があると思います。

予算質疑の中では、町内の生産者に対し、PRに出品する主生産品を公募するなどの公務として、最も基本的な公平性の担保が全くできておらず、場合によっては個別の事業者から頼まれたものを持参してPRなどという、癒着が疑われる答弁すらありました。

およそ行政が最もやってはいけない税金を最も使ってはいけないことを平然と実施しているようにお見受けします。これは、憲法、地方公務員法、財務規則にも違反する重大な問題ではないでしょうか。直ちに中止するか、全ての事業者、生産者に往々の機会均等が与えられるよう、制度の抜本的な見直しが必要であります。現状の制度におけるPR事業は強く反対します。また、今回、事業者をプロポーザルで選定するということですが、少なくとも海外渡航は事業を計画に入れないこと、せめて県内の業者を条件とするよう強く求めるものです。

ふるさとw i s h委託料は、宣伝が目的であれば中止すべきと思います。また、報道番組ではなく自治体のコマーシャルであるとすれば、その旨を番組や住民に周知すべきです。全体として、約10年にわたり実施された地方創生事業の悪影響が大きく町を歪めてきたのではないでしょうか。

市町村の手挙げ方式で、実効性や効果の乏しい事業が次々に実施され、公務の姿が大きく歪められてきました。この流れの中で、本町は様々な事業を実施してきましたけれども、その多くは効果や根拠に乏しく、どのように住民の福祉向上に寄与しているのか分かりません。

このことは、私のみならず、議会の総意として再三指摘してきたところです。そして一方で、行政の基本である法律に基づく業務、公金の厳格な取扱い、記録による経過の保存といった最も基本的な事務は故意に軽視され、歪められ、機能しなくなってきた。人員の配置もそのような傾斜がかかっているのではないでしょうか。本当に残念な10年間がありました。

その中で、そういう実態のない事業がかっこいいとか、法律に基づく事務がかっこ悪いとか、誤った認識を持った職員が一部において残存しているようにお見受けします。本当に残念なことです。その点で、慶応SFCに関する事業もまた、国の地方創生と一体に地方自治体と関係を持ち、効果や目的の不十分な事業に関わっているようにお見受けします。こうした団体での研修などには十分に注意を払うべきだと考えます。

特に、7年度は8億円もの財政調整基金の取り崩しが計上されています。この際、義務的経費ではない、こうした実効性に疑問のある事業を厳しく精査し、中止・凍結を判断する重要な1年になってくると考えます。そして、住民の負担軽減や生活支援などの土台に予算を振り向けるべきです。

反対の4点目、同和に関する件です。特定の団体に対する会館運営費補助や研修費補助は、正しい解決方法とは言えず、支出すべきではありません。また、職員による特定の団体が主催する集会や学習会などの出張、研修なども今後は厳しく精査すべきと考えます。

以上が主に賛成できない事業であります。

さて、私たち議員と議会の責務、その取組については、予算委員会でも申し上げました。町長は、初日の挨拶において、職員を守るという立場で発言をなさいました。私も全く同感であります。では、そうした真面目な職員が、誠実に任務を全うできる行政組織になっているでしょうか。残念ながら、現町政においては、そのような行政運営になつてはいないのではないか。

特に深刻な事態として、法律に基づく制度設計や事業運営ができていない、公金の管理も適切にできていない、記録も記憶もない、ないないづくしではありませんか。その結果、行政で不正や不正常がまかり通っているのに、町長はそれを戒めも正しもせず、ひたすらこれをかばい放置し、遂には議会は特別委員会を立ち上げざるを得なくなりました。町長の運営責任は重大です。こと、ここに及んで少しは真摯に受け止めてください。

私たちは、こうした不正常な行政を正し、真面目な職員、将来ある若い職員が住民の福祉向上のため、法律に基づいて誠実に職務が執行できる、当たり前の大刀洗町行政になっていただきたいという立場で、今、調査を続けています。どうか今度こそ、真摯に自らの課題に向き合い、議会の指摘を受け止め、正常化に足を踏み出していただきたいと切に願う次第です。

そして、未来ある若い職員を不適切な業務に従事させ、あるいは犯罪に巻き込めようとして、職員の心やキャリアに傷を負わせているのは一体誰なのか、いま一度胸に手を当てて考えていただきたい。

そもそも議会が何の前触れもなく特別委員会を立ち上げたのでしょうか。全く違います。数年にわたり、予算や決算委員会で全会一致の意見を付して、毎年毎年同じような指摘を行ってきました。中でも行政実務の基本ができていないこと、事業効果の説明が不十分であること、住民代表である議会への対応がおろそかであること。さらに、議決の否決や修正、予算の削除、専決処分の不承認などの議決を通じて、その都度苦言を呈し改善を求めてきたのも周知のとおりです。昨年の10月には議長名で、行政実務の再構築を申し入れたところです。議会として一つ一つ議員間で議論し、合意形成を行い、このような判断や申入れを手順を踏んで行つてきました。

しかし残念ながら、町長は部分的な対応はあっても、本質的な部分において全く反省や改善に踏み出そうとせず、それどころか不正や不適切の原因をひたすらかばい、不正常をさらに後押しする態度に終始してきました。議会が特別委員会を議決したのも、極めて当然の流れと言えるのではないでしょうか。

大多数の誠実な町職員の皆さん、私たち議会の多数は、職員の皆さんのが法律に基づいて住民福

祉の向上のため、誠実に職員が執行できる職場づくりを目指して調査を続けています。町行政の不正や不適正を正すため、職員の皆さんのが勇気ある証言や告発が必要になります。そのような立場で活動しておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひいたします。

るる述べてまいりましたが、以上の点から一括採決の都合上、本案予算に反対の立場で討論するものです。併せて個別の事案でないもの、海外PRなどについては、原案可決であっても執行しないことを強く求めるものです。併せて高すぎる国保税に基づく国保会計、後期高齢者条例も合わせて賛成しかねるところであります。議員各位の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番、古賀世章でございます。今回、新年度の予算につきましては極めて残念ではございますが、ぎりぎり賛成の立場から意見を述べたいと思います。

御承知のように、これまでの調査特別委員会の調査などによりまして、町役場の管理職員の宿泊証明書の偽造や、度重なる地域振興課の「大刀洗マルシェかてて」の創立当初からの違法な経理が行われてきた。このような実態があることが既に判明をしております。

このような悪質な不正や不祥事がある中で組み立てられました今回の新年度の予算案、これは本来、評価に値しないのではないかとも考え、私は当初から反対票を投じることも考えました。しかしながら、予算の中には地域住民の方々が普段の生活をしていく上で、なくてはならない事案や予算案も多々あります、それを考えますと、原案の全てに反対というわけにはまいりません。

本当に極めて苦渋の決断ではございますが、先日の予算特別委員会での総括でも確認をしております中山町長の御答弁で、4月1日からの来年度予算の執行に際しては、法に従い、法の範囲内で予算の執行を務めてまいりたいという魂のこもったかつ責任のある御発言を頂戴しております。これを固く信じまして、今回は残念ながら賛成したいというふうに考えました。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、令和7年度大刀洗町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度一般会計に係る予算額は約92億円で、前年対比3.7%増の予算となっております。予算の概要につきましては、先週詳細な説明を受けましたが、予算書には住民生活に必要不可欠な経費のほか、総合計画に基づく多くの事業費予算が計上されております。

昨年度からは、ふるさと応援基金を活用した事業が増加傾向にあるようです。来年度予算で特徴的なのは、やはり区長からの要望や、議会報告会で出された住民からの意見・要望をはじめ、議員の一般質問あるいは若者の意見など、町民の意見や要望をしっかりと反映した、きめ細かな

予算となっていることがあります。

予算額としては、高額な事業費や細かな事業費など様々ですけれども、今回の予算の中で、私が特に次の4点に注目をいたしております。

1つは、公共施設のLED化の計画的な推進であります。昨年度以降、ドリームセンターや勤労者体育センターなどの大規模施設、あるいは航空センターなどがLED化されました。来年度は、運動公園の多目的グラウンド照明のLED化のために、約1億1,000万円、菊池小学校と立川小学校の体育館のLED化のために約1,000万円の予算が計上されております。

先月、総務文教厚生委員会で勤労者体育センターを調査しましたが、LED化された体育館はとても明るくてすばらしい施設になっておりました。中学校の生徒さんが明るい施設の中で、バスケットボールや卓球などを行っておられたのが非常に印象に残っております。

2つ目は、学校給食費の補助の増額であります。

近年、諸物価が高騰する中、給食費も大幅にアップしておりますが、本町においては、保護者負担を据え置くため毎月の給食費に対し、小学生と中学生1人当たり1,000円助成されています。

来年度は、補助額を小学生が1,600円、中学生が2,000円に増額するための予算を計上されておりまして、給食費の補助の総額というのが大体2,800万円くらいになるのかなというふうに感じております。以上のように、本町においては、給食費のアップ分を補助の増額で補填されていますけども、最近、全国的にも給食費の無償化が進みつつあります。

ぜひ、本町においても、検討を進めるべきだと思います。また、保育園における副食費の助成などについても、ぜひ検討していただきたいと思っております。

3つ目は、若者の要望に沿った事業の実施であります。

議会だよりの新有権者の声の欄に、若者の意見を掲載しておりますけども、夜の道が暗いので何とかしてもらいたいという意見が毎回のように出されています。この要望に対応するため、一昨年度から、集落内防犯灯のLED化のための予算が拡充されてきたところでございます。来年度も引き続き、防犯灯設置工事として、昨年度から150万円アップした450万円もの予算が計上されております。今後は、ぜひ集落と集落を結ぶ通学路などの防犯灯の設置が望まれるところであります。

4つ目です。公共施設の防犯カメラの設置についてであります。これまで施設が非常に難しかった防犯カメラでけども、来年度に役場庁舎などで防犯カメラを20台設置すると、そのための予算が計上されております。本庁舎に8台、中央公民館、ドリームセンター、子ども家庭センターにそれぞれ4台設置されますが、そういうことで、庁舎など関係施設における安全性の確保が非常に期待されるところであります。引き続き、コミュニティセンターや小中学校などへの設

置を進めていただきたいと思います。

このほかにも、ぬくもりの館の改修費約2,200万円、親元就農支援給付金300万円、子供の1か月健康診査及び5歳児健康診査150万円などが新規事業として予算計上されています。

継続事業としては、校区センター大規模改修費約7,600万円、道路維持改修費で1億6,000万円といった予算が計上されています。そのほかにも、塵芥処理や健康増進、福祉の向上あるいは各種イベントの実施などに係る重要費用がしっかりと計上されておりまして、住みよい魅力ある大刀洗町実施実現が非常に期待されるということあります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和7年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） はい、起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第21号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを討論いたします。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

議案第22号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についての討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

議案第23号令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算についての討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号令和7年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

日程第19. 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第19、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11 名中起立 11 名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第 20、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 9 回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月21日

議長 高橋直也

署名議員 平山 賢治

署名議員 河野 政之

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月21日

議 長

署名議員

署名議員